2021/10/27

第５次岡山県廃棄物処理計画（素案）

～持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ～

【副題検討中】

令和４年３月

岡　山　県

＜目　次＞

第１章 計画策定の趣旨等 1
第１節 計画策定の趣旨 1
第２節 計画の位置づけ 2
第３節 計画の期間 3
第２章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針 4
第１節 計画の基本理念 4
第２節 基本方針 4
第３節 基本施策の方向性 5
１． 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について 5
２． ６つの基本方針に関する施策の方向性及びＳＤＧｓとの関連性 6
第３章 一般廃棄物 8
第１節 一般廃棄物の現状と課題 8
１． ごみ処理の現状と課題 8
２． 第４次計画の目標の達成状況 19
３． し尿処理の現状と課題 22
第２節 一般廃棄物の将来予測と目標 26
１． ごみ総排出量の将来予測 26
２． ごみ処理の将来予測 28
３． 一般廃棄物の減量化の目標 29
第３節 目標達成等に向けての取組 32
１． 排出者の責務の徹底・強化 32
２． 排出抑制と循環的利用の推進 33
３． 適正処理の推進 37
４． 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 40
５． 廃棄物情報の共有化と相互理解 42
６． 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え 43
第４節 ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画 46
１． 「岡山県ごみ処理広域化計画」策定の経過と趣旨 46
２． 基本方針 46
３． ブロックごとの廃棄物処理体制 48
４． 各ブロックにおける人口及びごみ排出量等 50
５． 今後のブロック割の設定 51
第４章 産業廃棄物 52
第１節 産業廃棄物の現状と課題 52
１． 排出量の現状と課題 52
２． 処理の現状 55
３． 広域移動の現状 59
４． 産業廃棄物処理施設等の状況 61

５．　監視指導等の状況 63
６．　第４次計画の目標の達成状況 64
７．　産業廃棄物処理に関する課題 65
第２節 産業廃棄物の将来予測と目標 67
１．　排出量の将来予測 67
２．　処理の将来予測 70
３．　産業廃棄物の再生利用等の目標 71
第３節 目標達成等に向けての取組 73
１．　排出者の責務の徹底・強化 73
２．　排出抑制と循環的利用の推進 74
３．　適正処理の推進 77
４．　廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 79
５．　廃棄物情報の共有化と相互理解 80
第５章 食品ロス 82
第１節 食品ロスの現状と課題 82
１．　我が国の食品ロスの現状 82
２．　岡山県の食品ロスの現状 83
３．　岡山県の食品ロスに関する課題 85
第２節 食品ロスの将来予測と目標 85
１．　食品ロス削減推進法基本方針における削減目標 85
２．　県の将来予測と削減目標 86
第３節 目標達成等に向けての取組 89
１．　岡山県の施策 89
第６章 廃棄物処理計画の推進 94
第１節 関係者の役割 94
１．　県民の役割 94
２．　事業者の役割 95
３．　処理業者の役割 96
４．　市町村の役割 97
５．　県の役割 98
第２節 計画の進行管理 99

資料編

１　制度、施設等の紹介 資-1
２　その他参考資料 資-16
表Ⅰ　廃棄物の種類 資-16
表Ⅱ　ごみ処理状況 資-19
表Ⅲ　一般廃棄物処理施設 資-22
表Ⅳ　産業廃棄物処理状況 資-27

第１章　計画策定の趣旨等

第１節　計画策定の趣旨

我が国では、これまでの数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や各種リサイクル法の制定等の対策が行われ、リサイクル率の向上や最終処分量の減少などにおいて、一定の効果がみられたものの、近年、世界的に資源制約が顕在化する中にあって、消費者、事業者、行政等の協働のもとで、廃棄物を資源としてこれまで以上に活用しながら、持続可能な循環型社会への転換を一層進めることが求められています。また、気候変動による豪雨災害が多発しており、岡山県でも平成 30(2018)年の西日本豪雨で大きな被害を受け、大量の災害廃棄物が発生したこともあり、災害廃棄物処理体制の整備による災害廃棄物の迅速な処理に対する県民の要望が高くなっています。

全国的な話としては、１年間に約 600 万トン（平成 30(2018)年度）もの食料が食品ロスとして捨てられており、その処分のための運搬や焼却の際に排出される二酸化炭素や焼却後の灰の埋め立てが環境負荷にも繋がることから、食品ロスの削減は、喫緊の課題になっています。また、グローバルな課題としては、脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて取り組みを始める時が来ています。

こうした中、これまで本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物処理法及び国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年１月環境省告示第７号。以下「国の基本方針」という。）」に基づいて、平成 29(2017)年３月に第４次岡山県廃棄物処理計画（平成 28(2016)～令和２(2020)年度）（以下「第４次計画」という。）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

このたび策定する「第５次岡山県廃棄物処理計画」では、第４次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行ったうえで、廃棄物を資源として活用しながら持続可能な社会をつくる必要性や、環境保全と安全・安心に関する意識の高まりを踏まえ、計画の副題を「持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ【副題検討中】」として、新たな計画期間（令和３(2021)～７(2025)年度）における本県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者すべての指針とするものです。また、令和元(2019)年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が制定（同年 10 月施行）、令和２(2020)年３月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下、「食品ロス削減推進法基本方針」という。）」が策定されたことを受け、本計画における食品ロス削減の取組を「岡山県食品ロス削減推進計画」として位置付け、岡山県の特性に沿った食品ロス削減対策を推進するための方向性を示すものです。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針に即して定めるもので、「第３次晴れの国おかやま生き活きプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」等を上位計画として策定することとします。本計画の位置づけと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

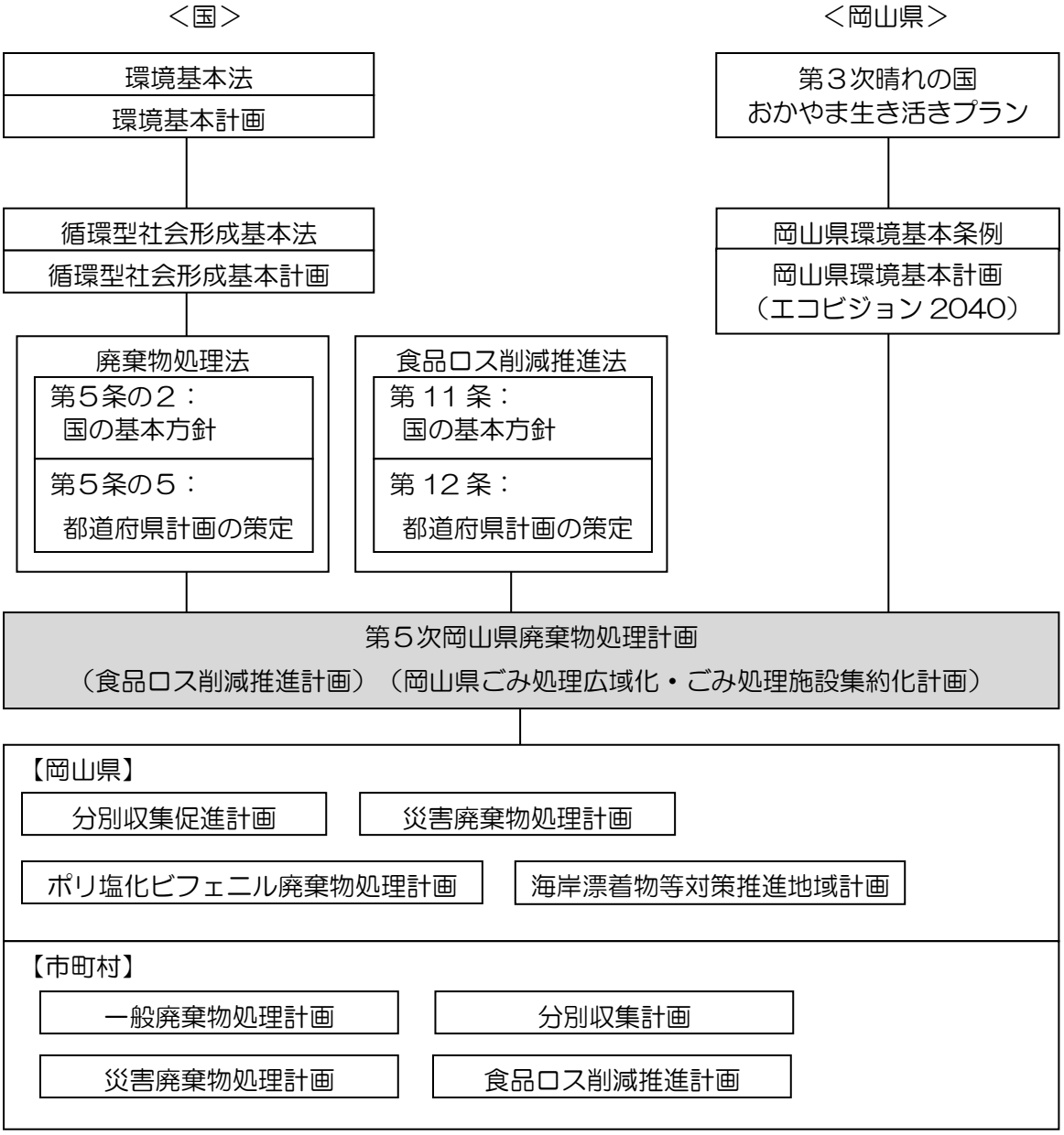

図 1-2-1　廃棄物処理計画の位置付け

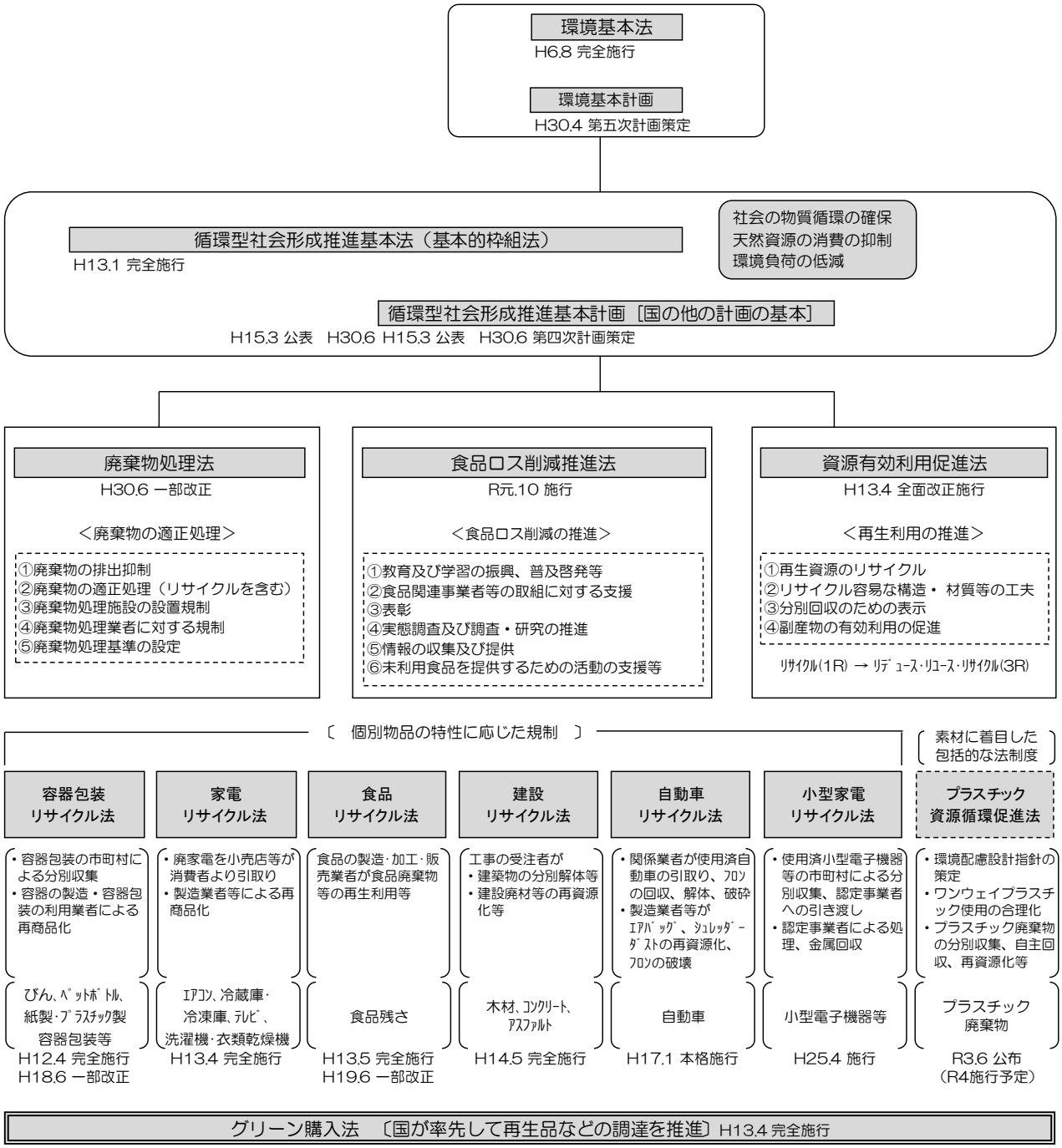

図 1-2-2　循環型社会形成推進のための法体系

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和３(2021)年度を初年度とし、令和７(2025)年度を目標年度とする５年間とします。食品ロス削減推進計画についても、同様の計画期間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第２章　廃棄物対策の基本理念及び基本方針

第１節　計画の基本理念

本計画は、岡山県環境基本計画「エコビジョン 2040」に示された目指す姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで豊かな岡山を次世代へ～」を実現するため、基本目標の一つにある「循環型社会の形成」を着実に進めるためのものです。

本計画の基本理念は、第４次計画から引き続き、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の２つを柱とします。

〇循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
〇廃棄物の削減による環境への負荷の低減

第２節　基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制と、再使用・再生利用・熱回収及び適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた６つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

１．排出者の責務の徹底・強化
２．排出抑制と循環的利用の推進
３．適正処理の推進
４．廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
５．廃棄物情報の共有化と相互理解
６．災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

第３節　基本施策の方向性

１．持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について

平成 27(2015)年９月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12(2030)年を年限とする 17 の国際目標が掲げられました。この目標を、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」と呼び、この略称を「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」といいます。

本計画における取組も、持続可能な社会づくりの推進に寄与するものとして、ＳＤＧｓの次のような目標と関連があります。

目標２［飢餓］
飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標４［教育］
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する

目標８［経済成長と雇用］
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

目標９［インフラ、産業化、イノベーション］
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標１１［持続可能な都市］
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する

目標１２［持続可能な消費と生産］
持続可能な生産消費形態を確保する

目標１３［気候変動］
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標１４［海洋資源］
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標１７［実施手段］
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

図 2-3-1　本計画の基本方針と関連する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

２．６つの基本方針に関する施策の方向性及びＳＤＧｓとの関連性

（１）排出者の責務の徹底・強化

県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者の責務の徹底と強化を図ります。

（２）排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、エネルギー回収）を推進します。

（３）適正処理の推進

廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

（４）廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお、循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

（５）廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

（６）災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

地震・津波や豪雨をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。また、近年における災害の激甚化・頻発化には気候変動の影響が考えられ、廃棄物・リサイクル分野においても気候変動への適応に向けた取組が求められます。

第３章　一般廃棄物

第１節　一般廃棄物の現状と課題

１．ごみ処理の現状と課題

（１）ごみ総排出量

ごみ総排出量は多少の増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、令和元(2019)年度においては約 697 千トンとなっています。

県民１人１日当たりのごみ排出量は、令和元(2019)年度において 1,002.3g/人・日となっています。

令和元(2019)年度のごみ総排出量を生活系と事業系別でみると、生活系ごみは、66.0%の約 460 千トン、事業系ごみは、約 34.0%の 237 千トンとなっています。

平成 26(2014)年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは横ばい傾向にあります。

表 3-1-1　ごみ総排出量等の推移

項目		年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
人口	総人口	（人）	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,916,913	1,910,871	1,900,821
	計画収集人口	（人）	1,939,856	1,924,745	1,923,783	1,916,803	1,910,779	1,900,755
ごみ総排出量[1]	計画収集量	(t/年)	564,378	564,915	551,119	541,561	537,408	548,618
	直接搬入量	(t/年)	77,962	75,597	67,746	76,261	75,943	80,390
	集団回収量	(t/年)	59,882	57,856	68,678	76,833	63,267	68,289
	合計	(t/年)	702,222	698,368	687,543	694,655	676,618	697,297
	生活系ごみ	(t/年)	470,651	464,444	461,676	468,288	447,251	460,285
	（うち家庭系ごみ[2]）	(t/年)	369,548	365,633	353,385	353,467	347,596	356,277
	事業系ごみ	(t/年)	231,571	233,924	225,867	226,367	229,367	237,012
1人1日当たりのごみ排出量[3]		(g/人・日)	991.7	991.3	979.1	992.8	970.1	1,002.3
	うち生活系	(g/人・日)	664.7	659.3	657.5	669.3	641.2	661.6
	（うち家庭系）	(g/人・日)	521.9	519.0	503.2	505.2	498.4	512.1
	うち事業系	(g/人・日)	327.0	332.0	321.6	323.5	328.9	340.7

備考：1)「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。
2)「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量（集団回収量含む）を除いた量とした。
3)1人1日当たりのごみ排出量＝（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）÷総人口÷365又は366
4)実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」によるものを基本としているが、一部市町村の実績値の見直しを行っているため、必ずしも一致していない。

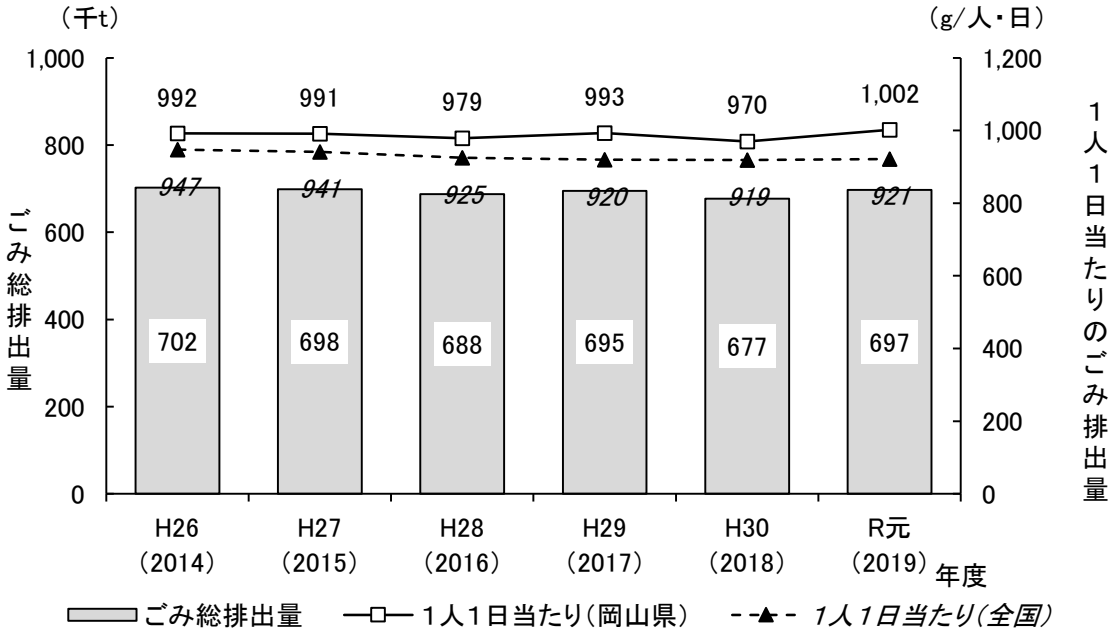

図 3-1-1　ごみ総排出量・１人１日当たりごみ排出量の推移

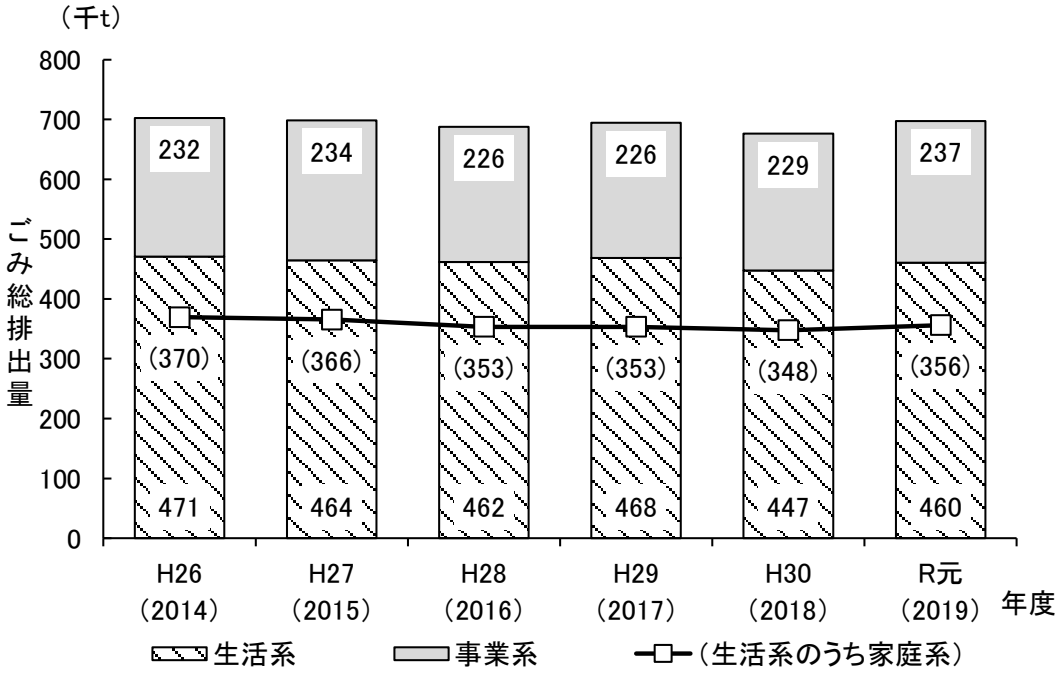

図 3-1-2　生活系・事業系ごみ別排出量の推移

（２）ごみ処理の現状

① ごみ処理の状況

令和元(2019)年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は約 697 千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は約 629 千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が約 562 千トン、破砕・選別等により中間処理された量が約 48 千トン、直接資源化された量が約 15 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が約４千トンとなっています。

総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して約 203 千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して約 30 千トンとなっており、中間処理により減量化された量は約 464 千トンとなっています。

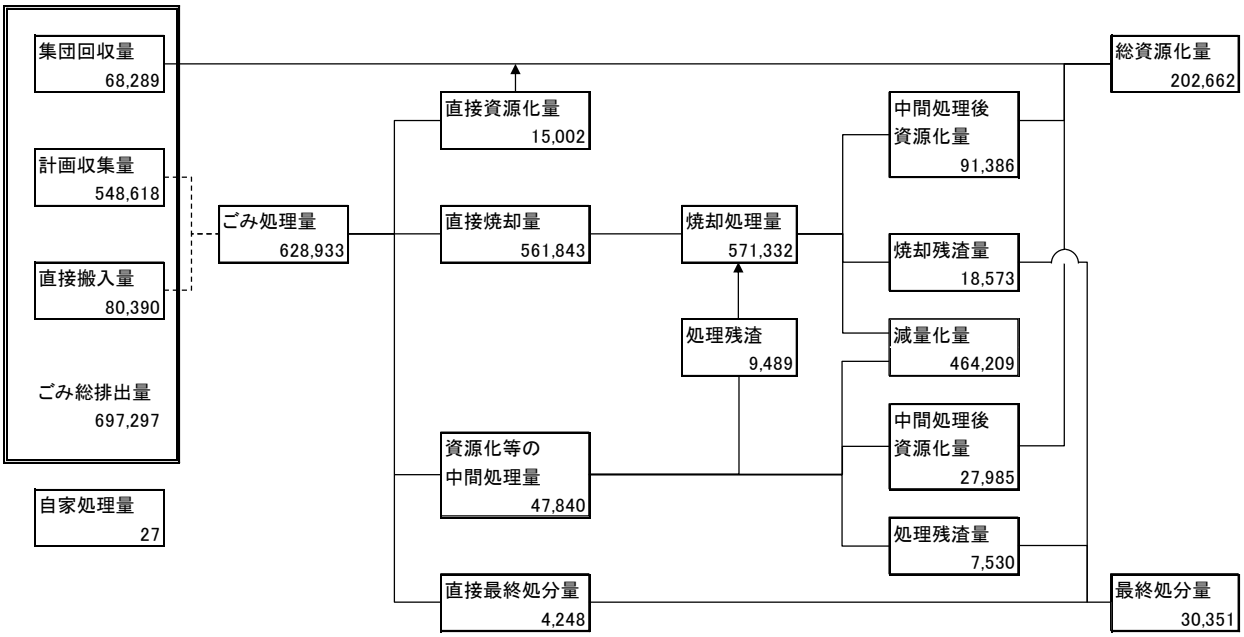

（単位：t/年）

備考：1）リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100
2）最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100
3）「計画収集量＋直接搬入量」と「ごみ処理量（直接資源化量、直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量の和）」は、計算方法の違いやタイムラグ等があるため、一致しない場合がある。

図 3-1-3　一般廃棄物（ごみ）処理のフロー（令和元(2019)年度）

ごみ処理状況の推移をみると、平成 30(2018)年度までは減少傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度は増加に転じています。直接焼却量、資源化等の中間処理量、直接最終処分量は、概ねこの傾向に沿った変動となっていますが、直接資源化量は平成 28(2016)年度以降、減少傾向となっています。

表 3-1-2　ごみ処理状況の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
直接焼却量	567,763	568,123	553,854	547,767	541,538	561,843
資源化等の中間処理量	49,086	49,216	49,734	47,162	47,236	47,840
直接資源化量	17,663	19,044	17,680	16,219	15,505	15,002
直接最終処分量	7,536	3,833	3,312	4,147	4,037	4,248
合計	642,048	640,216	624,580	615,295	608,316	628,933

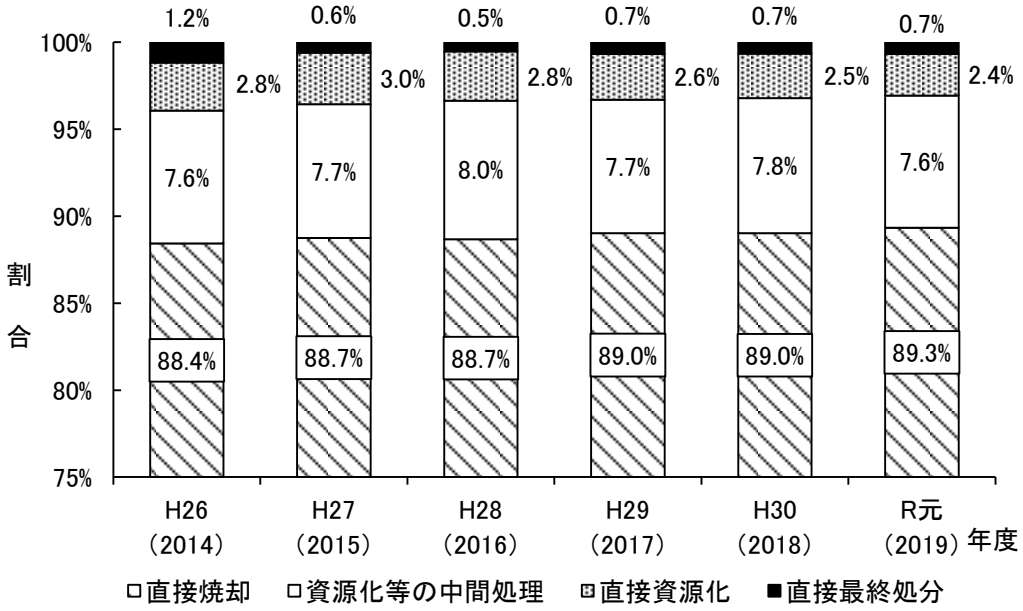

備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-4　ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

ア．資源化量の推移

総資源化量は、増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向にあり、令和元(2019)年度の資源化の内訳は、直接資源化量が約 15 千トン（総資源化量の 7.4%）、中間処理後資源化量が約 119 千トン（同 58.9%）、集団回収量が約 68 千トン（同 33.7%）となっています。

表 3-1-3　手法別資源化量の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	H26（2014）	H27（2015）	H28（2016）	H29（2017）	H30（2018）	R元（2019）
直接資源化量	17,663	19,044	17,680	16,219	15,505	15,002
中間処理後資源化量	125,519	130,396	130,130	111,697	113,138	119,371
集団回収量	59,882	57,856	68,678	76,833	63,267	68,289
合計	203,064	207,296	216,488	204,749	191,910	202,662

備考：1）直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの
2）中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入される者
3）集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの

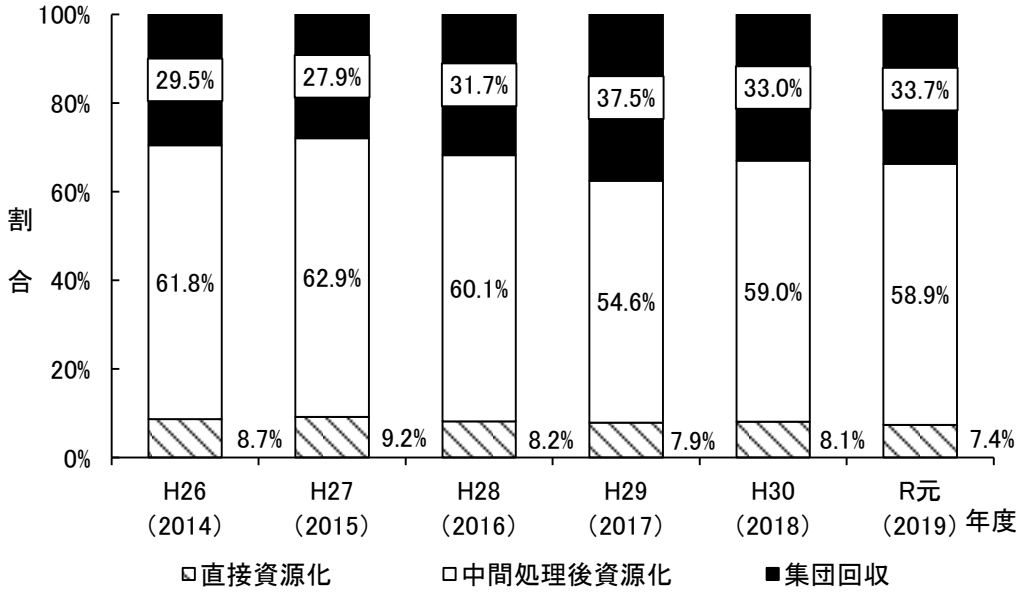

備考：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

図 3-1-5　手法別資源化割合の推移

イ．品目別資源化量の推移

令和元(2019)年度の品目別の資源化量で最も多いのは、「その他」（ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等）で約 92 千トンが資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。

いずれの品目も、多少の増減を繰り返しながら、概ね横ばい状態が続いています。

表 3-1-4　品目別資源化量の推移

（単位：t/年）

項目＼年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
紙類	73,036	70,816	80,597	87,514	73,959	77,903
金属類	11,202	11,393	10,870	10,415	12,659	13,498
ガラス類	11,466	11,478	10,580	10,629	10,337	9,752
ペットボトル	3,041	3,037	3,100	3,121	3,162	3,144
プラスチック類	3,363	3,266	3,168	2,988	2,870	2,809
布類	4,207	4,427	3,946	3,935	3,573	3,881
その他	96,749	102,877	104,227	86,147	85,350	91,675
合計	203,064	207,296	216,488	204,749	191,910	202,662

備考：「その他」は、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

ウ．リサイクル率の推移

令和元(2019)年度のリサイクル率は 29.1%となっており、平成 28(2016)年度をピークに減少あるいは横ばい傾向となっています。近年のリサイクル率の減少は、全国でも同様の傾向となっており、その一因として県内の小売店等での店頭回収などが増加していることにより、市町村の計画収集による回収量が減少していることが考えられます。

なお、令和元(2019)年度のリサイクル率(29.1%)は全国第３位の水準で、全国平均のリサイクル率（19.6%）を9.5ポイント上回っています。（第１位は山口県（32.7%）、第２位は鳥取県（29.2%））

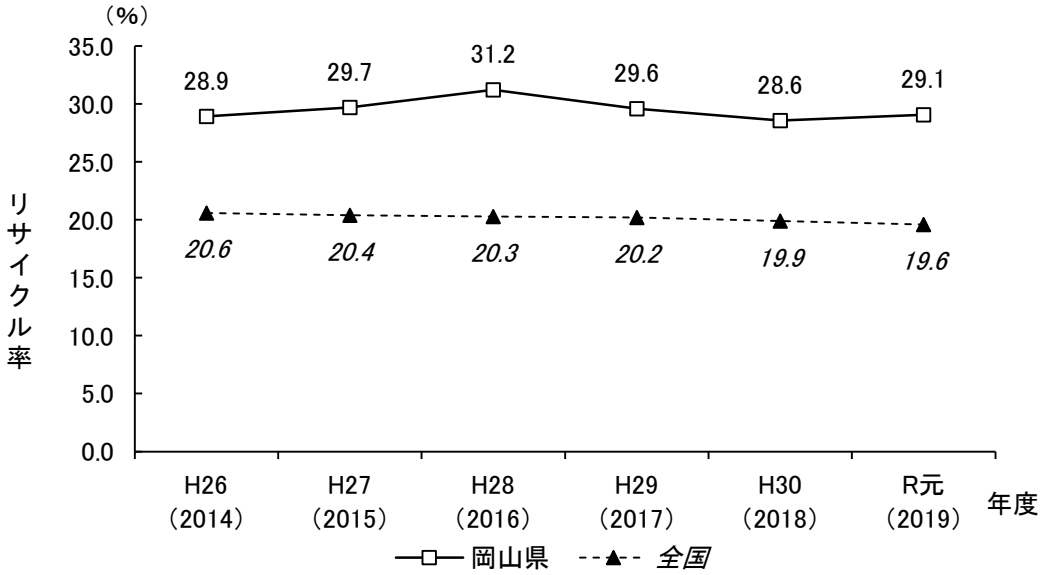

備考：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）
÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

図 3-1-6　リサイクル率の推移

③ 最終処分の状況

ア．最終処分量の推移

令和元(2019)年度の最終処分量は約 30 千トンとなっています。

令和元(2019)年度の最終処分量の内訳は、直接最終処分量が約４千トン（最終処分量の14.0%）、焼却残渣が約 19 千トン（同 61.2%）、処理残渣が約８千トン（同 24.8%）となっています。

令和元(2019)年度の最終処分量を１日当たりに換算すると、82.9t/日となっています。

表 3-1-5　最終処分量の推移

項目 ＼ 年度		H26（2014）	H27（2015）	H28（2016）	H29（2017）	H30（2018）	R元（2019）
直接最終処分量	(t/年)	7,536	3,833	3,312	4,147	4,037	4,248
焼却残渣埋立量	(t/年)	21,513	21,355	17,343	17,209	17,087	18,573
処理残渣埋立量	(t/年)	7,485	8,846	9,608	7,853	7,919	7,530
合計	(t/年)	36,534	34,034	30,263	29,209	29,043	30,351
	(t/日)	100.1	93.0	82.9	80.0	79.6	82.9

備考：処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

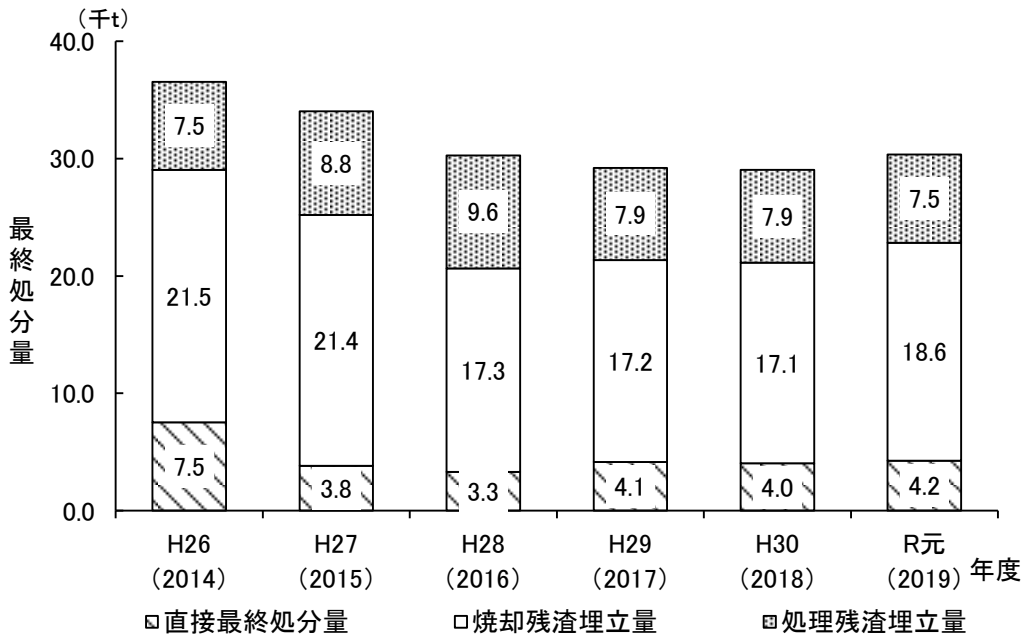

図 3-1-7　最終処分量の推移

イ．最終処分率の推移

令和元(2019)年度の最終処分率は 4.8%となっており、平成 28(2016)年度以降は概ね横ばいで推移しています。

また、全国平均と比べると、近年は全国平均を下回っている状況が継続しており、令和元(2019)年度は全国平均（9.3%）を 4.5 ポイント下回っています。

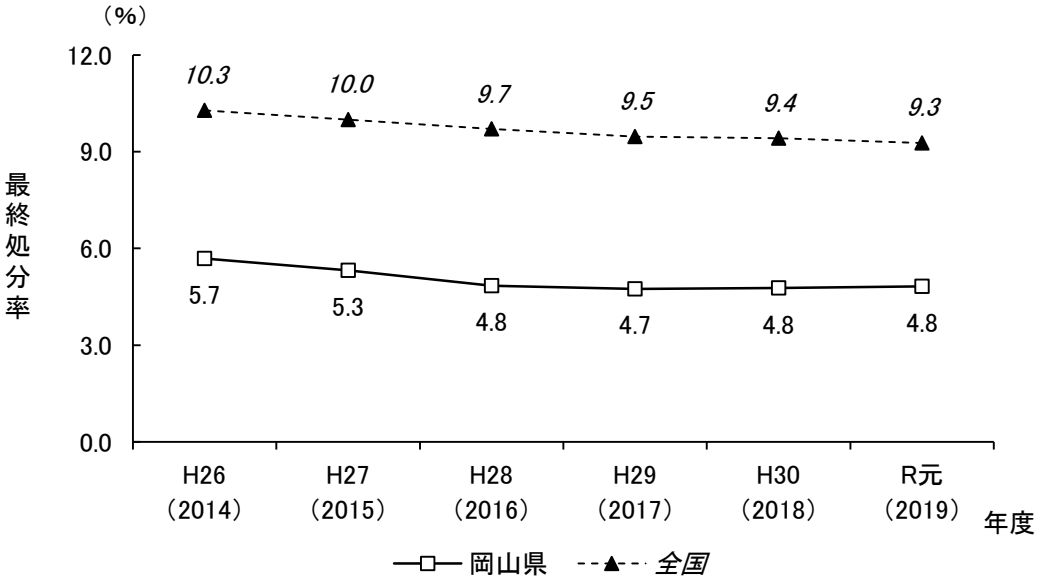

備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

図 3-1-8　最終処分率の推移

（３）ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は令和２(2020)年度末現在、22 施設で合計 2,866t/日の処理能力を有しています。燃焼方式別では、全連続式（24 時間運転）が９施設、准連続式が６施設、バッチ式が７施設となっています。

表 3-1-6　ごみ焼却施設の設置状況

	施設数					合計処理能力（t/日）
	施設規模（t/日）				合計	
	10未満	10以上 100未満	100以上 300未満	300以上		
令和2(2020)年度末	0 (0.0%)	12 (54.5%)	6 (27.3%)	4 (18.2%)	22 (100.0%)	2,866

備考：1）カッコ内は合計施設数に対する割合
　　2）倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（一般廃棄物分の処理能力303t/日）を含む。

また、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に 20～30 年程度とされていますが、令和２(2020)年度末現在で稼働年数が 20 年以下の施設の割合は 22.6%（５施設）となっており、21～25 年が 40.9%（９施設）、26～30 年が 22.7%（5 施設）、30 年以上が 13.6%（3 施設）となっています。施設の処理能力は、稼働年数 21 年以上の 17 施設で 2,347t/日と、全施設の合計処理能力（2,866t/日）の 81.9%となっています。

表 3-1-7　稼働年数別のごみ焼却施設の状況

項目＼稼働年数	～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	30年以上	合計
施設数	1 (4.5%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	9 (40.9%)	5 (22.7%)	3 (13.6%)	22 (100.0%)
合計処理能力（t/日）	10 (0.3%)	206 (7.2%)	0 (0.0%)	303 (10.6%)	1,224 (42.7%)	733 (25.6%)	390 (13.6%)	2,866 (100.0%)

備考：1）稼働年数は令和2(2020)年度末現在
　　2）カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

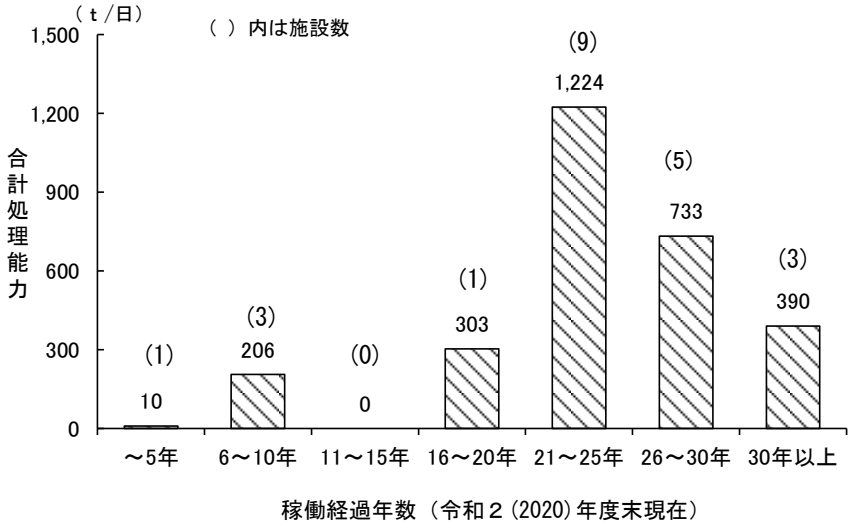

図 3-1-9　稼働年数別のごみ焼却施設

② 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は令和２(2020)年度末現在、10 施設で合計 336t/日の処理能力を有しています。また、資源化施設は 11 施設で合計 157.65t/日の処理能力を有しており、合計 493.65 t/日の処理能力を有しています。

表 3-1-8　粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

	施設	施設数	合計処理能力（t/日）
令和2(2020)年度末	粗大ごみ処理施設	10	336.00
	資源化施設	11	157.65
	合計	21	493.65

備考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第１項の規定に基づく届出施設

③ 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、令和２(2020)年度末現在、17 施設が整備されており、埋立面積は約255千m^2、全体容量は約1,957千m^3です。残余容量は878千m^3（令和２(2020)年度末現在）となっています。

表 3-1-9　最終処分場の設置状況

	施設数	埋立面積（m^2）	全体容量（m^3）	残余容量（m^3）
令和2(2020)年度末	17	255,063	1,957,201	878,190

備考：令和2(2020)年度末の数値のうち「残余容量(m^3)」は、
「一般廃棄物処理実態調査」の令和元(2019)年度実績に基づく。

（４）ごみ処理経費の状況

ごみ１トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、本県、全国ともに、平成 26(2014)年度以降、増加傾向で推移しています。令和元(2019)年度の本県のごみ処理経費は、ごみ１トン当たり 38,500 円であり、全国値（38,000 円）と概ね同程度の水準となっています。

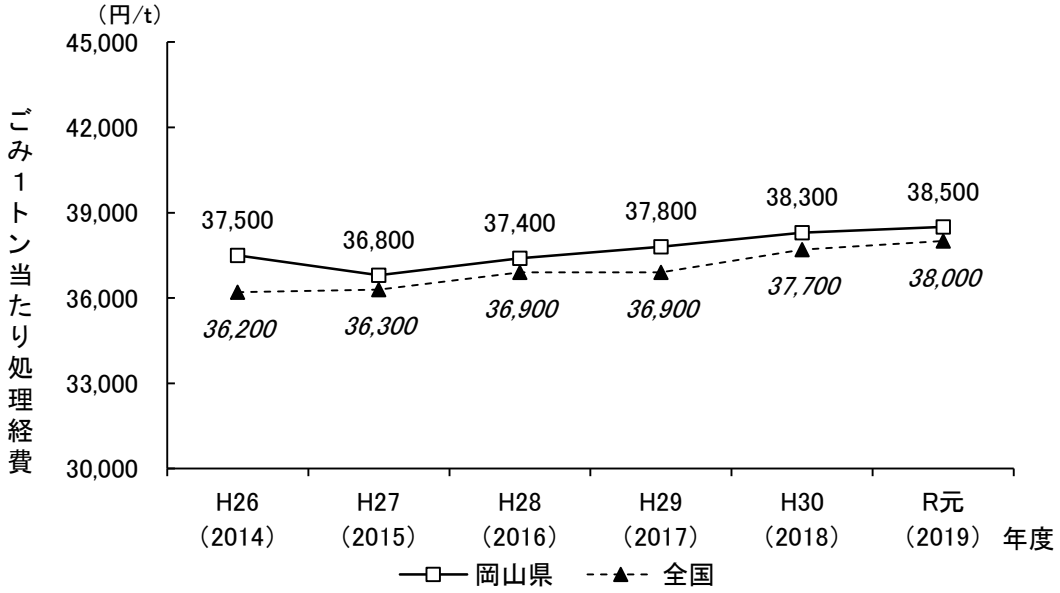

備考：1）ごみ1トン当たりの処理経費（円/t）＝処理及び維持管理費÷（計画収集量＋直接搬入量）
2）処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1-10　ごみ処理経費の推移

（５）海ごみの状況

本県の沿岸が面する瀬戸内海は、本州、四国、九州に囲まれ、外洋との海水の交換が少ない海域（閉鎖性海域）であることから、瀬戸内海における海ごみの多くは、海外から流入したものではなく、周辺の陸域から流れ込んだものだと考えられ、私たち一人ひとりのライフスタイルに密接に関連する問題といえます。また、最近では、マイクロプラスチックについて、有害物質を吸着しやすいことや海洋生物が誤摂食しやすいことなどから、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されています。

本県の海ごみのうち、海岸漂着物（海岸に漂着又は散乱しているごみ等）については、アシ等の自然物をはじめ、ペットボトルや魚箱（発泡スチロール製容器）などの破片・かけら類、容器包装等の日常生活系ごみ類、漁具等がみられ、島しょ部には本土側よりも多くの海岸漂着物が確認されています。

漂流ごみ（海洋を漂流しているごみ）については、国の調査によると、水島灘のごみの密度は、広島湾を除く瀬戸内海の他海域より低めで、瀬戸内海自体の漂流ごみも、他の海域と比較して少ない状況とみられます。

海底ごみ（海底に堆積したごみ）については、調査が行われた水島灘、牛窓沖での回収量は、愛媛県東部と香川県西部間の海域、広島湾（南）に続いて多く、瀬戸内海自体の海底ごみも、他の海域と比較して多いとみられます。

本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和２(2020)年４月、全市町村及び岡山県経済団体連絡協議会と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年 12 月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、関係者が連携・協力して対策を進めることとしています。

（６）災害廃棄物

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のために迅速な災害廃棄物の処理が必要となります。

環境省は、平成 26(2014)年３月に東日本大震災で得られた経験や知見等を踏まえた「災害廃棄物対策指針」を策定（平成 30(2018)年３月改定）しているほか、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を進めるための、廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正、地域ブロック協議会における県境を越えた連携の取組などが進められています。

本県では、このような国の動きも踏まえ、平成 28(2016)年３月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、その後、平成 30 年７月豪雨により多量の災害廃棄物が発生した際の経験や明らかになった課題等を踏まえ、令和２(2020)年３月に改訂版として見直しを行ったところです。一方、市町村災害廃棄物処理計画を策定済みの市町村は、令和３(2021)年３月末時点で 21 市町村であり、今後、災害廃棄物処理計画の策定・改訂支援等を進めながら、災害への備えをさらに充実させていく必要があります。

２．第４次計画の目標の達成状況

（１）第４次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第４次計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を令和元(2019)年度実績を用いて評価します。

① 第４次計画の目標

ア．排出抑制の目標

１人１日当たりの排出量を令和２(2020)年度において 935g とすることを目指す。
（うち、１人１日当たり家庭系ごみ排出量は 500g）

イ．資源化の目標

リサイクル率を令和２(2020)年度において 32.7%とすることを目指す。

ウ．最終処分量の削減目標

最終処分量を令和２(2020)年度において 86.5 トン/日とすることを目指す。

② 達成状況の評価

ア．排出抑制の目標

現状（令和元(2019)年度実績）におけるごみ排出量は、１人１日当たり 1,002.3g であり、第４次計画の令和２(2020)年度目標値である１人１日当たり 935g より多くなっています。

また、現状（令和元(2019)年度実績）における家庭系ごみ排出量は、１人１日当たり 512.1g であり、第４次計画の令和２(2020)年度目標値である１人１日当たり 500g より多くなっています。

イ．資源化の目標

現状（令和元(2019)年度実績）におけるリサイクル率は 29.1%であり、第４次計画の令和２(2020)年度目標値であるリサイクル率 32.7%より低くなっています。

ウ．最終処分量の削減目標

現状（令和元(2019)年度実績）における最終処分量は 82.9 トン/日であり、第４次計画の令和２(2020)年度目標値である最終処分量 86.5 トン/日より少なくなっています。

表 3-1-10　第４次計画の目標値と現状

		第4次計画		現状
		H26実績	R2目標値	R元実績
ごみ総排出量	(t/日)	1,923.9	―	1,905.2
	(g/人・日)	991.7	935.0	1,002.3
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	521.9	500.0	512.1
最終処分量	(t/日)	100.7	86.5	82.9
	(g/人・日)	51.9	―	43.6
リサイクル率	(%)	28.9	32.7	29.1

（２）ごみ処理に関する課題

① ごみ排出量の削減

近年のごみ総排出量はわずかに減少傾向、１人１日当たりのごみ排出量はやや増加傾向で推移しており、現状では第４次計画の目標である「935g/人・日」は達成できていません。

一方、１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移しており、平成 30(2018)年度は第４次計画の目標である「500g/人・日」を達成しましたが、直近の令和元(2019)年度実績は 512.1g/人・日であり、未達成となっています。

近年は、全国的にも１人１日当たりのごみ排出量の減少幅が小さく、排出量の削減が頭打ちの傾向にあり、また、多発する災害や、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響から、ごみの排出傾向が見通しにくくなる要因も増えています。このような状況の中にあっても、ごみ排出量の削減をより一層推進していくために、県民、事業者、市町村、県が一体となり、ごみの排出抑制や適切な分別排出に向けた取組を進めていく必要があります。

② リサイクルの推進

岡山県内では、ガス化溶融施設（水島エコワークス）の稼働による再生利用推進を行っていることもあり、全国と比べても、リサイクル率は高い水準を維持していますが、現状では第４次計画の目標値である「リサイクル率 32.7%」は達成できていません。

さらに、これまで本県の再生利用推進の一翼を担ってきたガス化溶融施設（水島エコワークス）が令和６(2024)年度末に倉敷市とのＰＦＩ事業契約を終了する予定であることから、これまで以上に、リサイクル率の向上に向けた取組を推進していく必要があります。

表 3-1-11　（参考）ガス化溶融の影響を考慮したリサイクル率の推移

（単位：%）

項目＼年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
リサイクル率	28.9	29.7	31.2	29.6	28.6	29.1
（※倉敷市のガス化溶融分を除いた場合）	(18.7)	(18.5)	(20.0)	(20.9)	(19.5)	(19.6)

③ 最終処分量の削減

最終処分量及び最終処分率は、平成 26(2014)年度と令和元(2019)年度を比較すると、減少しています。また、岡山県全体の最終処分率は、全国と比べても低くなっており、第４次計画の目標値である「最終処分量 86.5t/日」も達成できていることから、最終処分量の削減に関する取組は順調に進められているものと考えます。

しかしながら、平成 28(2016)年度以降は最終処分量、最終処分率ともに、概ね横ばいで推移しており、第４次計画の目標を達成していても、最終処分場の容量確保や延命化の観点から、今後も引き続き、最終処分量を極力削減するための取組を継続していく必要があります。

④ ごみ処理施設の計画的な整備等

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。県は、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成 19(2007)年３月に「新岡山県ごみ処理広域化計画」を策定し、この中で示された市町村のブロック割の考え方と取組は、第４次計画においても継承してきました。引き続き、関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電やエネルギー回収等を推進することにより、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止に寄与することが求められており、これは、災害時等におけるエネルギー供給拠点としての機能を発揮することにもつながります。

一方で、廃棄物処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化について検討していくことが必要です。ごみ焼却施設は一般に稼働後 20 年～30 年程度が更新時期と言われていますが、建物については 50 年程度の耐用年数を備えており、また、ごみ焼却施設に設置される各種の設備・機器については、20 年を経過してもなお、高い健全度を保っている設備・機器等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものも多いことから、ごみ処理施設内の設備・機器の維持管理を適切に行ったうえで、耐用年数の比較的短い重要設備を適切な時期に更新する等の対策を行うことにより、ごみ処理施設全体の耐用年数の延長を図ることは、地方自治体の財政のみならず、資源・エネルギーの保全及び地球温暖化対策の観点からも重要であると言えます。

さらに、近年では、大規模な災害の発生に伴い発生する災害廃棄物が、廃棄物処理施設において迅速かつ適正に処理できることも重要となっています。

３．し尿処理の現状と課題

（１）処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移しており、単独処理浄化槽人口、計画収集人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、令和元(2019)年度は 90.0%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-12　処理形態別人口の推移

（単位：人）

項目 ＼ 年度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
総人口		1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821
水洗化人口	公共下水道人口	1,102,562	1,116,847	1,130,511	1,141,163	1,155,865	1,170,375
	ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ人口	0	0	740	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	368,428	365,991	371,797	367,814	361,188	358,609
	単独処理浄化槽人口	218,776	210,419	195,878	195,453	188,582	180,876
非水洗化人口	計画収集人口	238,338	223,330	217,549	205,751	194,723	181,485
	自家処理人口	11,831	8,236	7,419	7,214	9,232	9,476
水洗化率（%）		87.1	88.0	88.3	88.9	89.3	90.0

備考：1）水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100
2）実績は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」によるものを基本としているが、一部市町村の実績値の見直しを行っているため、必ずしも一致していない。

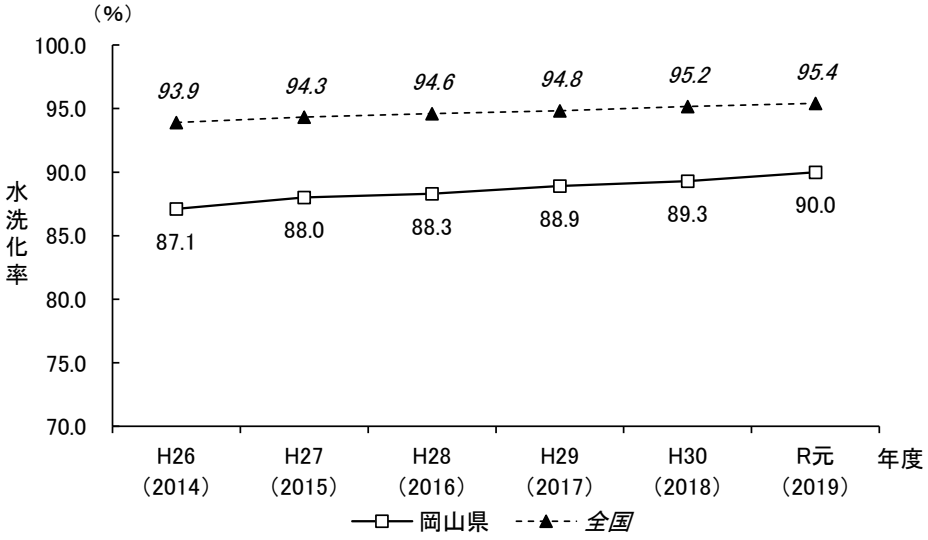

図 3-1-11　水洗化率の推移

（２）し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、概ね減少傾向で推移しており、令和元(2019)年度では約 570 千キロリットルとなっています。

処理量全体に占める割合でみると、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しています。

表 3-1-13　し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

（単位:kL/年）

項目＼年度		H26（2014）	H27（2015）	H28（2016）	H29（2017）	H30（2018）	R元（2019）
処理量		625,188	625,536	607,211	593,477	580,088	570,465
	し尿	202,058	197,293	185,826	178,051	174,037	161,702
	浄化槽汚泥	423,130	428,243	421,385	415,426	406,051	408,763

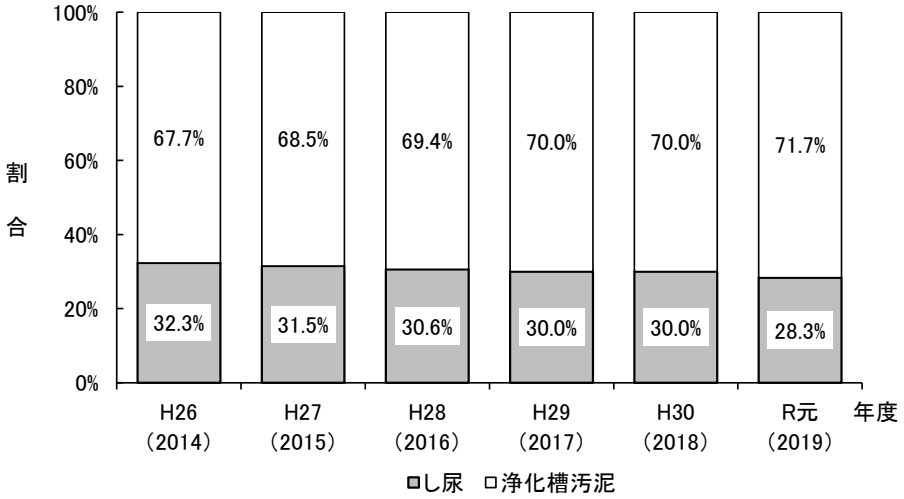

図 3-1-12　し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

令和元(2019)年度における処理状況は、処理量全体の 92.8%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-14　し尿・浄化槽汚泥の処理状況（令和元(2019)年度）

項目＼処理	し尿処理施設（kL）	下水道投入（kL）	合計（kL）
し尿	157,806	3,896	161,702
浄化槽汚泥	371,565	37,198	408,763
合計	529,371	41,094	570,465
構成比	92.8%	7.2%	100.0%

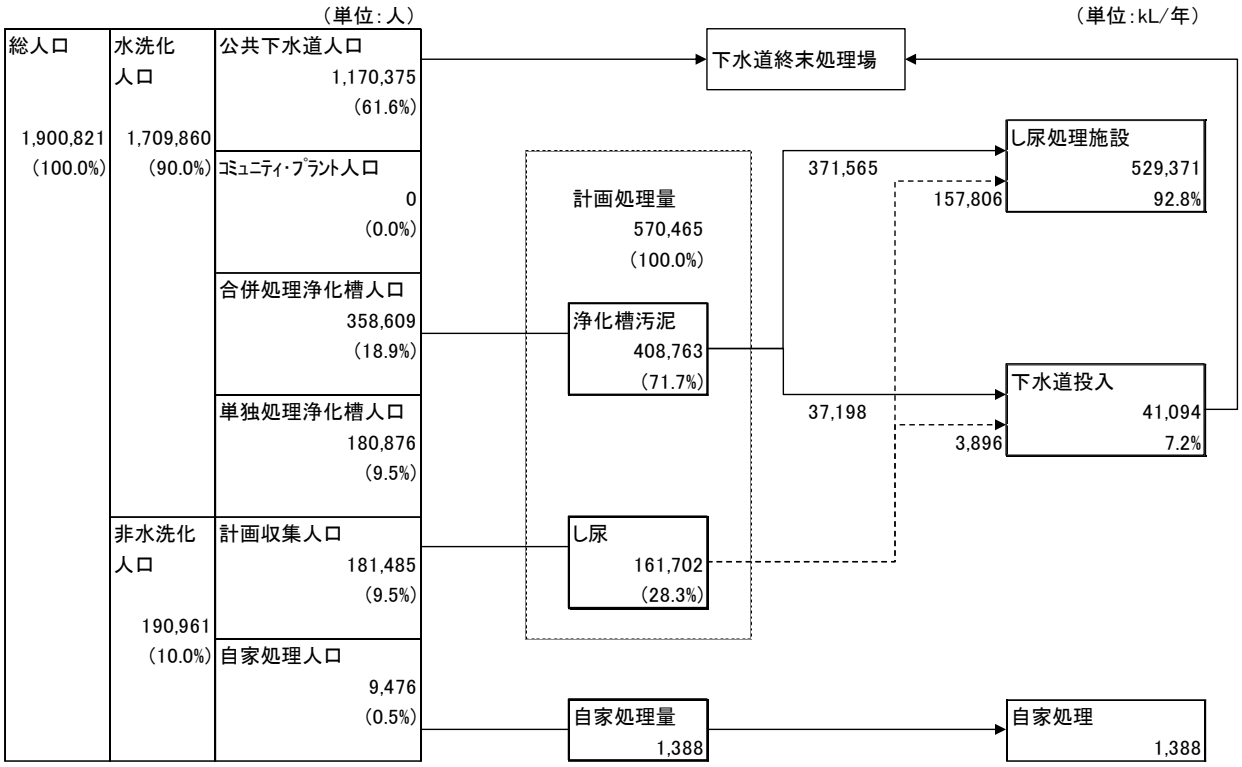

図 3-1-13　し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（令和元(2019)年度）

（３）し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は令和２(2020)年度末現在、21 施設で合計 2,183kL/日の処理能力を有しています。

また、し尿処理施設の耐用年数は一般に 20～30 年程度とされていますが、令和２(2020)年度末現在で稼働年数が 20 年以下の施設の割合は 23.9%（５施設）、21～25 年が 4.8%（１施設）、25～30 年が 14.3%（３施設）、30 年以上が 57.1%（12 施設）となっています。施設の処理能力は、稼働年数 21 年以上の 16 施設で 1,774t/日と、全施設の合計処理能力（2,183t/日）の 81.3%となっています。

表 3-1-15　し尿処理施設の設置状況

	施設数	合計処理能力（kL/日）
し尿処理施設	21	2,183

備考：令和2(2020)年度末現在

表 3-1-16　稼働年数別のし尿処理施設の状況

項目＼稼働年数	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	30年以上	合計
施設数	1 (4.8%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	3 (14.3%)	12 (57.1%)	21 (100.0%)
合計処理能力（kL/日）	170 (7.8%)	77 (3.5%)	90 (4.1%)	72 (3.3%)	180 (8.2%)	242 (11.1%)	1,352 (61.9%)	2,183 (100.0%)

備考：1）稼働年数は令和2(2020)年度末現在
　　2）カッコ内は合計値に対する割合（四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。）

（４）し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥１キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、令和元(2019)年度で6,200円/kLと全国値（8.520円/kL）に比べて低い経費となっています。

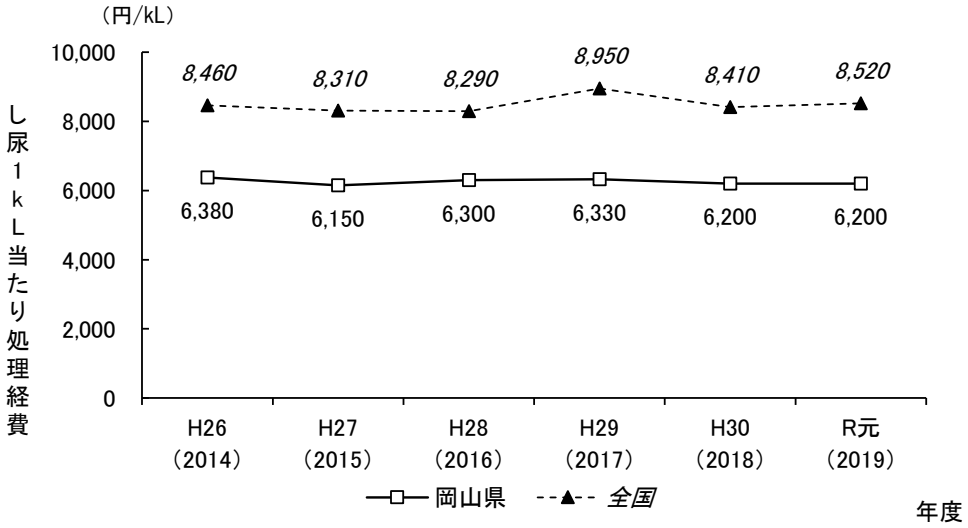

備考：1）し尿1kL当たりの処理経費（円/kL）＝処理及び維持管理費÷計画処理量
2）処理及び維持管理費＝人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計
3）県内の一部市町村の実績値の見直しを行ったことに伴い、全国の処理経費も同様の修正を行ったため、「一般廃棄物処理実態調査結果」とは必ずしも一致していない。

図 3-1-14　し尿処理経費の推移

（５）し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

水洗化率は着実に向上していますが、さらなる生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が 21 年を経過している施設が全 21 施設中 16 施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第２節　一般廃棄物の将来予測と目標

１．ごみ総排出量の将来予測

（１）将来予測の方法

計画目標年度を令和７(2025)年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 生活系ごみ排出量の将来予測

本章第１節で整理した平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度の生活系ごみ（集団回収を含む。）の１人１日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に１人１日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の生活系ごみ排出量は、最新年度である令和元(2019)年度実績と同じ原単位で推移するものとしました。

② 事業系ごみ排出量の将来予測

本章第１節で整理した平成 26(2014)年度～令和元(2019)年度の事業系ごみ排出量から算出した、１日当たりの排出量実績を基に、生活系ごみ排出量と同様にトレンド法により予測することを基本としましたが、年度ごとの実績に大きな変動があり傾向線による将来予測値の信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来の事業系ごみ排出量についても、最新年度である令和元(2019)年度実績と同じ原単位で推移するものとしました。

（２）ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

将来人口が減少する見込みであるため、令和７(2025)年度のごみ総排出量は令和元(2019)年度実績に比べて約 15 千トン減少する見込みです。

表 3-2-1　ごみ総排出量の将来予測結果

項目 ＼ 年度		実績					予測値
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R7 (2025)
人口	（人）	1,924,823	1,923,894	1,916,913	1,910,871	1,900,821	1,849,827
生活系ごみ排出量	（千t/年）	464.4	461.7	468.3	447.3	460.3	446.7
	（g/人・日）	659.3	657.5	669.3	641.2	661.6	661.6
（うち、家庭系ごみ排出量）	（千t/年）	365.6	353.4	353.5	347.6	356.3	344.8
	（g/人・日）	519.0	503.2	505.2	498.4	512.1	510.7
事業系ごみ排出量	（千t/年）	233.9	225.9	226.4	229.4	237.0	236.4
	（t/日）	639.1	618.8	620.2	628.4	647.6	647.6
合計（ごみ総排出量）	（千t/年）	698.4	687.5	694.7	676.6	697.3	683.1
	（g/人・日）	991.3	979.1	992.8	970.1	1,002.3	1,011.7

備考：1）生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。
2）「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。
3）「家庭系ごみ」は、生活系ごみのうち、資源ごみ量（集団回収量含む。）を除いた量とした。
4）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

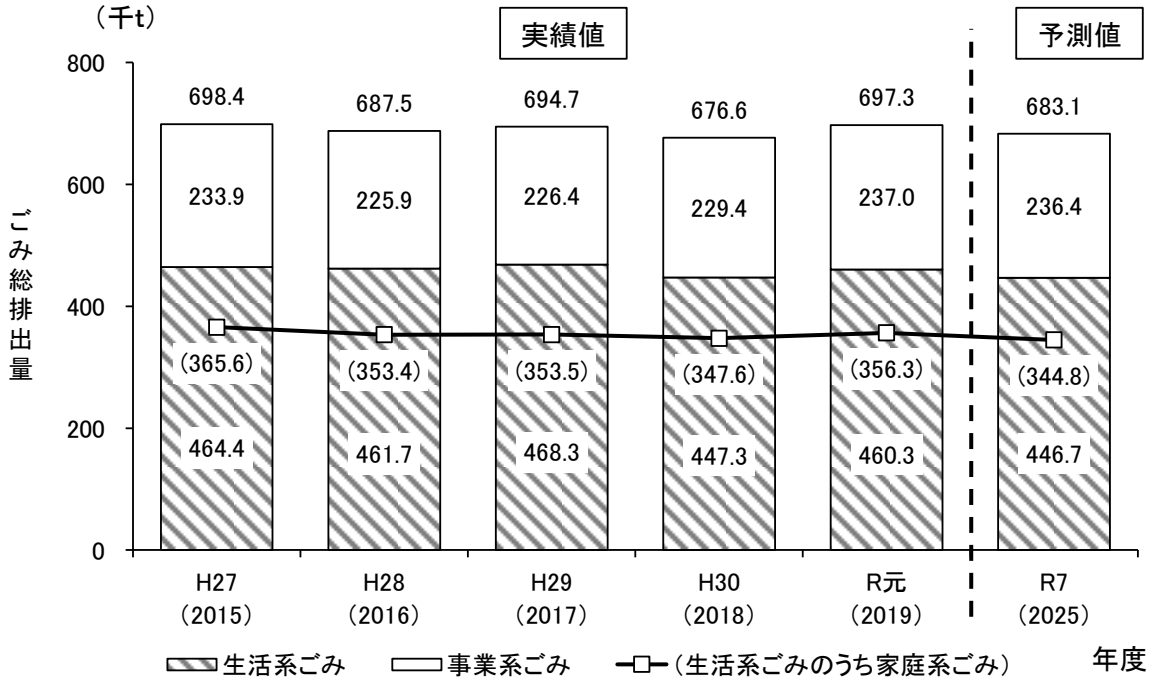

図 3-2-1　ごみ総排出量の将来予測結果

２．ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の令和７(2025)年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2-2　ごみ処理の将来予測

項目		年度	実績					予測値
			H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R7 (2025)
人口		（人）	1,924,823	1,923,894	1,916,913	1,910,871	1,900,821	1,849,827
ごみ総処理量（ごみ処理量＋集団回収量）		（千t/年）	698.1	693.3	692.1	671.6	697.2	683.0
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		（g/人・日）	519.0	503.2	505.2	498.4	512.1	510.7
処理・処分量	資源化量	（千t/年）	207.3	216.5	204.7	191.9	202.7	141.4
		（t/日）	566.4	593.1	561.0	525.8	553.7	387.4
		（g/人・日）	294.3	308.3	292.6	275.2	291.3	209.4
	最終処分量	（千t/年）	34.0	30.3	29.2	29.0	30.4	29.7
		（t/日）	93.0	82.9	80.0	79.6	82.9	81.5
		（g/人・日）	48.3	43.1	41.7	41.6	43.6	44.0
リサイクル率		（%）	29.7	31.2	29.6	28.6	29.1	20.7
排出抑制・資源化率		（%）	95.6	96.1	96.3	96.3	96.1	96.2

備考：1）ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

2）1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10^6

3）資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

4）リサイクル率＝資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

5）令和7(2025)年度の資源化量、リサイクル率は、倉敷市のガス化溶融施設の事業終了を考慮

6）排出抑制・資源化率＝(1−(埋立処分量)/(平成17(2005)年度の排出量))×100

３．一般廃棄物の減量化の目標

国の関連計画で、一般廃棄物の減量化等に関する目標が掲げられているものとしては、平成30(2018)年６月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」があり、目標値は以下のとおりとなっています。

表 3-2-3　第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

指標	令和７(2025)年度目標
一般廃棄物の排出量	約 3,800 万トン （R 元(2019)年度実績：4,274 万トン 減少率 11%）
１人１日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日 （R 元(2019)年度実績：509g 減少率 13.6%）
一般廃棄物の出口側の循環利用率 （リサイクル率）	約 28% （R 元(2019)年度実績：19.6% ８ポイント増）
一般廃棄物の最終処分量	約 320 万トン （R元(2019)年度実績：380 万トン 減少率 17%）

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年６月）

また、本県の第４次計画の目標値は以下のとおりです。

表 3-2-4　第４次計画の目標値

指標	令和２(2020)年度目標
【排出抑制の目標】 １人１日当たりのごみ排出量	935g/人・日
【資源化の目標】 リサイクル率	32.7%
【最終処分量の削減目標】 最終処分量	86.5 t/日

以上の目標値と本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

（１）排出抑制の目標

令和７(2025)年度における１人１日当たり排出量を約 935g とすることを目指します。
（うち、１人１日当たり家庭系ごみ排出量は 477g）

本県における排出量の目標としては、第４次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き、１人１日当たり排出量 935g を目標とします。

また、ごみ排出量のうち、家庭系ごみ排出量に関する目標値は、１人１日当たりの排出量の目標（935g）に、家庭系ごみの排出量割合（51.1%）を乗じた 477g/人・日を目標値とします。

※家庭系ごみの排出量割合の 51.1%は、令和元(2019)年度の実績

（２）資源化の目標

令和７(2025)年度におけるリサイクル率を 23.1%とすることを目指します。

本県におけるリサイクル率の目標としては、第４次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き、32.7%を目標とすべきですが、ガス化溶融処理施設が令和６(2024)年度で事業終了することから、当該施設の寄与分（9.6%：直近５か年の平均）を減じた 23.1%を目標とします。

（３）最終処分量の削減目標

令和７(2025)年度における最終処分量を 64.1t/日とすることを目指します。

国の目標値は、循環基本計画において、令和元(2019)年度から令和 7(2025)年度の 6 年間で最終処分量を約 17%削減することとされています。

本県における最終処分量の目標としては、令和元(2019)年度の実績（82.9ｔ/日）を基準として、国の目標値と同等の削減率で削減するとした場合には 68.8ｔ/日となりますが、岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）に定める排出抑制・資源化率の目標値（97%）を達成するため、より進んだ目標を設定することとし、64.1ｔ/日まで最終処分量を削減することを目標とします。

（４）排出抑制・資源化率の目標

令和７(2025)年度における排出抑制・資源化率を 97%とすることを目指します。

排出抑制・資源化率：　$\left(1 - \frac{\text{埋立処分量（t/年）}}{\text{平成 17 (2005) 年度の排出量（t/年）}}\right) \times 100$

上記の各目標を踏まえ、岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）に定める令和６(2024)年度の目標値である 97%を目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-5　一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

項目 ＼ 年度			実績		目標値等
			H27 (2015)	R元 (2019)	R7 (2025)
人口		（人）	1,924,823	1,900,821	1,849,827
ごみ総処理量（ごみ処理量＋集団回収量）		（千t/年）	698.1	671.6	646.2
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		（g/人・日）	519.0	512.1	466.0
処理・処分量	資源化量	（千t/年）	207.3	202.7	145.8
		（t/日）	566.4	553.7	399.5
		（g/人・日）	294.3	291.3	216.0
	最終処分量	（千t/年）	34.0	30.4	23.4
		（t/日）	93.0	82.9	64.1
		（g/人・日）	48.3	43.6	34.7
リサイクル率		（%）	29.7	29.1	23.1
排出抑制・資源化率		（%）	95.6	96.1	97.0

備考：1）令和7(2025)年度の人口は推計値である。
2）網掛け部分は目標値である。
3）ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
4）1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10^6
（リサイクル率の目標達成により、目標値477g/人・日を下回る）
5）資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
6）リサイクル率＝資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100
7）排出抑制・資源化率＝(1−(埋立処分量)/(平成17(2005)年度の排出量))×100

第３節　目標達成等に向けての取組

１．排出者の責務の徹底・強化

（１）排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

主　な　取　組
○ 県は、生活系及び事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、各種広報媒体や、消費者団体・経済団体などの連携組織等を通じて、県民・事業者への啓発や情報提供を実施します。また、市町村に、県内の排出状況や有効な取組事例等の情報を提供し、地域住民への啓発活動を支援します。 ○ 「もったいない」をキーワードとして、３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。 ○ エコな取組や３Ｒを促進するコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。 ○ 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

（２）リサイクル関連法に対する理解と協力

一般廃棄物関係のリサイクル制度として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行されており、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は令和４(2022)年度より施行予定です。こうした制度によりリサイクルを進めるには、廃棄物を適切に分別し、決められたルートで回収することが大切であり、排出者の理解と協力が必要です。

主　な　取　組
○ 市町村において、県の第９期分別収集促進計画（令和２年度～６年度）及び市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集が円滑に進むよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環促進法の趣旨・目的に即した一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携して、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

２．排出抑制と循環的利用の推進

（１）目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

主　な　取　組
○　一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって、関係者が実施すべき具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクル等が一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等に対し、技術的な援助に努めます。

（２）総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、これまでに「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」をはじめとする体制づくりを進めてきたところです。引き続き、既存の体制を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

主　な　取　組
○　県は、資源の循環的利用の観点から、環境部局と産業部局等の関係部局との連携体制を強化するとともに、市町村との連絡会議の実施等により、協力して対策の推進に努めます。また、「エコパートナーシップおかやま」の活動などを通じて、県民団体や事業者団体、環境ＮＰＯとの協働にも努めます。

（３）事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

主　な　取　組
○　県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。 ア　製造事業者は、ごみの発生の少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努めます。 イ　流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行います。また、消費者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。 ウ　製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。 エ　資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルートの形成や拡大に努めます。

（４）プラスチック３Ｒの推進

プラスチックは非常に便利な素材ですが、海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が世界的な課題となり、県内でもプラスチックごみの排出抑制、リサイクル等が求められています。プラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供を行っていくことが必要です。

主　な　取　組
○ 岡山県庁プラスチックごみ削減指針に沿って、県庁が率先してプラスチック３Ｒに取り組みます。 ○ 事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を目的とした、プラスチック３Ｒを宣言する事業所を募集します。 ○ プラスチック推進セミナーの開催やおかやまプラスチックスマートハンドブックを活用し、県民のプラスチック３Ｒへの主体的な取組を促進します。 ○ プラスチック資源循環促進法の制定に伴い、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用の合理化が求められることを受け、その趣旨について周知するとともに、ワンウェイプラスチック削減の啓発等に取り組みます。

（５）家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出されるごみの中には、新製品への買替え、サイズが合わなくなった、使用する年齢に合わなくなったなどの理由で、まだ使える製品が含まれていることがあります。使えるものがごみとして排出されることは、ごみ排出量の増加のみならず、その処理によって環境負荷やコストも増大することから、こうしたごみの排出を極力抑制することが必要です。

家庭で不用になったものでも、他の家庭で利用できるものであれば、リユースの取組を行うことによって、家庭から排出されるごみの排出量の削減につなげていくことが重要です。

主　な　取　組
○ ３Ｒを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。

（６）経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済的手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村に対して、生活系ごみ処理の有料化や、事業系ごみ処理手数料の適正化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。

（７）家電リサイクルの促進

廃家電製品（エアコン、ブラウン管式及び液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に基づき、消費者による適正な排出と費用の負担、小売業者による排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による小売業者などからの指定引取場所における引取りと家電リサイクルプラントにおける再商品化等の推進が行われています。

また、金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されており、平成25(2013)年４月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、各市町村で回収に向けた取組の実施や検討が行われています。

こうしたリサイクル法に基づいた、家電製品の適切な回収が行われることにより、金属資源の有効利用及び廃棄物の適正な処理につながります。

主　な　取　組
○ 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の趣旨・目的に則して、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進するため、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図り、リサイクルを推進します。 ○ 過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない「特定家庭用機器廃棄物」（いわゆる義務外品）について、すべての市町村において、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築できるよう、県は市町村に対し助言や情報提供を行います。 ○ 小型家電リサイクルについて、すべての市町村で回収体制の構築はできていますが、市町村ごとに回収方法や回収品目が異なるため、県は市町村の回収取組状況について把握するとともに、さらなる資源化を図るため、技術的助言等を行っていきます。

（８）再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くＰＲされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主　な　取　組
○ リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図ります。また、県自らが取り組むべき事項として、積極的な再生品の使用や、使用事例、使用状況の把握などに努めるとともに、県民、事業者における再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講じます。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に沿って、県が率先してグリーン調達に努めます。 ○ 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対してこれらの製品を積極的に PR するとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を、令和７(2025)年度の努力目標として、382 以上とします。

（９）集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

主　な　取　組
○ 県は、市町村に対して、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言等の技術的援助を行います。

（１０）焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を溶融し、生成した溶融スラグを土木資材等として活用する方法の他、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

なお、現在、県内民間事業者において焼成施設の建設が予定されており当該施設の活用も焼却灰等の再生利用の促進には有益と考えられます。

主　な　取　組
○ 県は、溶融スラグ等の利用促進を図るとともに、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。 ○ 県は、焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行っていきます。

（１１）廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるＢＤＦ（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組や、生ごみの肥料化・メタンガス化、生ごみと有機性汚泥の液肥化といった取組が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策にも有効であることから、その推進を図っていくことが必要です。

主　な　取　組
○ 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。

（１２）リサイクル処理対象物の拡充

現在、埋立処分されている物の中にも、技術的にリサイクル可能なものもあり、経済性も踏まえた上で、これらの再資源化を進める必要があります。

主　な　取　組
○ 電池類など、埋立処分されているものの、技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、再資源化の取組促進を積極的に進めます。

３．適正処理の推進

（１）再生・処理システムの見直し

我が国は、世界のどこの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えるとともに、人口の継続的な減少が続く人口減少社会に入っており、単独世帯の増加によるごみの排出量・組成への影響も勘案しながら、一人暮らしの高齢者世帯の増加による所定のごみ収集場所へのごみ出しの困難化、在宅療養に伴う廃棄物の増加なども考慮して、処理システムを見直していくことが必要となっています。

また、再生・処理システムの見直しに当たっては、生活環境の保全や公衆衛生の観点に加え、循環型社会と脱炭素社会の実現も大切な観点であり、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制とともに、適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を求めています。一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の形成に資するものに変えていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村がごみ処理基本計画の策定等を通じて、長期的・総合的な視点に立って再生・処理システムを見直しできるよう、技術的支援を行うとともに、高齢化や単独世帯の増加に対応した先行処理システムについて、事例等の情報収集、市町村への提供等を行います。 ○ できる限り廃棄物の排出抑制を行った上で、排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものはエネルギー回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。 ○ 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。

（２）家電の引取義務外品の回収体制構築について

小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、環境省の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に示されている目標に倣い、全ての市町村（27 市町村）において、小売業者の引取義務外品の回収体制が構築できるよう、啓発ならびに必要な助言等と技術的援助を行います。

（３）ダイオキシン類排出の削減

ダイオキシン類については、排出削減対策の推進により相当の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

主　な　取　組
○ 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類のより一層の削減に取り組むよう助言します。

（４）水銀廃棄物の適正処理の確保

平成 25(2013)年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀を含む廃棄物に関して廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29(2017)年 10 月から全面施行されています。

市町村は、水銀使用製品廃棄物を適正に分別・回収することにより、これらの廃棄物や廃棄物処理法等の改正により特別管理一般廃棄物に指定された「廃水銀」等が、適正に処理されるようにしていく必要があります。

また、大気汚染防止法等の改正により、市町村の焼却施設は、水銀排出施設として規制され、排出ガス中の水銀濃度について排出基準が適用されることから、焼却する廃棄物の中に水銀使用製品廃棄物が混入しないよう、分別回収を徹底することが必要です。

主　な　取　組
○ 県では、水銀使用製品廃棄物等の適正な分別回収や処理について、市町村に対し助言等の技術的援助を行います。

（５）焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者に委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。 ○ 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していきます。

（６）不法投棄等の不適正処理の防止

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

なお、平成 29(2017)年 6 月に成立・公布された改正廃棄物処理法において、有害使用済機器の保管又は処分を行う事業者に都道府県知事等への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度が創設されており、法に基づく適正処理を推進する必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。 ○ 有害使用済機器の保管又は処分を行う事業者については、市町村と連携し、実態の把握に努めるとともに、地域のパトロールや業者への立入検査、処理の適正指導等を実施します。

（７）海ごみ対策の推進

瀬戸内海の海ごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等されたものが河川や水路を通じて海に流れ込んだものであることから、海ごみの状況、その原因、環境への懸念等に係る普及啓発を県全域を対象に実施し、不法投棄の防止やごみの発生抑制を促す必要があります。また、市町村と連携し、民間団体等が進める自主的な海ごみ回収活動を促進します。

主　な　取　組
○　県は、「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、海岸管理者等、国、県、市町村、民間団体、地域住民、事業者、学術機関等が適切な役割分担のもと、連携・協力して海岸漂着物等の対策を推進します。また、県、市町村及び経済団体が海ごみ問題に関する共通認識を持ち、県内の海ごみの発生抑制及び回収処理の推進を図るために、「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行ったところであり、岡山県海ごみ対策連絡調整会議により、情報共有を行うとともに効果的な回収に向けての取組を検討していきます ○　全県下を対象とした、海ごみフォーラム等の啓発イベントの開催や、広報媒体等を活用した普及啓発を通じて海ごみの現状を周知するとともに、日常生活から出るごみの３Ｒの促進やポイ捨ての防止など、自然環境保全のためのマナー・モラルの向上を図り、海ごみの発生抑制につなげていきます。 ○　漁業者、漁業関係団体、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、市町村が行う海ごみ回収・処理・発生対策事業に対して支援を行い、さらなる取組の拡大を目指します。 ○　瀬戸内沿岸４県（岡山県、広島県、香川県及び愛媛県をいう。以下同じ。）及び公益財団法人日本財団で構成された「瀬戸内オーシャンズＸ」の活動を通じ、瀬戸内沿岸県、企業、研究機関等と連携し、瀬戸内海の海ごみ問題の解決に向けて、様々な角度から取り組んでいきます。

（８）地域の環境美化運動の推進

岡山県をきれいで美しい地域として誇れるよう、ボランティア等による地域の環境美化活動を促進することが必要です。

主　な　取　組
○ 環境保全団体や民間ボランティア団体等が行う地域の清掃活動や、落書き消去活動等の環境美化運動の促進を図ります。 ○ 不法投棄を誘発しないように、公共の場所等をはじめ地域の美化に努めることとし、クリーンアップ作戦、環境美化活動（アダプト事業）など、ボランティア等による清掃活動を推進します。

○ スマートフォン・アプリを活用したごみ拾い活動の「見える化」により、地域美化活動へのより多くの方々の参加を促すことを検討します。

（９）適正処理困難物対策

適正処理困難物については、各市町村において処理ルートを確立しておく必要があります。

主　な　取　組
○ 各市町村で策定する一般廃棄物（ごみ）処理計画において、適正処理困難物の対処方針が整理されるよう、啓発を推進します。 ○ 適正処理困難物の処理ルートが、各市町村において確立されるよう、県では、市町村に対し助言等の技術的援助を行うとともに、必要に応じ、引取り・処理・処分事業者等へ、関係団体等を通じて協力を呼びかけます。

４．廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

（１）ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、資源回収や地球温暖化防止の観点を踏まえ、地域循環圏を形成する基盤となるような廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。

主　な　取　組
○ ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、国の基本方針に示される目標を踏まえ、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言等の技術的援助を行います。 ○ 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言等の技術的援助を行います。

（２）し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、汚水処理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ 100 構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出される汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村においてクリーンライフ 100 構想を踏まえた各汚水処理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。 ○ し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。

（３）地球温暖化防止に配慮した施設整備等

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、エネルギー回収を推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

主　な　取　組
○ 市町村における新たな施設整備や施設の改良に当たっては、エネルギー回収の高効率化を推進するため、ごみの焼却について、発電施設の設置された施設での処理の拡大を図っていくことが、国の基本方針の中で取組の一つとして示されています。本県でも、国の基本方針に従い、広域的な施設整備等によって、ごみ発電を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、市町村に対して、助言・技術的支援を行います。 ○ 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備に当たっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の実情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。 ○ 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。 ○ 合併処理浄化槽の整備に当たっては、省エネ型浄化槽の設置を支援するとともに、省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発を行います。

（４）廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴があります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」において、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

主　な　取　組
○ 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化総合計画の策定について助言・技術的指導を行います。 ○ 市町村における基幹的設備改良事業の実施に当たっては、循環型社会形成推進交付金をはじめとした各種交付金制度が有効に活用され、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。

５．廃棄物情報の共有化と相互理解

（１）情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者に伝えていくことが重要です。

主　な　取　組
○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。 ア　企業間における循環資源に関する情報交換 イ　事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供 ウ　循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 県では、公式フェイスブック「ごみゼロ・プロジェクト」を公開し、ＳＮＳを活用して広く県民に向けた３Ｒに関する情報の発信を行っており、今後もさらなる情報の拡充を図ります。（https://www.facebook.com/okayama.pref.gomizero）

（２）環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主　な　取　組
○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。 ○ 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。 ○ 環境問題に対する正しい理解と環境意識の高揚を図るため、小中学生、地域団体等を対象に、環境関係施設を見学・体験する「環境学習エコツアー」を実施します。 ○ 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。 ○ 環境学習を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発しています。 ○ 地域のＮＰＯ等環境団体との意見交換や効果的な環境学習の企画提案の場として平成20(2008)年に設置した「岡山県環境学習協働推進広場」を基盤に、広場の登録講師を派遣して行う環境学習出前講座など、関係団体と行政との協働による環境学習を推進します。 ○ 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、ＮＰＯ等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有

する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。 ○ 地球温暖化を防ぐため、地球にやさしい生活に取り組む人たちを、「アースキーパー（地球を守る人）」として会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ります。また、「アースキーパーのつどい」の開催、ホームページにおける普及啓発ツールの運用を行います。

（３）循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

主　な　取　組
○ 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。

６．災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

（１）災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備

台風や地震などの災害に際しては、日常生活から発生する生活ごみとともに、災害によって発生した災害廃棄物の処理を行う必要があります。発災後、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進め、地域住民の生活環境を速やかに回復するために、災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。

また、廃棄物処理施設等が、地震や水害等により稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理体制システムのの強靭性を確保することも必要です。

主　な　取　組
○ 県は、災害発生に備えて平時に実施する事務、災害発生後の応急対応段階で実施する事務、復旧・復興段階で実施する事務の内容等をまとめた「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、それぞれの場面に応じた具体的な対応準備を行います。 ○ 県は、令和６(2024)年度の努力目標として、全ての市町村（27 市町村）が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、必要な助言等の技術的援助を行います。また、県と市町村の計画の整合が図れるよう、処理計画作成後においても、継続的に点検・更新を行います。 ○ 災害の発生に備え、平時から災害廃棄物に対応するための仮置場の選定や必要となる資材の備蓄、職員に対する教育訓練など、市町村における対応体制整備のための技術的支援を行います。

○ 平時から災害廃棄物の適正処理や退蔵品の適正な廃棄・リサイクルについて市町村と連携して県民への啓発を行います。 ○ 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を促します。

（２）県内における災害廃棄物処理連携体制の整備

大規模災害等においては、災害時及び災害復旧時の迅速かつ計画的な対応が必要であり、単独市町村での処理が困難な場合があることから、関係機関等との連携体制を確保しておくことが重要であり、また、一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設の設置事業者からの協力が不可欠です。

主　な　取　組
○ 県内の広域的な連携体制が円滑に機能するよう、県は、平時から県内市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合、一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会等との協力体制の確認や対応内容の精査を図ります。 ○ 平時から一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現状を把握し、整理します。 ○ 県内市町村及び関係団体の参加により、広域的な災害廃棄物処理が必要となる場合の連携体制の訓練を実施し、抽出された課題をもとに、災害廃棄物処理計画等に反映していきます。 ○ 県においても災害廃棄物の仮置場候補地として利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理して、連携した処理に備えます。 ○ 災害発生時には、災害廃棄物の処理について、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内市町村間における協力・支援の調整を行います。 ○ また、市町村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難と認めた場合は、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行します。

（３）県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備

南海トラフ巨大地震などに代表される巨大災害の発生によって、県内での災害廃棄物処理が困難となる場合には、中国ブロックといった地域単位や、より広い地域単位での連携体制の確立が必要となってきます。

主　な　取　組
○ 県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国５県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行います。 ○ 中国地方では、中国四国地方環境事務所により「災害廃棄物対策中国ブロック協議会」が設置され、岡山県も構成員として参画しています。協議会を通して検討された事項や、作成された計画等について、各市町村に対して情報提供を行うとともに、ブロック内の他県とも連携し、ブロック間における処理体制の整備を図ります。

○ 県や地域ブロック間のみならず、災害時応援協定などを基に、災害廃棄物処理について必要な連携を図ります。
○ 他自治体等からの支援に備え、受援体制を整備します。

第４節　ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画

１．「岡山県ごみ処理広域化計画」策定の経過と趣旨

ごみ処理の広域化等については、平成９(1997)年５月、「ごみ処理の広域化計画について」が国から通知され、本県では平成 10(1998)年３月にダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの促進等を目的とする「岡山県ごみ処理広域化計画」を策定しました。また、その後の市町村合併の進展によって広域ブロックと市町村区域の間に不整合が生じていることや、処理技術の向上などから、構成市町村のブロック割の見直し等を行った「新岡山県ごみ処理広域化計画（以下、「前広域化計画」という。）」を平成 19(2007)年３月に策定し、この中で示した市町村のブロック割の考え方と取組は、第４次計画においても受け継いでいくこととし、ごみ焼却施設の集約化等、一定の成果を上げています。

近年は、老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれることから、より一層の安定的かつ効率的な処理の確保が必要となります。また、ダイオキシン類の排出削減は進展していますが、サーマルリサイクルによる効率的なエネルギー回収や、回収したエネルギーの利活用に伴う温室効果ガスの削減といった観点からも、施設の大規模化が必要となります。

こうした背景から、平成 31(2019)年３月、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（通知）が発出され、改めて、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することが求められた。

本県においても、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の促進（以下、「広域化・集約化」という。）について、現状の処理体制を踏まえ、以下のとおり改めて検討を行うものとします。

２．基本方針

国から発出された通知などの考え方を踏まえながら、広域化・集約化についての見直しを推進します。広域化・集約化は、以下のような方針に基づいて進めるものとします。

（１）排出抑制を基本とした広域化・集約化の推進

広域化・集約化を進めていく場合にあっても、徹底したごみの排出抑制を行い、焼却処理・埋立処分するごみを可能な限り削減することを基本とします。

（２）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されていることから、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、ＰＦＩ等の手法も含めた民間活力の活用な施設間の連携等により、廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業を目指します。

（３）気候変動対策の推進

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化や、発電効率・熱利用率の向上に努めることで、温室効果ガスの削減に配慮し、地球温暖化対策に資するごみ処理施設の整備を推進します。

（４）総合的なリサイクルの推進

広域処理施設の導入に当たっては、資源ごみの回収を行うリサイクルセンターや、発電や熱回収等のエネルギー回収機能を備えた焼却施設、地域特性によっては廃棄物系バイオマスの利活用を図る処理施設など、リサイクルに関する総合的な観点を備えた施設整備を推進する。

（５）最終処分場の確保

リサイクルや焼却灰等の溶融・焼成、セメント原料化等により、埋立対象物の減量化を図るとともに、必要な最終処分場の整備を進め、残余容量の確保に努める。

（６）災害対策の強化

地震や水害等の災害時に、施設が稼働不能とならないよう、広域処理施設の整備に当たっては、耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性の確保に努めるほか、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も想定する。

（７）公共事業費の縮減

交付金制度の下、ブロックごとに効率的な広域的施設整備を進め、全体的な事業費の縮減に努める。

３．ブロックごとの廃棄物処理体制

第４次計画において示されている現状のごみ処理広域化のブロック割は、以下のようになっています。

表 3-4-1　第４次計画におけるブロック割

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	３	岡山市、玉野市、久米南町
倉敷ブロック	３	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	５	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	５	高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村
津山ブロック	７	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	４	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

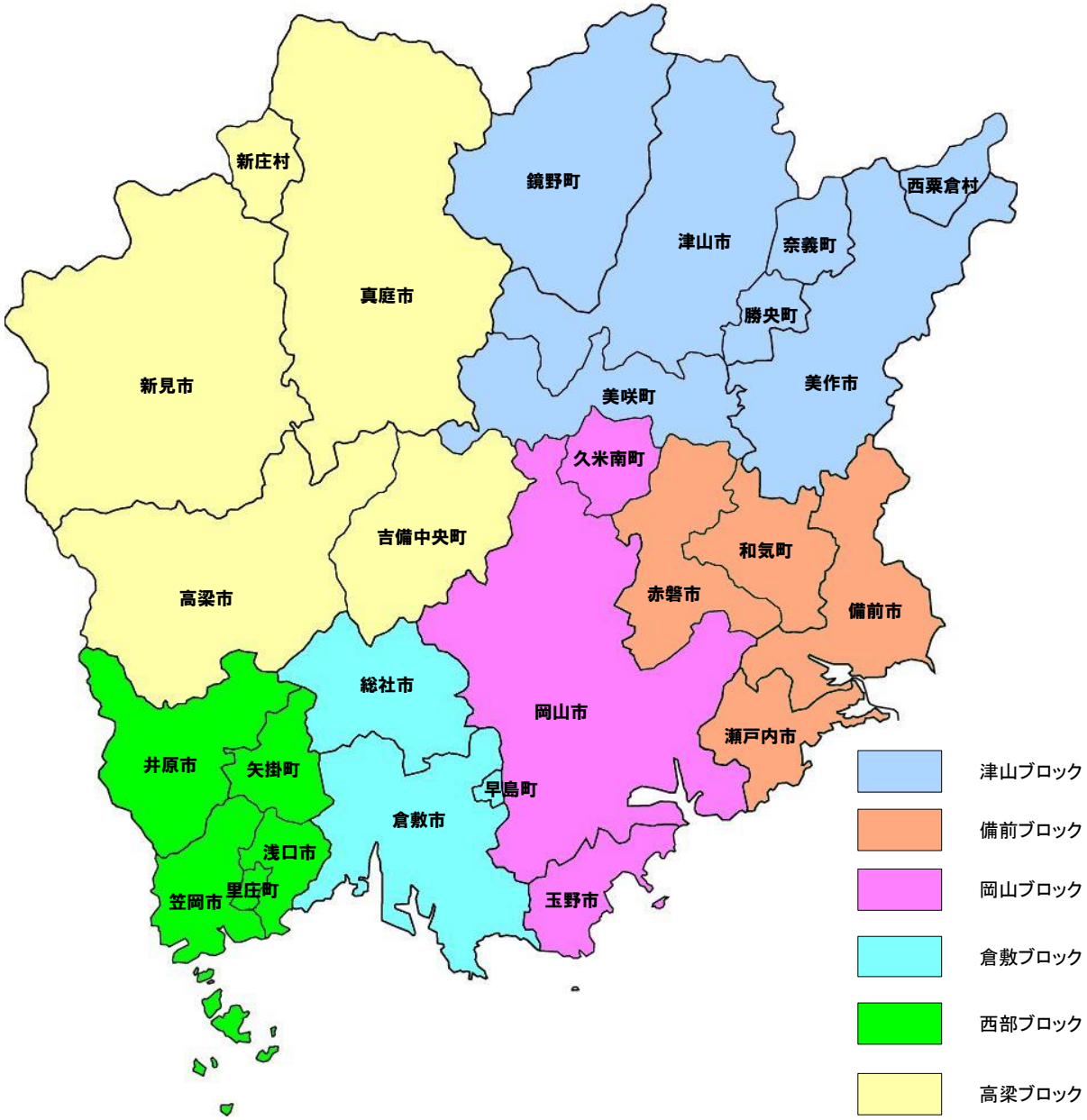

図 3-4-1　第４次計画におけるブロック割

このブロック割に対する、令和３(2021)年３月 31 日時点での岡山県内のごみ処理体制（焼却施設）と、今後のごみ処理施設の整備予定は、以下のようになっています。

表 3-4-2　岡山県内のごみ処理体制（焼却施設）

ブロック名	自治体名	ごみ処理体制 （令和３(2021)年３月 31 日時点）	今後のごみ処理施設の整備予定
岡山ブロック	岡山市	以下２つの体制で処理 ①単独処理 ②久米南町と共同処理	３市町で共同処理を行う新施設を整備予定
	玉野市	単独処理	
	久米南町	岡山市と共同処理	
倉敷ブロック	倉敷市	以下３つの体制で処理 ①単独処理 ②総社市と共同処理 ③浅口市（西部ブロック）と共同処理	単独処理を行う新施設を整備予定
	総社市	倉敷市と共同処理	現施設の改良工事予定
	早島町	倉敷市（水島清掃工場）へ処理委託	なし
西部ブロック	笠岡市	笠岡市、里庄町、浅口市の３市町で共同処理	５市町で共同処理を行う新施設を整備予定
	里庄町		
	浅口市	以下２つの体制で処理 ①倉敷市（倉敷ブロック）と共同処理 ②笠岡市、里庄町、浅口市の３市町で共同処理	
	井原市	２市町で共同処理	
	矢掛町		
高梁ブロック	高梁市	２市町で共同処理	なし
	吉備中央町		
	新見市	単独処理	なし
	真庭市	単独処理	なし
	新庄村	真庭市（真庭北部クリーンセンター）へ処理委託	なし
津山ブロック	津山市	５市町で共同処理	なし
	鏡野町		
	美咲町		
	勝央町		
	奈義町		
	美作市	単独処理	なし
	西粟倉村	美作市（美作クリーンセンター）へ処理委託	なし
備前ブロック	備前市	単独処理	なし
	瀬戸内市	単独処理	なし
	赤磐市	単独処理	なし
	和気町	単独処理	なし

表 3-4-3　令和３年度以降のごみ処理施設整備予定（焼却施設以外）

ブロック名	自治体名	施　　設	備　　考
倉敷ブロック	倉敷市	リサイクルセンター	単独処理を行う新施設を整備予定
		ストックヤード	
		ストックヤード	
	総社市	粗大ごみ処理施設	倉敷市と共同処理している現施設の改良工事予定
西部ブロック	岡山県西部衛生施設組合（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）	最終処分場	５市町で共同処理を行う新施設を整備予定
高梁ブロック	真庭市	生ごみ等資源化施設	単独処理を行う新施設を整備予定
備前ブロック	備前市	リサイクルセンター	単独処理を行う新施設を整備予定
		最終処分場	

焼却施設については、岡山ブロック、倉敷ブロック、西部ブロックでは、今後の施設整備によりブロック割どおりの広域化・集約化が図られる予定となっております。高梁ブロック、津山ブロック、備前ブロックについては、一部の市町村における広域化・集約化に留まっているか、単独処理という状況となっています。

４．各ブロックにおける人口及びごみ排出量等

各ブロックにおける人口、ごみ排出量、焼却処理量、１日当たり焼却処理量等を整理すると、以下のとおりです。

表 3-4-4　各ブロックにおける人口及びごみ排出量等

ブロック名	令和元(2019)年度実績				令和7(2025)年度目標			
	人口（人）	ごみ総排出量（t）	焼却処理量（t）	1日当たり焼却処理量（t/日）	人口（人）	ごみ総排出量（t）	焼却処理量（t）	1日当たり焼却処理量（t/日）
岡山ブロック	772,258	301,790	233,189	637	751,541	273,227	207,814	569
倉敷ブロック	564,137	217,946	191,818	524	549,003	197,318	170,945	468
西部ブロック	146,860	47,300	37,862	103	142,920	48,823	33,742	92
高梁ブロック	115,872	38,621	31,851	87	112,763	34,966	28,385	78
津山ブロック	173,447	54,398	46,366	127	168,794	49,249	41,321	113
備前ブロック	128,247	37,242	30,246	83	124,806	33,717	26,955	74

※令和７(2025)年度の目標値は、県全体の目標値を各ブロックの実績で案分した。

５．今後のブロック割の設定

以上の結果を踏まえ、今後の広域化・集約化に関するブロック割については、現状の枠組みを維持するものとします。

なお、県は、市町村からの意見や要望を踏まえ、枠組みにしたがった広域化・集約化を推進していくために必要な助言や技術的援助を行っていきます。

（１）岡山ブロック

今後の施設整備において焼却施設については、現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後もごみ処理を進めるものとします。

今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

（２）倉敷ブロック

今後の施設整備において焼却施設については、現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後もごみ処理を進めるものとします。

今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

（３）西部ブロック

今後の施設整備において現行のブロック割に基づく広域化・集約化が図られることから、この枠組みを維持し、今後もごみ処理を進めるものとします。

（４）高梁ブロック

現状としては、高梁市と吉備中央町は広域的な処理を実施、新見市は単独処理、真庭市は単独処理に加え、真庭市の施設へ新庄村が処理委託を行っていることから一部共同で処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

（５）津山ブロック

現状としては、津山市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町は広域的な処理を実施、美作市は市単独の施設での処理ですが、西粟倉村が処理委託を行っていることから共同で処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

（６）備前ブロック

現状としては、ブロック内の４市町全てが、それぞれ各市町の施設で単独処理を行っている状況です。

当面は現状の処理体制を継続しつつも、ブロック内の枠組みは維持することとし、今後、稼働している処理施設の老朽化に伴い施設の更新等の検討を行う際には、ブロック内他市町村と連携し、同時期に共同処理できる施設の整備を目指すこととします。

第４章　産業廃棄物

第１節　産業廃棄物の現状と課題

１．排出量の現状と課題

産業廃棄物の排出量（農業を除く）は、平成 27(2015)年度に一度減少し、その後は増加する傾向にありましたが、令和元(2019)年度には再び減少に転じました。令和元(2019)年度は5,583 千トンで、第４次計画の基準年度である平成 26(2014)年度（5,525 千トン）と比べると、約 58 千トン（1.0%）の増加となっています。

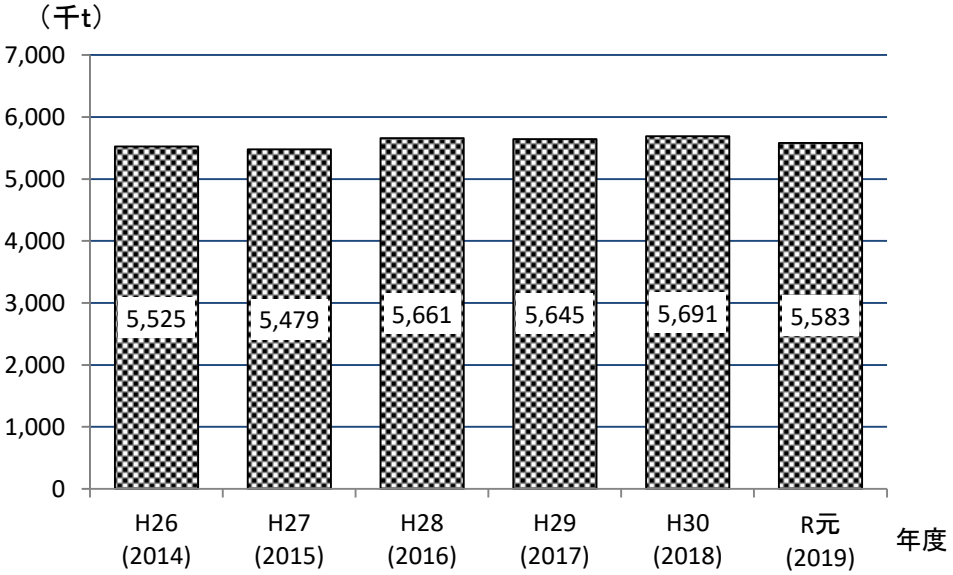

備考：平成 27(2015)～30(2018)年度は簡易調査

図 4-1-1　産業廃棄物排出量の推移

（１）産業廃棄物の排出量

ア．種類別排出量

令和元(2019)年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 3,102 千トン（排出量の55.6%）で最も多く、次いでがれき類が767 千トン（同 13.7%）、ばいじんが534 千トン（同 9.6%）、鉱さいが 300 千トン（同 5.4%）、廃プラスチック類が219 千トン（同 3.9%）、木くずが 166 千トン（同 3.0%）等となっており、この６種類で全体の 91.2%を占めています。

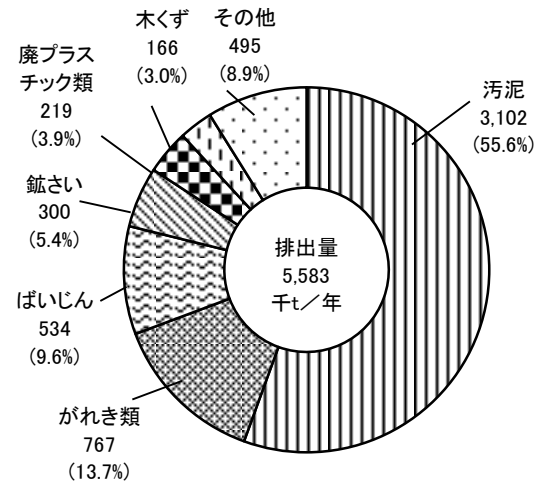

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-2　種類別排出量

平成 26(2014)年度と比べると、排出量全体では若干増加しており、特に廃プラスチック類の増加率が高く、次いで鉱さい、ばいじんの順となっています。がれき類については排出量が減少しています。

表 4-1-1　種類別排出量の比較

（単位：千t/年）

種類＼年度	H26(2014)	構成比（%）	R元(2019)	構成比（%）	増減率（%）
合計	5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
汚泥	2,991	54.1	3,102	55.6	3.7
がれき類	834	15.1	767	13.7	−8.1
ばいじん	477	8.6	534	9.6	12.0
鉱さい	267	4.8	300	5.4	12.2
廃プラスチック類	154	2.8	219	3.9	42.1
木くず	160	2.9	166	3.0	3.8
その他	640	11.6	495	8.9	−22.6

備考：特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ．業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が3,098千トン（排出量の55.5%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,590 千トン（同 28.5%）、建設業が 809 千トン（同 14.5%）、卸・小売業が 28 千トン（同 0.5%）等となっており、この４業種で全体の99.0%を占めています。

排出量の多い上位３業種について、平成26(2014)年度と比べると、製造業、電気・水道業は増加、建設業は減少しています。

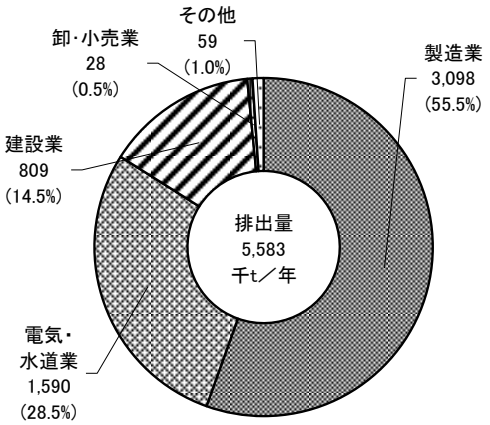

図 4-1-3　業種別排出量

表 4-1-2　業種別排出量の比較

（単位：千t/年）

業種＼年度	H26(2014)	構成比（%）	R元(2019)	構成比（%）	増減率（%）
合計	5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
製造業	2,961	53.6	3,098	55.5	4.6
電気・水道業	1,569	28.4	1,590	28.5	1.3
建設業	874	15.8	809	14.5	−7.5
卸・小売業	28	0.5	28	0.5	0.3
その他	92	1.7	59	1.0	−36.6

（２）特別管理産業廃棄物の排出量

令和元(2019)年度の特別管理産業廃棄物の排出量は 75.5 千トン（産業廃棄物量の内数）、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物（主にばいじん、汚泥等）が 21.1 千トン（排出量の 28.0%）で最も多く、次いで、感染性廃棄物が 17.0 千トン（同 22.5%）、廃アルカリが 15.7 千トン（同 20.8%）、廃油が 12.0 千トン（同 15.9%）、廃酸が 9.7 千トン（同 12.8%）となっています。

また、業種別では、製造業が 58.0 千トン（同 76.8%）で、その大部分を占めています。

排出量の種類を平成 26(2014)年度と比べると、特定有害産業廃棄物や感染性廃棄物などが大きく増加したことから、全体的に増加に転じています。

表 4-1-3　特別管理産業廃棄物の比較

（単位：千t/年）

区分＼年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率（%）
		構成比（%）		構成比（%）	
産業廃棄物	5,525	100.0	5,583	100.0	1.0
特別管理産業廃棄物	57.8	1.0	75.5	1.4	30.6
特定有害産業廃棄物	2.9	5.0	21.1	28.0	629.0
感染性廃棄物	6.7	11.7	17.0	22.5	153.5
廃アルカリ	15.1	26.2	15.7	20.8	4.1
廃油	15.0	26.0	12.0	15.9	−20.1
廃酸	18.0	31.1	9.7	12.8	−46.2

備考：特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

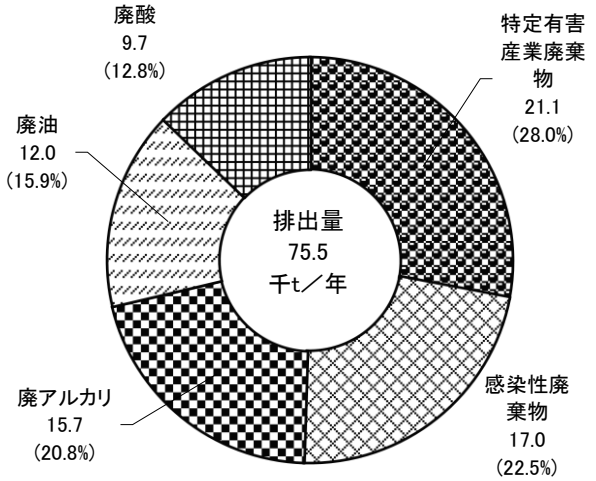

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-4　種類別排出量

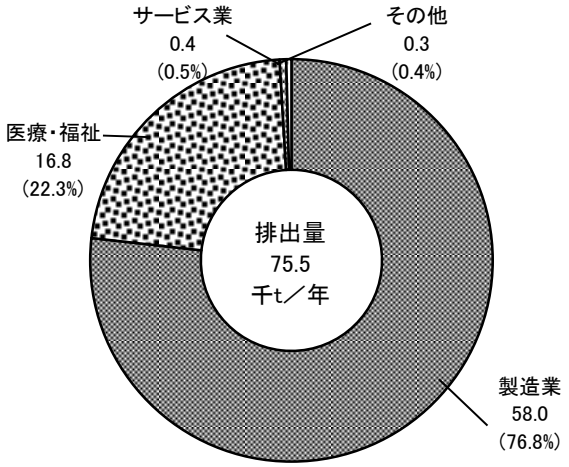

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-5　業種別排出量

２．処理の現状

令和元(2019)年度における産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-6 のとおりです。

県内で生じた産業廃棄物の排出量 5,583 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は 2,186 千トン（排出量の 39.2%）、再生利用量は 829 千トン（同 14.9%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は 2,568 千トン（同 46.0%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,565 千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が 497 千トン（委託処理量の 19.4%）、再生利用量が 1,796 千トン（同 70.0%）、最終処分量が 273 千トン（同 10.6%）となっています。

産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量 5,583 千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって 2,683 千トン（排出量の 48.0%）が減量化され、2,625 千トン（同 47.0%）が再生利用されており、273 千トン（同 4.9%）が埋立によって最終処分されています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況については、図 4-1-7 のとおりです。

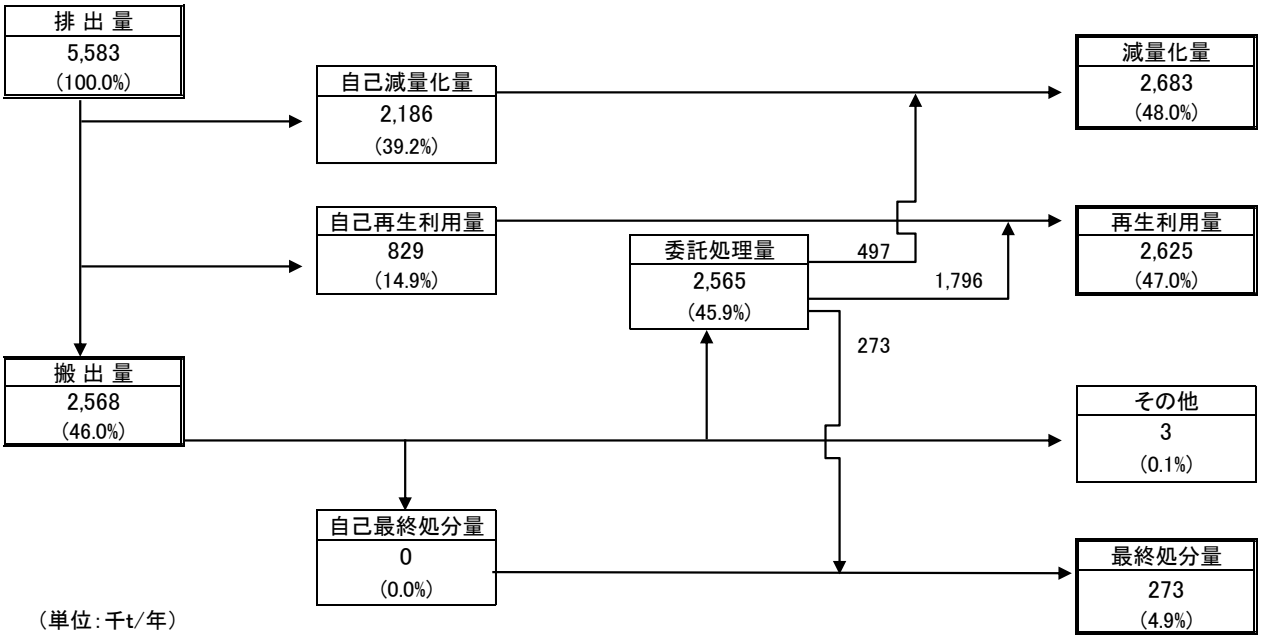

備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-6　産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

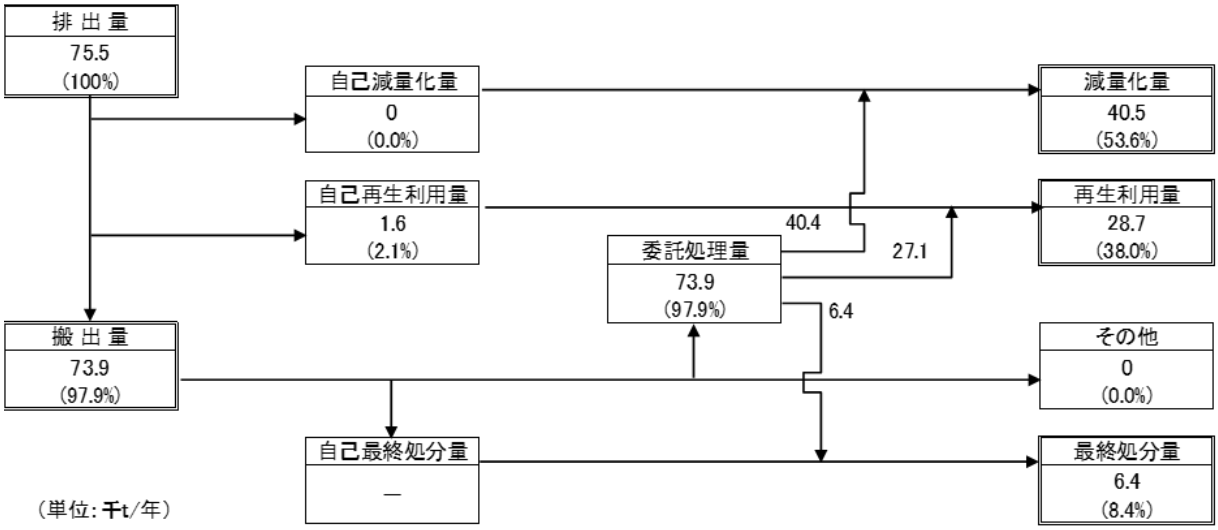

備考：図中の数値は、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-7　特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

（１）中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で2,683千トン、これを種類別にみると、汚泥が2,433千トン（減量化量の 90.7%）で大部分を占めており、以下、廃プラスチック類が 58 千トン（同 2.2%）、廃アルカリが 56 千トン（同 2.1%）等となっています。

また、業種別にみると、電気・水道業が 1,396 千トン（同 52.0%）で最も多く、次いで、製造業が 1,234 千トン（同 46.0%）等となっています。

表 4-1-4　減量化量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
減量化量	2,808	100.0	2,683	100.0	−4.5
自己減量化量	2,421	86.2	2,186	81.5	−9.7
委託減量化量	387	13.8	497	18.5	28.3

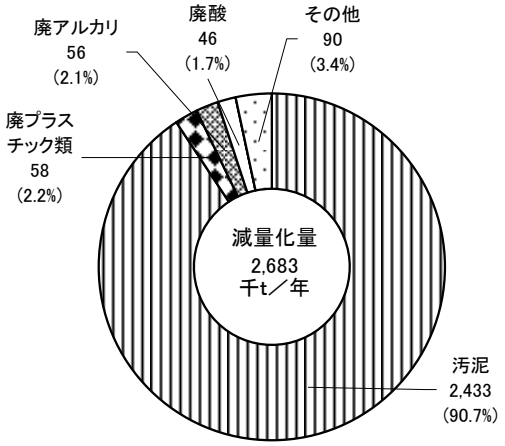

図 4-1-8　種類別減量化量

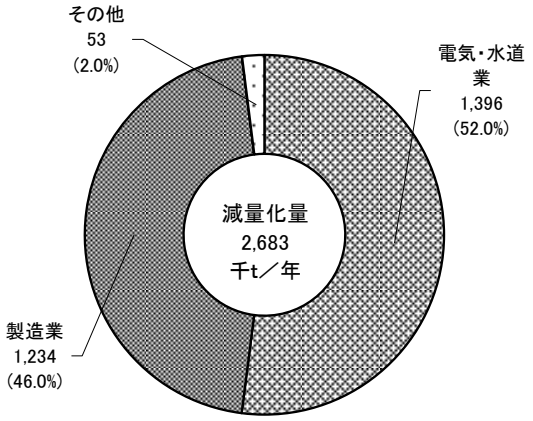

図 4-1-9　業種別減量化量

（２）再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,625 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 711 千トン（再生利用量の27.1%）で最も多く、次いで汚泥が577千トン（同22.0%）、ばいじんが 401 千トン（同 15.3%）、鉱さいが 263 千トン（同 10.0%）、燃え殻が 177 千トン（同6.7%）、木くずが142千トン（同5.4%）、廃プラスチック類が127千トン（同4.8%）等となっています。

業種別でみると、製造業が1,694千トン（同64.5%）で最も多く、次いで建設業が714千トン（同27.2%）、電気・水道業が169千トン（同6.4%）となっています。

表 4-1-5　再生利用量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	H26(2014)	構成比（%）	R元(2019)	構成比（%）	増減率（%）
再生利用量	2,399	100.0	2,625	100.0	9.4
自己再生利用量	1,057	44.1	829	31.6	−21.6
委託再生利用量	1,342	55.9	1,796	68.4	33.8
がれき類	751	31.3	711	27.1	−5.3
汚泥	481	20.0	577	22.0	20.0
ばいじん	458	19.1	401	15.3	−12.4
鉱さい	161	6.7	263	10.0	62.8
燃え殻	41	1.7	177	6.7	327.1
木くず	131	5.5	142	5.4	8.0
廃プラスチック類	83	3.5	127	4.8	52.6
その他	291	12.1	227	8.6	−22.2

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

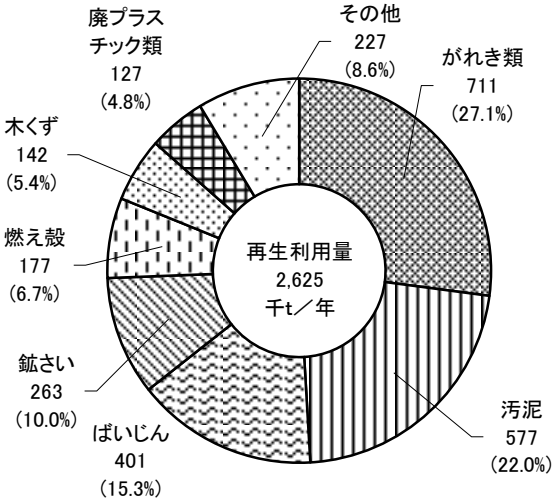

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-10　種類別再生利用量

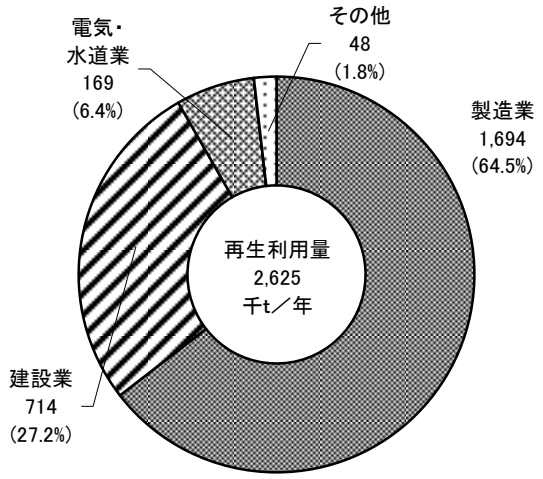

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-11　業種別再生利用量

（３）最終処分の現状

最終処分量は、県全体で 273 千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別でみると、全てが処理業者等による委託最終処分量（273 千トン）で、排出事業者による自己最終処分量は０千トン（500 トン未満）となっています。

最終処分量を種類別にみると、燃え殻が 65 千トン（最終処分量の 23.8%）で最も多く、次いでがれき類が 50 千トン（同 18.3%）、ガラス陶磁器くずが 32 千トン（同 11.7%）、汚泥が 29 千トン（同 10.6%）、廃プラスチック類が 28 千トン（同 10.3%）、鉱さいが 27 千トン（同 9.9%）等となっています。

また、業種別では、製造業が 170 千トン（同 62.3%）で最も多く、次いで建設業が 70 千トン（同 25.6%）、電気・水道業が 23 千トン（同 8.4%）等となっています。

表 4-1-6　最終処分量の比較

（単位：千t/年）

項目＼年度	H26(2014)		R元(2019)		増減率
		構成比（%）		構成比（%）	（%）
最終処分量	318	100.0	273	100.0	−14.2
自己最終処分量	0	0.0	0	0.0	0.0
委託最終処分量	318	100.0	273	100.0	−14.2
燃え殻	41	13.1	65	23.8	58.5
がれき類	31	9.6	50	18.3	61.3
ガラス陶磁器くず	54	17.1	32	11.7	−40.7
汚泥	41	12.8	29	10.6	−29.3
廃プラスチック類	22	6.8	28	10.3	27.3
鉱さい	94	29.7	27	9.9	−71.3
その他	34	10.8	42	15.4	23.5

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

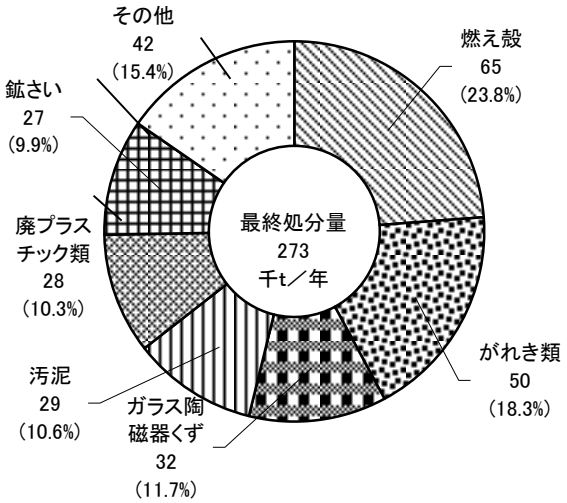

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-12　種類別最終処分量

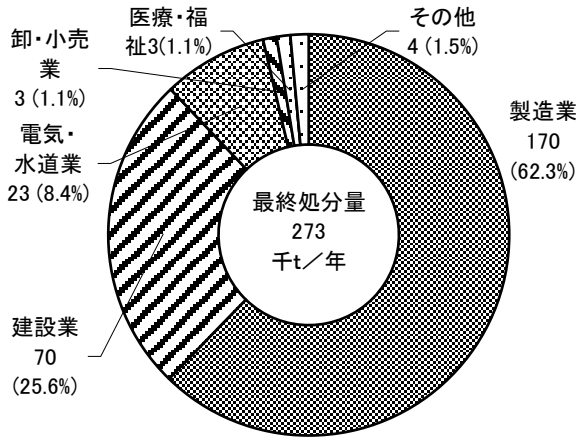

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-13　業種別最終処分量

３．広域移動の現状

（１）県外への搬出状況

令和元(2019)年度における県内の産業廃棄物の排出量は 5,583 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物（県外搬出量）は 747 千トンで、排出量の 13.4%となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が 744 千トン（県外搬出量の 99.6%）で大部分を占めており、最終処分は２千トン（同 0.4%）となっています。

平成 26(2014)年度と比較すると、県外搬出量については中間処理は大幅に増加していますが、最終処分は減少しています。

表 4-1-7　県外搬出量の処理状況

（単位：千t/年）

区分 ＼ 年度		H26(2014)	R元(2019)
処理内訳	中間処理	443	744
	最終処分	9	2
	合計	452	747
種類内訳	ばいじん	165	282
	鉱さい	56	157
	廃プラスチック類	24	80
	汚泥	86	62
	がれき類	33	61
	廃アルカリ	12	28
	その他	76	77
	合計	452	747

備考：産業廃棄物実態調査結果（H26(2014)、R元(2019)年度）をもとに集計。
数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、ばいじんが 282 千トン（同 37.8%）で最も多く、以下、鉱さいが 157 千トン（同 21.0%）、廃プラスチック類が 80 千トン（同 10.7％）、汚泥が 62 千トン（同 8.3％）、がれき類が 61 千トン（同 8.2%）、廃アルカリが 28 千トン（同 3.7%）等となっています。

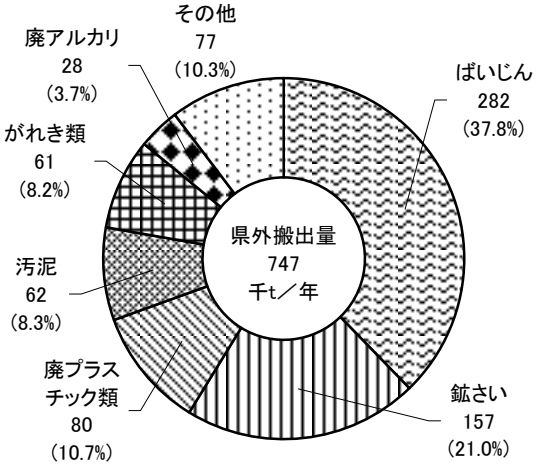

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-14　種類別の県外搬出量

（２）県内への搬入状況

令和元(2019)年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物（県内搬入量）は 863 千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が 583 千トン（県内搬入量の 67.6%）、最終処分は 280 千トン（同 32.4%）となっています。

平成 26(2014)年度と比較すると、県内搬入量は中間処理、最終処分のいずれも増加に転じています。

表 4-1-8　県内搬入量の処理状況

（単位:千t/年）

区分 ＼ 年度		H26(2014)	R元(2019)
処理内訳	中間処理	551	583
	最終処分	160	280
	合計	711	863
種類内訳	がれき類	115	134
	汚泥	170	125
	鉱さい	92	115
	廃プラスチック類	112	101
	ガラス陶磁器くず	15	71
	動植物性残さ	7	31
	木くず	31	27
	その他	169	260
	合計	711	863

備考：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査」（平成 26(2014)、令和元(2019)年度実績）をもとに集計。数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

また、種類別にみると、がれき類が 134 千トン（同 15.5%）で最も多く、以下、汚泥が 125 千トン（同 14.5%）、鉱さいが 115 千トン（同 13.3%）、廃プラスチック類が 101 千トン（同 11.7%）、ガラス陶磁器くずが 71 千トン（同 8. 2%）、動植物性残さが 31 千トン（同 3.6%）、木くずが 27 千トン（同 3.1%）等となっています。

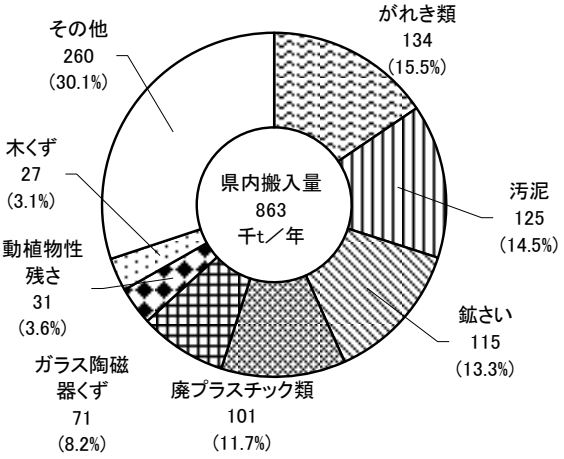

備考：図中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 4-1-15　種類別の県内搬入量

４．産業廃棄物処理施設等の状況

（１）処理業者の許可状況

令和元(2019)年度末現在の処理業の許可業者数（件数）は、県全体で 4,785（産業廃棄物処理業：4,200、特別管理産業廃棄物処理業：585）となっています。

平成 27(2015)年度以降の許可状況をみると、収集運搬業は産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに増加していますが、処分業は若干減少しています。

表 4-1-9　産業廃棄物処理業の許可状況

（単位：件数）

区分 ＼ 年度			H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R元 (2019)	
産業廃棄物	収集運搬業		3,470	(388)	3,574	(379)	3,643	(360)	3,759	(362)	3,866	(351)
	処分業	中間処理	324	(187)	321	(186)	323	(185)	322	(184)	320	(185)
		最終処分	5	(3)	6	(3)	5	(3)	6	(4)	7	(4)
		中間処理・最終処分	9	(7)	9	(7)	8	(7)	7	(6)	7	(6)
	小　計		3,808	(585)	3,910	(575)	3,979	(555)	4,094	(556)	4,200	(546)
特別管理産業廃棄物	収集運搬業		522	(58)	529	(55)	553	(50)	562	(49)	564	(47)
	処分業	中間処理	20	(16)	20	(16)	18	(14)	18	(14)	18	(14)
		最終処分	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)	3	(2)
		中間処理・最終処分	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	小　計		545	(76)	552	(73)	574	(66)	583	(65)	585	(63)
合　計			4,353	(661)	4,462	(648)	4,553	(621)	4,677	(621)	4,785	(609)

備考：（　）内は、岡山市及び倉敷市の許可件数（内数）を示す。

（２）処理施設の設置状況

令和元(2019)年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で 462（中間処理施設：431、最終処分場：31）となっています。

処理施設の種類別では、木くず、がれき類の破砕施設が 245 で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が 44、廃プラスチック類の破砕施設が 44、産業廃棄物の焼却施設が 34 等となっています。

平成 27(2015)年度以降の施設数の推移をみると、中間処理施設数は減少、最終処分場数は横ばいとなっています。

表 4-1-10　処理施設の設置状況

（単位：施設数）

施設の区分	施設の種類	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
中間処理施設	汚泥の脱水施設	49 (39)	46 (38)	46 (38)	46 (38)	44 (37)
	汚泥の乾燥施設	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)	8 (3)
	汚泥の焼却施設	21 (17)	21 (17)	19 (15)	17 (13)	17 (13)
	廃油の油水分離施設	8 (6)	8 (6)	8 (6)	8 (6)	8 (6)
	廃油の焼却施設	18 (14)	16 (12)	13 (9)	12 (8)	12 (8)
	廃プラスチック類の破砕施設	46 (38)	46 (37)	45 (36)	45 (36)	44 (37)
	廃プラスチック類の焼却施設	16 (13)	15 (12)	13 (10)	13 (10)	13 (10)
	木くず、がれき類の破砕施設	243 (141)	241 (136)	238 (135)	241 (138)	245 (144)
	コンクリート固型化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シアンの分解施設	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	廃PCB等の焼却施設	2 (1)	2 (1)	2 (1)	4 (1)	4 (1)
	産業廃棄物の焼却施設	41 (33)	41 (33)	38 (30)	36 (29)	34 (27)
	小計	454 (307)	446 (297)	432 (285)	432 (284)	431 (288)
最終処分場	安定型最終処分場	23 (14)	22 (14)	20 (13)	19 (13)	18 (12)
	管理型最終処分場	13 (6)	12 (6)	13 (7)	13 (7)	13 (7)
	小計	36 (20)	34 (20)	33 (20)	32 (20)	31 (19)
合　計		490 (327)	480 (317)	465 (305)	464 (304)	462 (307)

備考：（　）内は、岡山市及び倉敷市の施設数（内数）を示す

県内における最終処分場の残存容量については、令和元(2019)年度末現在で 3,315 千m^3となっています。これを令和元(2019)年度の最終処分実績（県外発生の産業廃棄物を含む県内最終処分量の合計）をもとに県内の最終処分場の残余年数をみると、約 5.3 年となります。

表 4-1-11　最終処分場の残余年数の推計

（令和元年度末）

区分	最終処分量 (千t/年) A	残余容量 (千m3) B	残余年数 (年) B/A
県内の最終処分場	622	3,315	5.3

備考：1）ｔとm^3の換算比を１とする
　　2）最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む

なお、県では、平成 18(2006)年度に事業主体である財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場（公共関与臨海部新処分場）の整備を進め、平成 21(2009)年４月から供用を開始していますが、埋立が進んでおり、残余容量はわずかとなっています。

表 4-1-12　公共関与臨海部新処分場の埋立進捗率

区分	処分場容量 (千m3) A	残余容量 (千m3) B	埋立進捗率 (%) (A-B)/A
公共関与臨海部新処分場	2,400	334	86

５．監視指導等の状況

（１）処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、令和元(2019)年度に県全体で 8,287 件の立入検査を実施しています。

ＰＣＢについては、ＰＣＢ特措法に基づいて所有量が把握され、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処理が進んでいることから、平成 29(2017)年度以降は立入検査数が減少しています。

表 4-1-13　立入検査の実施状況

		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)
立入検査件数		10,092　(8,809)	9,759　(8,112)	9,225　(8,215)	8,791　(8,053)	8,916　(8,127)
	PCB保管事業者を除く	9,519　(8,500)	9,565　(8,059)	9,225　(8,215)	8,657　(7,934)	8,154　(7,490)
	PCB保管事業者	573　(309)	194　(53)	75　(0)	73　(0)	762　(637)

備考：（　）内は、岡山市及び倉敷市の件数（内数）を示す

（２）不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

しかしながら、県内における産業廃棄物の不法投棄については、表 4-1-14 に示すとおりであり、未だに後を絶たない状況です。

表 4-1-14　産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
投棄件数	7	1	5	3	4
投棄量(t)	277	1,000	3,214	629	32,171

（３）県外産業廃棄物の事前協議

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書の添付も求め、安全性等の確認を行っています。

６．第４次計画の目標の達成状況

ここでは、第４次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、令和元(2019)年度実績を用いて評価します。

（１）第４次計画の目標

ア．排出抑制の目標

令和２(2020)年度における排出量をおおむね 5,649 千トンとすることを目指す。

イ．再生利用量の目標

令和２(2020)年度におけるリサイクル率を 45.4%とすることを目指す。

ウ．最終処分量の目標

令和２(2020)年度における最終処分量を 303 千トンとすることを目指す。

（２）達成状況の評価

ア．排出抑制

現状（令和元(2019)年度実績）の排出量は 5,583 千トン、計画基準年度の平成 26(2014)年度（5,525 千トン）に比べて 1.0%の増加となっていますが、このままの状況で推移すれば、第４次計画の目標値（令和２(2020)年度：5,649 千トン）は達成する見込みです。

なお、排出量は、経済的要因による影響も大きいと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

イ．再生利用量

現状（令和元(2019)年度実績）のリサイクル率は 47.0%、平成 26(2014)年度（43.4%）に比べると 3.6 ポイント高い水準です。また、第４次計画の目標値(令和２(2020)年度：45.4%）に対しても 1.6 ポイント上回っており、このままの状況で推移すれば、リサイクル率は達成する見込みです。

ウ．最終処分量

現状（令和元(2019)年度実績）の最終処分量は 273 千トン、平成 26(2014)年度（318 千トン）に比べると 14.2%（45 千トン）減少しており、このままの状況で推移すれば、第４次計画の目標値（令和２(2020)年度：303 千トン）は達成する見込みです。

表 4-1-15　第４次計画の目標と現状

		第4次計画		現状
		H26(2014)実績	R2(2020)目標値	R元(2019)実績
排出量	(千t/年)	5,525 (100.0%)	5,649 (100.0%)	5,583 (100.0%)
再生利用量	(千t/年)	2,399 (43.4%)	2,565 (45.4%)	2,625 (47.0%)
最終処分量	(千t/年)	318 (5.8%)	303 (5.4%)	273 (4.9%)

備考：１）　網掛け部分が目標値である。
　　２）　（　）内は、排出量に対する割合を示す。

７．産業廃棄物処理に関する課題

（１）排出抑制と循環的利用の促進による最終処分量の一層の削減

第４次計画の目標の達成状況については、排出量、リサイクル率、最終処分量のいずれも達成できる見込みとなっています。

なお、達成見込みの排出量については、事業者の取組によるものだけでなく、地域の経済的な要因も影響しているものと推察されることから、今後の景気動向にも留意しつつ、引き続きリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）のいわゆる３Ｒを促進し、最終処分量の一層の削減に努める必要があります。特に廃プラスチック類については排出量が増加してきており、地球温暖化防止やマイクロプラスチックによる海洋汚染防止の観点から３Ｒを推進する必要があります。

県内で発生する産業廃棄物の最終（埋立）処分量は、実態調査を実施した昭和 58(1983)年度 1,660 千ｔでしたが、令和元(2019)年度には 273 千ｔまで減少しており、これまでの取り組みの効果が表れていますが、なお一層促進する必要があります。

（２）排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理の流れをマニフェストや実地確認等によって的確に把握し、適正な処理・循環的利用を確保する必要があります。

県、及び岡山市、倉敷市（以下「県等」という。）においては、県内事業者に対して、岡山県循環資源総合情報支援センターと連携して運営・管理する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」による情報発信や各種研修会など、あらゆる機会を通じて法令等の周知、適正処理の助言・指導等に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

（３）優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者だけでなく、地域住民からも信頼され理解が得られる優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場を形成することが不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を積極的に公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に創設された「優良産廃処理業者認定制度（平成 23(2011)年４月施行）」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理・環境美化意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や監視パトロール等の監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

（４）産業廃棄物の広域移動への対応

産業廃棄物の広域処理状況については、平成 26(2014)年度は中間処理目的、最終処分目的の両方とも搬入超過（県内搬入量＞県外搬出量）の状態にありましたが、令和元(2019)年度は中間処理目的は搬出超過（県内搬入量＜県外搬出量）、最終処分目的では大幅な搬入超過となっています。

県では、最終処分を主目的とする県外産業廃棄物の搬入に対しては、県民の不安増大のみならず、県内における循環型社会形成や県内発生の産業廃棄物の適正処理への支障等を招くことのないよう、これまでどおり搬入前に義務付けている事前協議制度の厳正な運用を図っていく必要があります。

（５）産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

県内の最終処分場については、その残余年数が令和元(2019)年度末現在で 5.3 年と見込まれていますが、国の廃棄物処理基本方針では 10 年分程度の確保を目標としていることから、引き続き最終処分量の削減を図るとともに、民間による整備の原則を堅持しつつ、これを補完する立場としての公共関与による産業廃棄物最終処分場の残余容量の確保についても計画的な検討が必要です。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱等に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

近年、局地的豪雨等による災害が多発しており、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理施設の確保についても検討が必要です。なお、公共関与等による産業廃棄物最終処分場は、「平成 30 年７月豪雨」災害に際しては、県内で発生した災害廃棄物のうち、不燃物や選別後残さ等の受入に尽力するとともに、第１処分場跡地を仮置場用地として提供するなど、被災市町村の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に貢献しました。

また、地球温暖化防止の観点から、政府が令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%削減する目標を掲げており、焼却施設の新設・改修等における熱回収（サーマルリサイクル）の取組みや管理型最終処分場における準好気性構造の採用を積極的に進める必要があります。

第２節　産業廃棄物の将来予測と目標

１．排出量の将来予測

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（令和元(2019)年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式：

将来の排出量 ＝ 排出原単位（令和元(2019)年度実績）×活動量指標（予測値）

業種ごとの活動量指標の予測値

◆建　設　業：「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
◆製　造　業：「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
◆電気･水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
◆その他業種：「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で推計した。

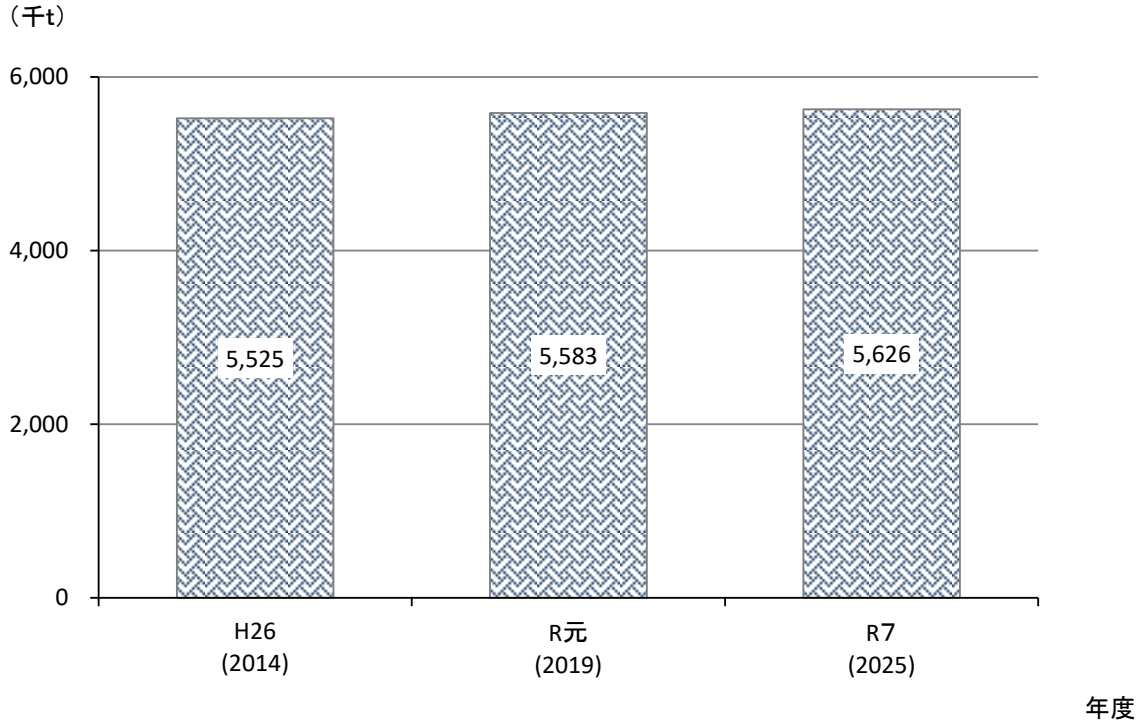

図 4-2-1　排出量の将来予測

（１）種類別排出量の将来予測

令和７(2025)年度における種類別排出量の予測結果をみると、令和元(2019)年度と比べて、汚泥は増加、がれき類、ばいじん等は減少すると予測されます。

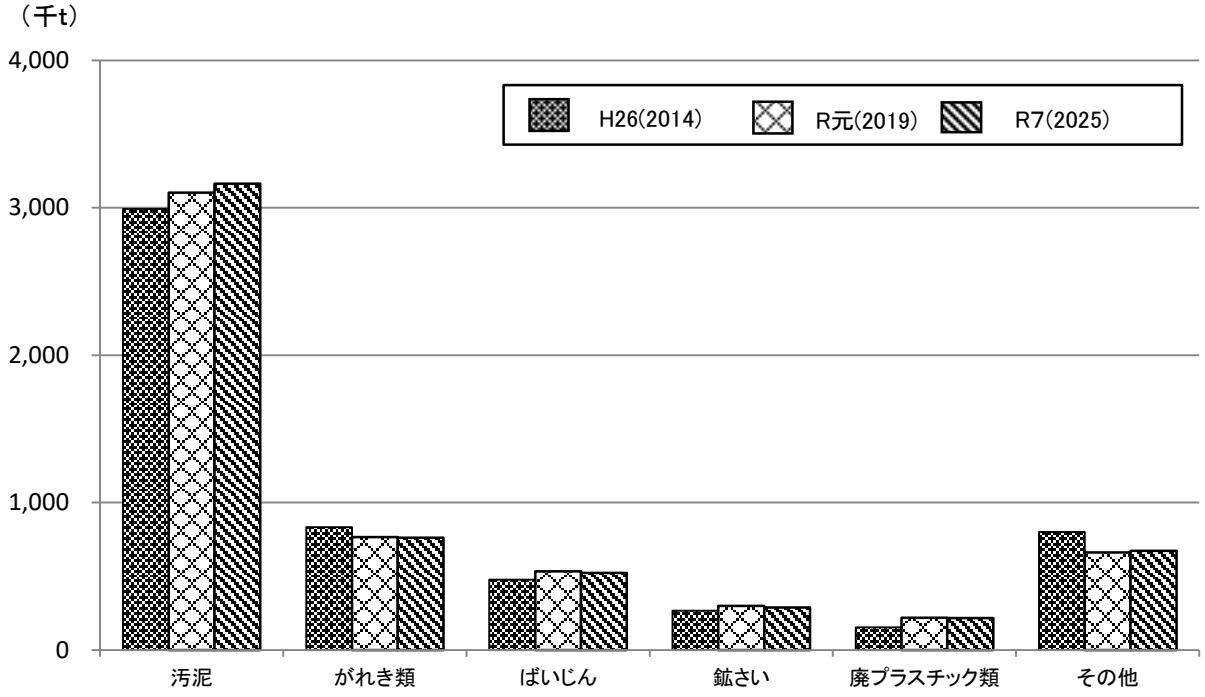

図 4-2-2　種類別排出量の将来予測

表 4-2-1　種類別排出量の将来予測

（単位：千t/年）

種類＼年度	H26(2014)		R元(2019)		R7(2025)	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
合計	5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
汚泥	2,991	54.1	3,102	55.6	3,163	56.2
がれき類	834	15.1	767	13.7	763	13.6
ばいじん	477	8.6	534	9.6	523	9.3
鉱さい	267	4.8	300	5.4	288	5.1
廃プラスチック類	154	2.8	219	3.9	217	3.9
その他	801	14.5	662	11.9	673	12.0

（２）業種別排出量の将来予測

令和７(2025)年度における業種別排出量の予測結果をみると、令和元(2019)年度と比べて、電気・水道業、建設業は増加する傾向に、製造業、その他の業種では減少すると予測されます。

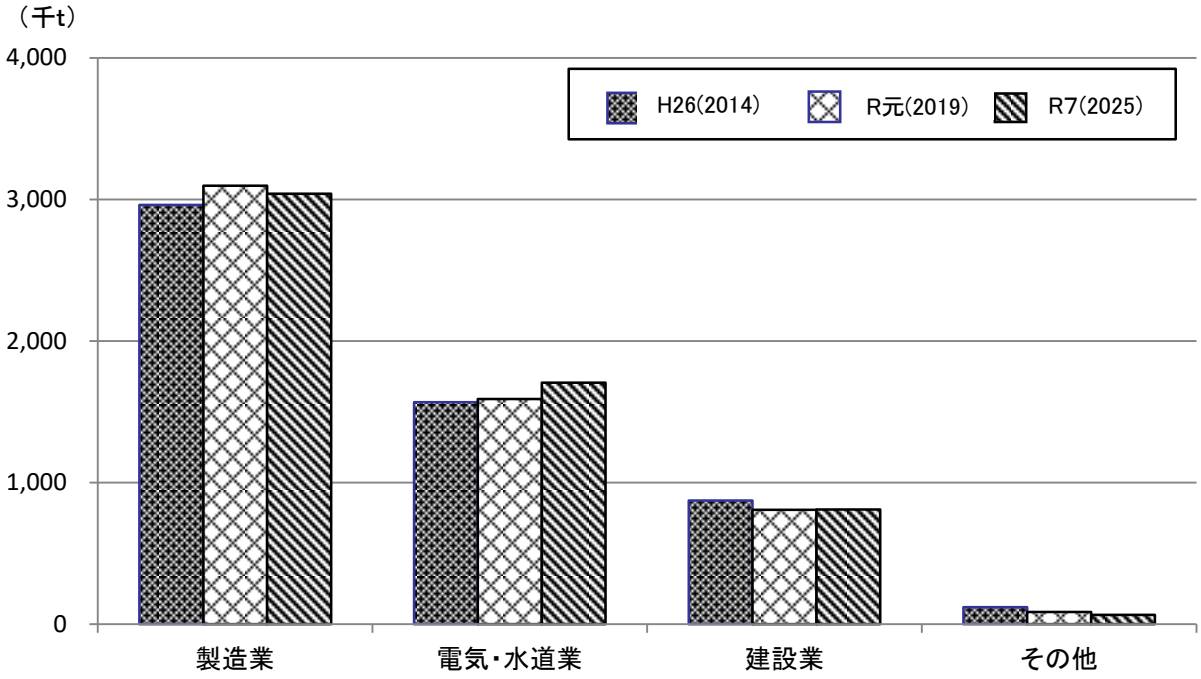

図 4-2-3　業種別排出量の将来予測

表 4-2-2　業種別排出量の将来予測

（単位：千t/年）

業種＼年度	H26(2014)	構成比（%）	R元(2019)	構成比（%）	R7(2025)	構成比（%）
合計	5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
製造業	2,961	53.6	3,098	55.5	3,040	54.0
電気・水道業	1,569	28.4	1,590	28.5	1,707	30.3
建設業	874	15.8	809	14.5	811	14.4
その他	120	2.2	87	1.6	66	1.2

２．処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

令和７(2025)年度における処理状況の予測結果をみると、排出量 5,626 千トンのうち、45.9%が再生利用され、49.2%が中間処理によって減量化、4.8%が最終処分されるものと見込まれます。

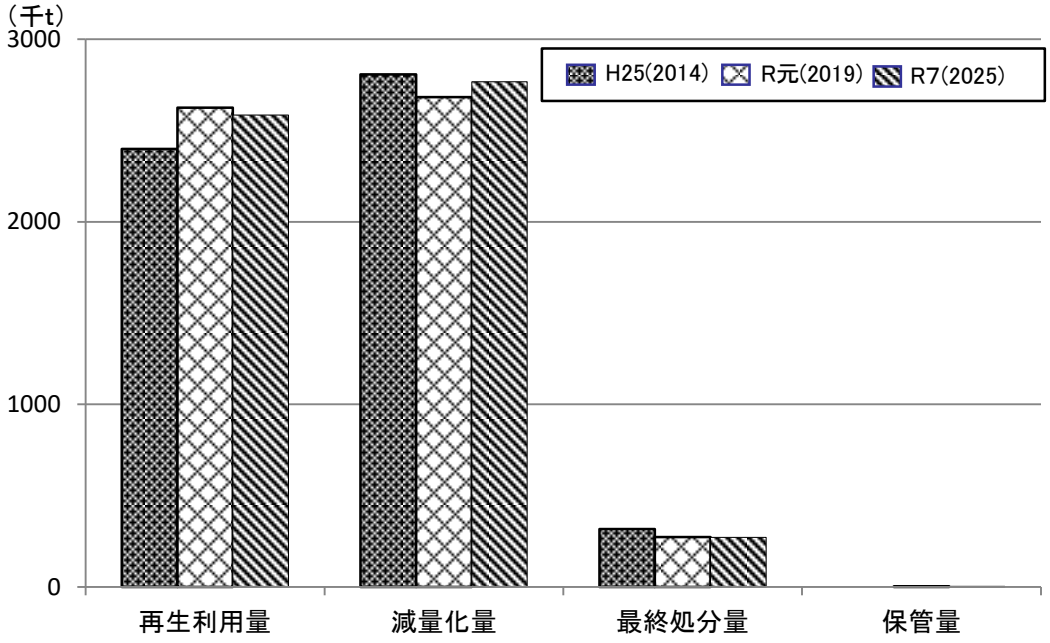

図 4-2-4　処理状況の将来予測

表 4-2-3　処理状況の将来予測

（単位：千t/年）

項目＼年度	H26(2014)		R元(2019)		R7(2025)	
		構成比（%）		構成比（%）		構成比（%）
排出量	5,525	100.0	5,583	100.0	5,626	100.0
再生利用量	2,399	43.4	2,625	47.0	2,585	45.9
減量化量	2,808	50.8	2,683	48.0	2,767	49.2
最終処分量	318	5.8	273	4.9	271	4.8
保管量	0	0.0	3	0.1	3	0.1

３．産業廃棄物の再生利用等の目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4　国の第四次循環型社会形成推進基本計画における産業廃棄物の目標値

	令和７(2025)年度目標値
排　　出　　量	約３億９千万ｔ（令和元(2019)年度実績：約３億８千万ｔ　増加率 2.7%）
出口側の循環利用率	約 38%（令和元(2019)年度実績：約 36%　２ポイント増）
最 終 処 分 量	約 1,000 万ｔ（令和元(2019)年度実績：9,152 千ｔ　増加率約９%）

（１）排出量の目標

令和７(2025)年度における排出量をおおむね 5,626 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値は、令和元(2019)年度から令和７(2025)年度の６年間での排出量の増加率を約 2.7%に抑制することとされています。

本県における排出量の目標としては、令和元(2019)年度の実績（5,583 千ｔ/年）を基準とし、国の目標値と同等の増加率に抑制するとした場合には 5,734 千ｔ/年となりますが、この数値は令和７(2025)年度の将来予測値よりを上回ることから、将来予測値の 5,626 千ｔ/年を着実に実現することを目標とします。

（２）リサイクル率の目標

令和７(2025)年度におけるリサイクル率を 47.0% とすることを目指します。

国の目標では、出口側の循環利用率（≒リサイクル率）を令和元(2019)年度から２ポイント増加させることとしており、本県のリサイクル率の目標は、国の目標に準ずると 49.0%となります。

しかしながら、本県の種類別排出量については、全国平均と比べて汚泥の比率が高い（令和元(2019)年度実績：本県 55.6%、全国 44.0%）特色があり、これに伴い、汚泥の脱水等に起因する減量化率が高く（令和元(2019)年度実績：本県 48%、全国 45%）、減量化率の令和７(2025)年度における将来予測は 49.2%まで増加する見込みとなっています。

そのため、令和７(2025)年度のリサイクル率の将来予測値は 45.9%に減少すると見込まれるところですが、令和元(2019)年度実績値である 47.0%を維持することを目標とします。

（３）最終処分量の目標

令和７(2025)年度における最終処分量を 271 千 t/年 とすることを目指します。

国の目標値は、令和元(2019)年度から令和７(2025)年度の６年間での最終処分量の増加率を約９%に抑制することとされています。

本県の最終処分量の目標は、国の目標値に準ずると 298 千ｔ/年となりますが、この数値は令和７(2025)年度の将来予測値を上回ることから、将来予測値の 271 千ｔ/年を着実に実現することを目標とします。

（４）排出抑制・資源化率の目標

令和７(2025)年度における排出抑制・資源化率を 96% とすることを目指します。

岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）において令和６(2024)年度の目標値を 96%と定めていることから、上記の各目標も踏まえ、令和７(2025)年度においてもこの目標値を確実に達成することを目標とします。

以上の産業廃棄物の再生利用等の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5　産業廃棄物の再生利用等の目標

項目＼年度		H26 実績	R 元実績	R7予測値	R7目標値
排　出　量	千t	5,525	5,583	5,626	**5,626**
リサイクル率	%	43.4	47.0	45.9	**47.0**
最終処分量	千t	318	273	271	**271**
排出抑制・資源化率	%	95.4	96.1	96.1	**96**

備考：1）網掛け部分は目標値である。
2）リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100
3）排出抑制・資源化率＝（1－埋立処分量÷平成 17(2005)年度の排出量）×100

第３節　目標達成等に向けての取組

１．排出者の責務の徹底・強化

（１）廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物は排出事業者に処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。 ○ 産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正な運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。 ○ 事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、他者による偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。

（２）多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が 1,000 トン（特別管理産業廃棄物は 50 トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成の上、県知事及び政令市長（以下「知事等」という。）に提出し、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）を県知事等に報告する義務があります。

主　な　取　組
○ 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。

（３）環境マネジメントシステムの導入促進

企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格であるISO14001 や、中小事業者等の幅広い事業者における環境への取組を促進するために環境省が策定したエコアクション 21 の普及を進めています。

主　な　取　組
○ 循環型社会の形成には、単に物質的な循環のみならず、関係事業者の環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な取組が望まれます。県では、県内事業者による ISO14001 の認証の取得や、エコアクション 21 の導入を促進するため、引き続き情報提供や県の物品の調達での入札資格審査において優遇措置等

を行います。 ＜エコアクション 21 認証・登録制度＞ ・一般財団法人持続性推進機構（http://www.ea21.jp/）

（４）リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）をより一層推進するためには、廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正な運用が不可欠です。

主　な　取　組
○ 資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法などリサイクル関連法の周知を図り、リサイクルの一層の促進、製造業者による自主的取組等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。 ○ プラスチック資源循環促進法の施行に向けて、事業者への制度の周知を図ります。

２．排出抑制と循環的利用の推進

（１）再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の主体的な取組により、魅力的で、かつ、市場競争力のある再生品が開発・販売され、それが県民・事業者へ広くＰＲされることが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

主　な　取　組
○ リサイクル製品の需要を喚起するため、県、事業者、県民が取り組むべき事項等を定めた「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の周知徹底を図るとともに、新たな製品等に対応した製品の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針である「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、県が率先してグリーン調達に努めます。 ○ 県内で生産されているリサイクル製品等を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、県ホームページや各種広報媒体などを活用して県民や事業者に対しこれらの製品を積極的にＰＲするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。また、機能、用途、デザイン面などの高付加価値化、リサイクル技術の高度化による低価格化など、市場競争力の高いリサイクル製品の開発に取り組む事業者を支援します。こうした取組により、減少傾向にある「岡山県エコ製品」の認定品目数を、令和７(2025)年度の努力目標として、382 以上とします。 ○ 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品）」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

（２）環境にやさしい企業づくり

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。また、県内の企業は、中小企業が大部分を占めていることから、環境にやさしい企業づくりを推進するためには、中小企業への取組を強化する必要があります。

主　な　取　組
○ グリーン調達やゼロエミッションに積極的な県内事業所を「岡山エコ事業所」として認定・公表するとともに、県民や事業者、市町村等への積極的なＰＲに努め、環境にやさしい企業づくりを推進します。 ○ 岡山エコ事業所の認定事業所数を、令和７(2025)年度の努力目標として、261 以上とします。 ○ 中小企業に対し、廃棄物の排出抑制・リサイクルなどの取組に対する助言や情報提供等の支援を行い、事業活動における３Ｒの促進を進めます。

（３）最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、鉱さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の６品目で最終処分量全体の約９割を占めています。これら排出量が多く、最終処分量も多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定により、循環資源に指定されています。

主　な　取　組
○ 最終処分量の多い６品目については、引き続き排出事業者に対してごみゼロガイドラインに沿った取組を促し、先進的な排出抑制の取組事例や、新たなリサイクル技術情報などを紹介するとともに、現在、県内民間事業者において焼成施設の建設が予定されていることから、こうした施設の活用を図ることにより、最終処分量の削減、リサイクルに向けた取組を一層促進します。 ○ コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づき再資源化が適切に行われるよう、関係機関（建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど、監視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。

（４）循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、事業者による競争力のある製品の研究開発と事業化を促進する必要があります。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物の３Ｒを推進するため、地域ミニエコタウン事業により、先進的なリサイクル関係施設の整備や新技術の開発等を行う事業者に対して経済的支援を行います。

○ 「中四国環境ビジネスネット（B-net）」事業により、（公財）岡山県産業振興財団内に配置した環境産業支援コーディネータと環境産業推進員による県内企業の訪問や中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）との連携、ホームページ等の公開情報の活用により、大学や企業のニーズ・シーズ情報の 収集を行うとともに産学官連携による県内企業ニーズとのマッチングを推進します。 ○ エコプロダクツ製品化支援事業により、事業者が、「岡山県エコ製品」への認定を目指すなど循環資源を原料とした競争力ある新製品開発のための事業化可能性調査・検証事業や実用化研究事業、改良研究事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助し、県内地域産業の活性化と、循環型社会の形成促進を図ります。

（５）バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

主　な　取　組
○ 製材端材等の木質バイオマスの利活用による新たなバイオマス産業の創出を目指し、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー）等を活用した製品や用途に係る研究開発や事業化を行う県内企業等を支援します。また、グリーンバイオ・プロジェクト技術アドバイザーによる先端技術情報の収集や情報提供を行います。 ○ 令和 3(2021)年７月末現在、県内では真庭市、津山市、西粟倉村の３自治体が、国のバイオマス産業都市の選定を受けているなど、地域の実情や各種バイオマス資源の特性に応じて具体的な取組や検討が進められています。県では、廃棄物系バイオマスの利活用が広まるよう、必要な情報提供等を行います。 ○ 都市部エネルギーの地産地消を目指して、下水道資源の有効利用について検討を行います。

（６）農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、国の基本方針及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正な処理・利用の促進を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、一層利用を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用された農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図ります。

主　な　取　組
○ 地域で排出される農場副産物等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。また、相当量の家畜排せつ物が発生する大規模畜産農家等に対して、良質たい肥の生産やその流通促進等を図るため、技術指導等の支援

を行います。 ○ 農家から排出される農業用使用済みプラスチック類について、市町村、農協等と連携し、農業用使用済みプラスチックの 40%以上が適正にリサイクル処理されるよう、周知・啓発等を行います。

（7）プラスチックごみの排出抑制・リサイクルの推進

海洋プラスチックごみ問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和３(2021)年６月にプラスチック資源循環促進法が制定されたところであり、県内でも、事業者に対する情報提供や３Ｒの取組みへの支援を行うことにより、プラスチックごみのさらなる排出抑制・リサイクルを推進します。

主　な　取　組
○ 岡山県庁プラスチックごみ削減指針に沿って、県庁が率先してプラスチック３Ｒに取り組みます。 ○ 「おかやまプラスチック３Ｒ宣言事業所」を募集・登録し、事業者による主体的なプラスチックごみ削減の取組促進を図ります。 ○ 事業者向けプラスチック３Ｒ推進セミナーの開催等により、プラスチックごみ問題への理解を深めるとともに、法制度の周知や３Ｒの取組事例を紹介することで事業者のプラスチック３Ｒの取組みを支援します。

３．適正処理の推進

（1）優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するに当たって、優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物の処理の一層の適正化を図るため、平成 23(2011)年度から「優良産廃処理業者認定制度」を運用しています。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を、講習会、県ホームページなどを通じて周知・啓発に努め、産業廃棄物処理業者の認定取得を促進します。

（2）適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等について適正な処理が確保されるよう、排出事業者や処理業者等に対して周知徹底を図っていく必要があります。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会等とも連携し、排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を定期的に開催します。 ○ 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション 21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄

物（特別管理産業廃棄物）の適正処理などを中心として、内容の充実を図っていきます。

（３）県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、不適切な産業廃棄物が県内処分業者に搬入されることのないよう、他県との調整を図りながら的確な対応に努める必要があります。

主　な　取　組
○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」に基づいて、これまでどおり事前協議を厳正に運用することによって、実態の把握を行い、適正処理の確保等に努めます。

（４）不法投棄等の不適正処理対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールをはじめ、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄 110 番の設置による事案の早期捕捉により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

（５）ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの強化による削減対策の推進により全国的にも減少していますが、引き続き、基準値を遵守した適切な運転を確保していく必要があります。

主　な　取　組
○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定や、廃棄物処理法の改正により、排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的に大幅に減少していますが、施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主測定・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、施設設置者に対する監視・指導を徹底し、基準値を超過した設置者に対しては、使用停止を命ずるなど厳正に対応します。

（６）アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な処理を行うよう厳正に管理を行う必要があります。

主　な　取　組
○ 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（令和３(2021)年３月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。

（７）ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）に基づく「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和３(2021)年３月改訂。以下「県計画」という。）に基づき、保管事業者及び使用事業者に対して、適正な保管等の監視・指導を行うとともに、対象となるＰＣＢ廃棄物の期限内（令和９(2027)年３月末まで）の確実かつ適正な処理の推進を図る必要があります。

主　な　取　組
○ ＰＣＢ廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者に適正な保管および処分期限までの処分を指導し、県計画に基づく計画的な処理を推進します。

（８）水銀廃棄物の適正処理の推進

平成 25(2013)年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、水銀を含む廃棄物に関して廃棄物処理法施行令及び廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 (2017)年 10 月から全面施行されています。

これにより、「廃水銀等」が特別管理産業廃棄物に指定されるとともに「水銀使用製品産業廃棄物」等が産業廃棄物の枠組みとして追加され、その処理基準等が追加されたことから、これらの基準を遵守した適正な処理を推進する必要があります。

主　な　取　組
○ 事業者に対して法令や水銀廃棄物ガイドラインの周知の徹底を図ることなどにより、県内における水銀廃棄物の適正な処理を推進します。

４．廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

（１）産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このため、県では、施設の設置者への必要な指導・助言等を行うとともに、施設の設置者は、情報公開等により処理施設に対する住民からの信頼の向上に努める必要があります。

主　な　取　組
○ 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。 ○ 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。 ○ 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置計画者を指導します。 ○ 県内における最終処分容量の適正な確保については、民間による整備の原則は堅持しつつ、国の基本方針や災害時の支援等も視野に入れ、民間処理を補完する立場から、公益

財団法人岡山県環境保全事業団と連携して公共関与による産業廃棄物最終処分場を整備していますが、現在供用している第２処分場の残余容量がわずかとなっていることから、延命化を目的とした嵩上げの変更許可取得に向けた手続きを進めており、より長期に渡る安定的な最終処分容量の確保を図ります。

	埋立面積	埋立容量
当初計画	約 23 万㎡	約 2,400 千 ㎥
変更計画	変更なし	約 4,600 千 ㎥

５．廃棄物情報の共有化と相互理解

（１）廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

循環型社会の形成を推進するため、県内発生の廃棄物を循環資源としてその情報を共有し、利用を拡大する必要があります。また、県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。加えて、廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。とりわけ、産業廃棄物処理の透明化は、処理業全体の社会的信頼を高め、優良な処理業者が選択される環境づくりに役立つものと考えられます。

主　な　取　組
○ 岡山県循環資源総合情報支援センターと連携して運営・管理する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」において、様々な機会を活用した情報の受発信を行います。 ア　企業間における循環資源に関する情報交換 イ　事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供 ウ　循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。

（２）環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

主　な　取　組
○ 学校・公民館、自治会・子ども会など幅広い年齢層を対象に環境学習出前講座を開催するとともに、環境セミナー等の各種普及啓発イベントを実施しながら、環境学習を通じて、自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。 ○ 環境学習器材を装備した移動環境学習車を活用し、県内各地で子どもや地域住民等に対する環境学習を行います。 ○ 環境問題に対する正しい理解と環境意識の高揚を図るため、小中学生、地域団体等を対象に、環境関係施設を見学・体験する「環境学習エコツアー」を実施します。 ○ 子どもたちが、身近な環境問題について正しい認識を持ち、自然観察やリサイクル活動

などに取り組めるよう、こどもエコクラブや水辺の生きもの学習など、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援します。

○ 環境学習を重点的に行う高等学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学の研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発しています。

○ 地域のＮＰＯ等環境団体との意見交換や効果的な環境学習の企画提案の場として平成20(2008)年に設置した「岡山県環境学習協働推進広場」を基盤に、広場の登録講師を派遣して行う環境学習・出前講座など、関係団体と行政との協働による環境学習を推進します。

○ 地域社会において環境学習を担う人材を育成するため、ＮＰＯ等環境団体、事業者、大学などとの協働による研修事業等を実施するとともに、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

○ 地球温暖化を防ぐため、地球にやさしい生活に取り組む人たちを、「アースキーパー（地球を守る人）」として会員登録することによって、省エネ重視のエコなライフスタイルへの転換を図ります。また、「アースキーパーのつどい」の開催、ホームページにおける普及啓発ツールの運用を行います。

上記１から５までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成 15(2003)年４月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定（施行後５年を目途に見直し）により、平成 19(2007)年度、平成 24(2012)年度及び平成 29(2017)年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成30(2018)年４月以降も現行の課税制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

◆産業廃棄物処理税は３つの区分の事業に充当されています。

①「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など

②「適正処理の推進」：不法投棄の未然防止対策など

③「意識の改革」：環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など

第５章　食品ロス

第１節　食品ロスの現状と課題

１．我が国の食品ロスの現状

国が発表した平成 30(2018)年度の食品ロス量は 600 万ｔで、家庭系食品ロス量が 276 万ｔ、事業系食品ロス量が 324 万ｔと、いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成 24(2012)年度以降、最小値となっています。また、国民 1 人当たりの食品ロス量は、1 日約 130g（茶碗約 1 杯分のご飯の量に相当）となります。

食品ロスの内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が 95.6 万ｔ、過剰除去が 57.1 万ｔ、食べ残しが 123 万ｔとなっており、事業系食品ロスは、食品製造業から 126 万ｔ、食品卸売業から 16.0 万ｔ、食品小売業から 65.9 万ｔ、外食産業から 116 万ｔ発生しています。

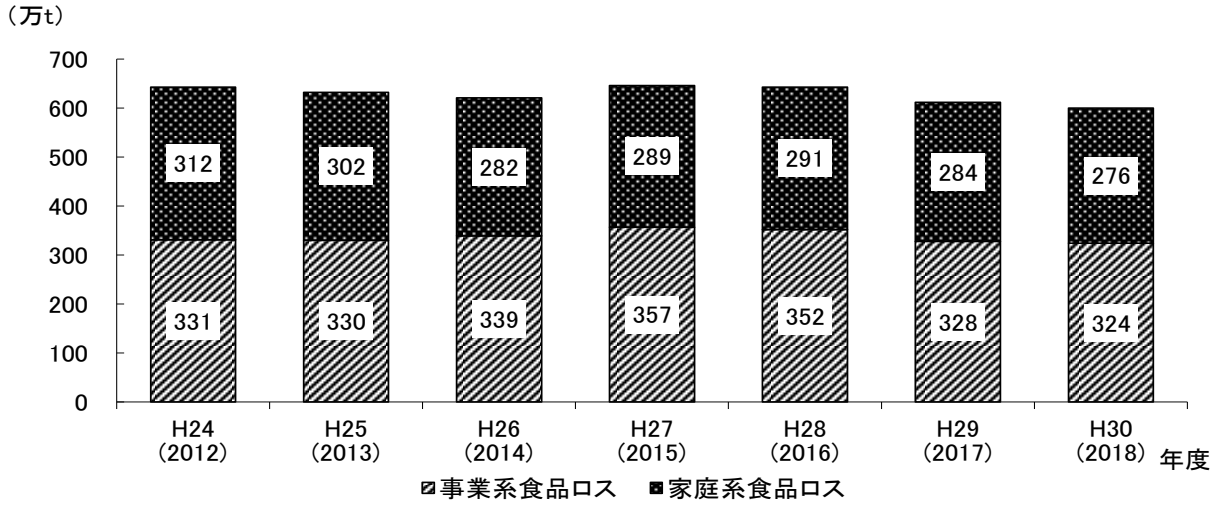

出典：農林水産省 HP「食品ロス量の推移（平成 24～30 年度）」

図 5-1-1　我が国の食品ロス量の推移（平成 24(2012)～30(2018)年度）

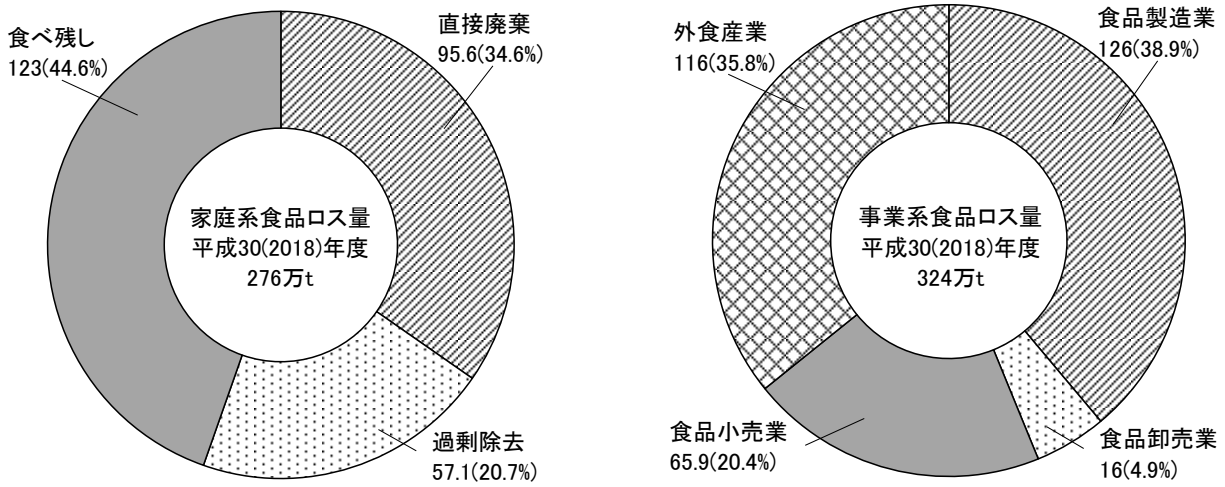

出典：家庭系食品ロス：環境省「令和２年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」
事業系食品ロス：農林水産省「日本の食品ロスの状況（平成 30 年度）」、「令和２年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）」

図 5-1-2　我が国の食品ロス量の内訳（平成 30(2018)年度）

２．　岡山県の食品ロスの現状

岡山県が推計した平成 30(2018)年度の食品ロス量は 12.7 万ｔで、家庭系食品ロス量が 3.8 万ｔ、事業系食品ロス量が 8.9 万ｔと、事業系食品ロスの占める割合が高くなっています。また、岡山県民 1 人あたりに換算すると、1 日約 180g（家庭系食品ロスのみでは、約 55g）となります。

内訳をみると、家庭系食品ロスは、直接廃棄が 1.4 万ｔ、過剰除去が 0.8 万ｔ、食べ残しが 1.6 万ｔとなっており、直接廃棄と食べ残しがほぼ同程度となっています。また、事業系食品ロスは、食品製造業から 6.3 万ｔ、食品卸売業から 0.2 万ｔ、食品小売業から 1.0 万ｔ、外食産業から 1.4 万ｔ発生しています。岡山県は、食品製造業から発生する食品廃棄物量が多く、県の事業系食品ロス量のおよそ７割を食品製造業が占めています。

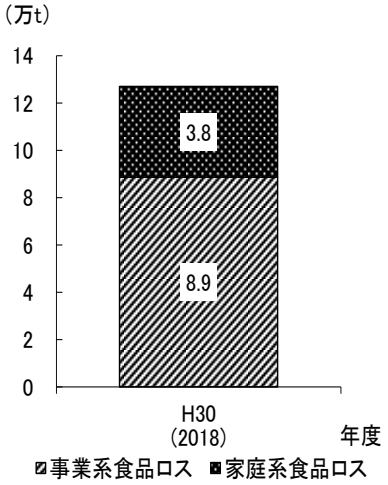

図 5-1-3　岡山県の食品ロス量

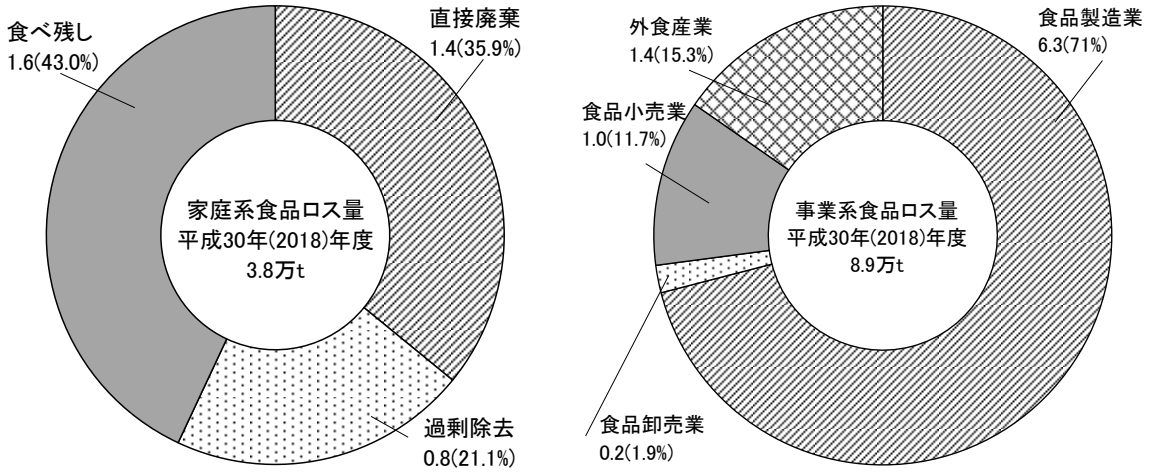

図 5-1-4　岡山県の食品ロス量とその内訳の推計（平成 30(2018)年度）

食品ロスの推計方法

＜家庭系食品ロス＞

家庭系食品ロスは、国が公表している「岡山県の生活系収集ごみ量」、「家庭系収集可燃ごみに占める食品廃棄物の割合」および「食品廃棄物に占める食品ロスの割合」を用いて推計しています。

＜事業系食品ロス＞

事業系食品ロスは、岡山県の食品関連事業所のうち、「食品廃棄物等多量発生事業者*」（以下、「多量発生事業者」または「≧100t 事業者」という）と、「多量発生事業者以外の事業者」（以下、「＜100t 事業者」という）について、それぞれ算出しています。

≧100t 事業者からの食品ロス量は、国が公表している岡山県の「多量発生事業者」からの食品廃棄物量に、同じく国が公表している可食部割合を乗じて食品ロス量を算出しています。

＜100t 事業者からの食品ロス量は、経済センサスや国の公表データから、単位事業所あたりの食品ロス量を求め、岡山県の「＜100t 事業者」の事業所数を乗じて算出しています。

*「食品廃棄物等多量発生事業者」

食品廃棄物等の前年度の発生量が 100t 以上の食品関連事業者のことで、毎年度、主務大臣に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられています。報告値は、都道府県別に集計され、農林水産省 HP 上で公開されています。なお、食品廃棄物の約 85%が多量発生事業者から発生しています。

３．岡山県の食品ロスに関する課題

岡山県の食品製造業から排出される食品廃棄物は全国で８番目に多く、それに伴い食品ロスの発生量は、全国的にみても高い傾向にあります。国の調査によると、食品製造業から発生する食品ロスは、８割以上が製造工程で発生しています。また、食品ロスになった理由として、原料や在庫品の賞味期限切れや端数品（例：１箱にならないもの）、納品期限切れ等が挙げられています。このように、流通や商習慣の都合上、販売には適さないがまだ食べられる食品が多くあることが推察され、これらの有効な活用方法を検討する必要があります。また、卸売・小売業者に対しては、賞味期限・消費期限に近い食品から購入するよう促すなど売り切る工夫への取組、消費者に対しては、期限表示に対する正しい理解への啓発等を行う必要があります。

第２節　食品ロスの将来予測と目標

１．食品ロス削減推進法基本方針における削減目標

食品ロス削減推進法基本方針において示されている食品ロス削減に関する目標値は、以下のとおりです。

表 5-2-1　食品ロス削減推進法基本方針における食品ロスの削減目標等

■食品ロスの削減目標	
家庭系食品ロス	令和 12(2030)年度に、平成 12(2000)年度比の半減 ☞ 216 万トン （平成 12(2000)年度：433 万トン）
事業系食品ロス	令和 12(2030)年度に、平成 12(2000)年度比の半減 ☞ 273 万トン （平成 12(2000)年度：547 万トン）

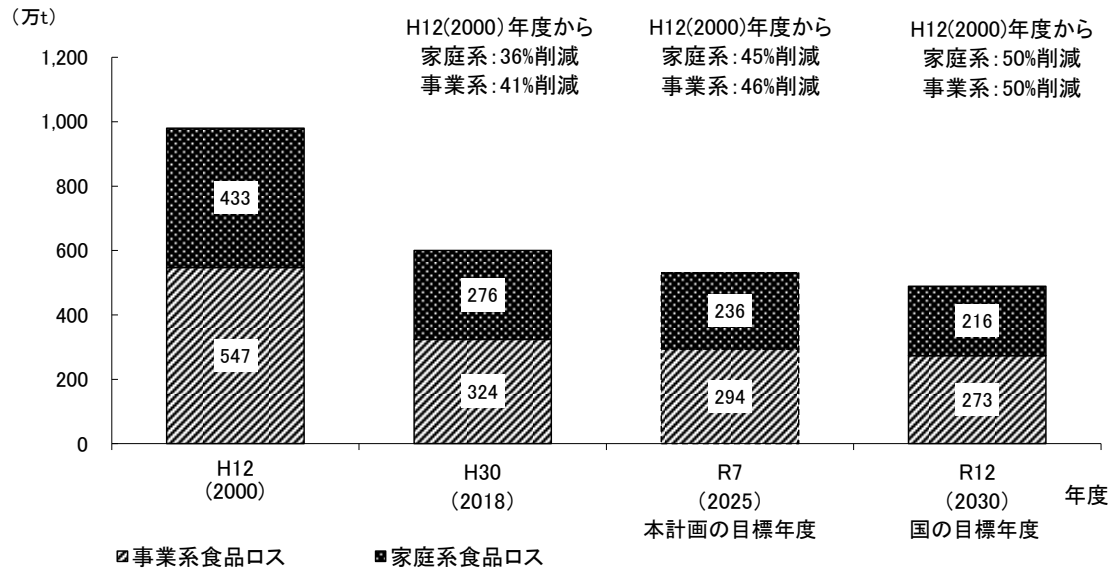

※令和7(2025)年度の食品ロス量：平成 30（2018）年度から令和 12（2030）年度にかけて、毎年度、同量ずつ削減していくと仮定して算出した食品ロス量

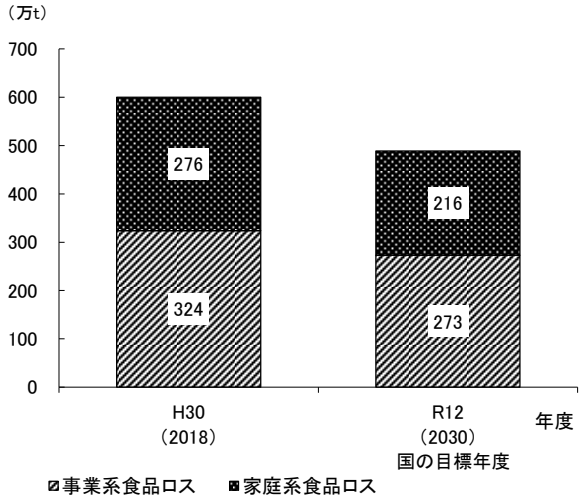

■食品ロス問題の認知度	
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80% （平成 30(2018)年度調査：71.0%）

２．県の将来予測と削減目標

（１）県の将来予測

計画目標年度を令和７(2025)年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 家庭系食品ロス量の将来予測

家庭系食品ロスの将来予測については、一般廃棄物の生活系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第３章第２節で整理した、平成 30(2018)年度の生活系ごみ排出量実績（447.3千t）と、令和７(2025)年度の排出量予測（446.7千t）より、平成30(2018)年度から令和７(2025)年度の増減割合を算出し、この割合を、平成 30(2018)年度の家庭系食品ロス量（3.8 万 t）に乗じて、令和７(2025)年度の家庭系食品ロス量を算出しました。

② 事業系（食品製造業以外)食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業以外（食品卸売業、食品小売業、外食産業）の将来予測については、一般廃棄物の事業系ごみの将来予測を基に算出しました。具体的には、第３章第２節で整理した、平成 30(2018)年度の事業系ごみ排出量実績（229.4 千 t）と、令和７(2025)年度の排出量予測（236.4 千 t）より、平成 30(2018)年度から令和７(2025)年度の増減割合を算出し、この割合を、平成 30(2018)年度の事業系（食品製造業以外）食品ロス量（2.6 万 t）に乗じて、令和７(2025)年度の事業系（食品製造業以外）食品ロス量を算出しました。

③ 事業系（食品製造業）食品ロス量の将来予測

事業系食品ロスのうち、食品製造業の将来予測については、産業廃棄物（製造業）の将来予測をもとに算出しました。具体的には、岡山県が実施している産業廃棄物実態調査結果（平成 30(2018)年度）の製造業からの排出量（3,093 千 t）と、第４章第２節で求めた令和７(2025)年度の排出量予測（3,040 千 t）より、平成 30(2018)年度から令和７(2025)

年度の増減割合を算出し、この割合を、平成 30(2018)年度の事業系（食品製造業）食品ロス量（6.3 万 t）に乗じて、令和７(2025)年度の事業系（食品製造業）食品ロス量を算出しました。

（２）食品ロス量の将来予測結果

岡山県における食品ロス量の予測を行った結果、令和７(2025)年度の食品ロス量は令和30(2018)年度とほぼ同程度となる見込みです。

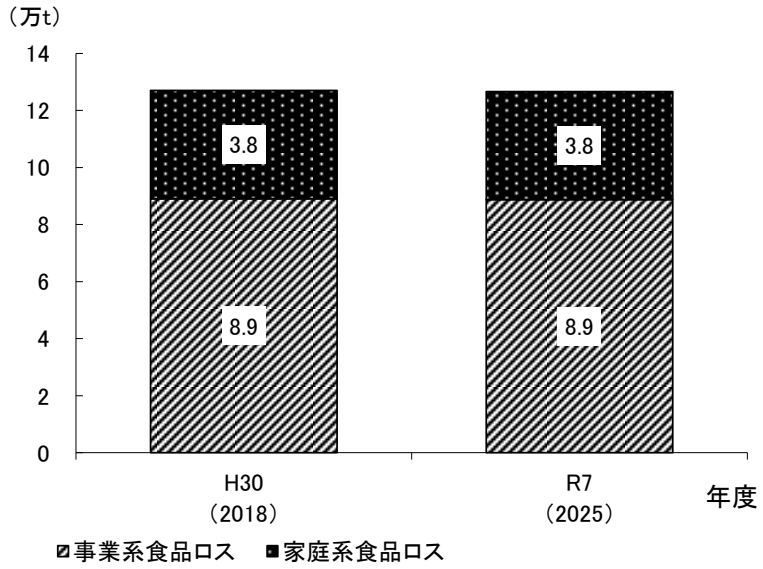

図 5-2-1　岡山県の食品ロス量の将来予測結果

（３）食品ロス量の削減目標

令和７(2025)年度における食品ロス量を、家庭系 3.3 万トン、事業系 8.1 万トンとすることを目指します。

平成 30(2018)年度の我が国の食品ロス量は、家庭系が 276 万トン、事業系が 324 万トンとなっており、令和 12(2030)年度目標値を達成するためには、さらに家庭系を 21.7%削減、事業系を 15.7%削減する必要があります。

本県における削減目標もこれに倣い、平成 30(2018)年度推計値（家庭系 3.8 万トン、事業系 8.9 万トン）を基準とし、家庭系を 22%削減、事業系を 16%削減し、これにより、岡山県の令和 12(2030)年度における食品ロス量は、家庭系 3.0 万トン、事業系 7.5 万トンとなります。このことから、令和７(2025)年度の食品ロス量を、家庭系 3.3 万トン、事業系 8.1 万トンとすることを目指します（県民１人１日あたり約 170g（家庭系食品ロスのみでは約 50g））。

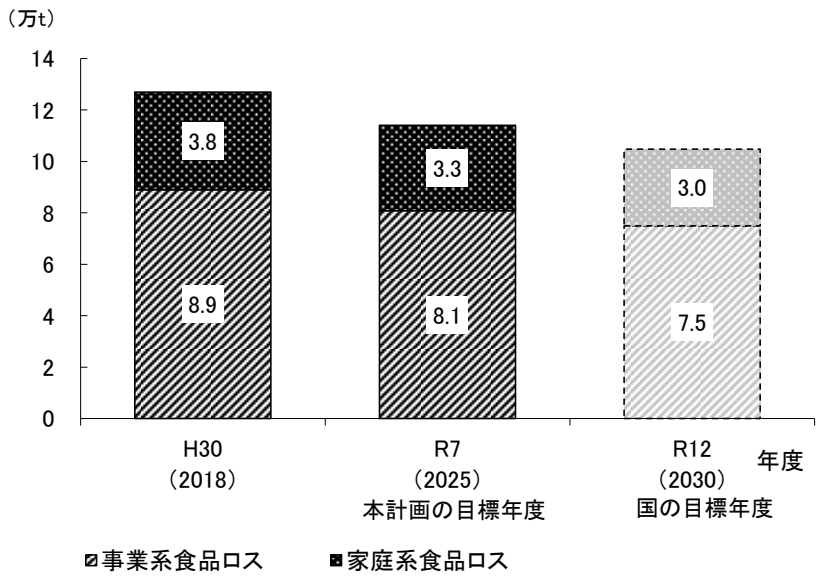

図 5-2-2　岡山県の食品ロス目標値

（４）食品ロス問題に取り組む消費者の割合

令和７(2025)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%以上にすることを目指します（暫定）。

令和２(2020)年度に実施した県民アンケート調査によると、食品ロスの問題を認知して削減に取り組む県民の割合は、56.3%でした。国の目標値は、令和７(2025)年度までに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%以上にすることを目指しており、本県でも基本的にこの数値を踏襲します。

第３節　目標達成等に向けての取組

１．岡山県の施策

（１）県民・事業者に対する普及啓発等

県民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、地域の教育機関等と連携しながら推進していきます。

主　な　取　組
・家庭系食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材の活用 ・期限表示の正しい理解（賞味期限と消費期限の違い等）の促進 ・外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発の推進 ・商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発 ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体による積極的な活用の推進 ・食品ロス削減月間（10 月）、食品ロス削減の日（10 月 30 日）での、食品ロス削減の機運上昇のための取組の実施 ・食品ロス削減を担う人材育成のための、教材の開発・提供の推進 ・学校等での食品ロス削減の教育

食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材

岡山県では、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材「この一冊で食品と家計のもったいないを減らそう！（2021 年 10 月発行）」を作成しています。

冊子の中では、食品ロスの説明や、日常生活でできる削減ポイントを記載しています。また、令和２(2020)年度に、若い世代に向けた食品ロス削減意識の醸成のための啓発として実施した「地域を学んでのこざすたべよう事業」の取組結果も掲載しています。

賞味期限・消費期限

消費期限とは・・・

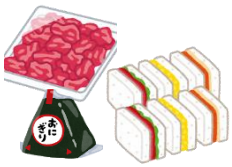

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことで、お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。

賞味期限とは・・・

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています。

※いずれの期限が記載されている場合でも、食品は表示されている保存方法を守って保存しておくことが大切です。ただし、一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

ローリングストック

「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。食品ロスの削減につながるほか、災害時用の非常食として備蓄することになります。農林水産省では、このローリングストックを含めた「災害時に備えた食品ストックガイド」を作成し、ホームページ上で公開しています。

（２）事業系食品ロス削減の推進

食品ロスの半分以上を占める事業系食品ロスについて、食品関連事業者等と連携した削減の方策等について検討し、食品ロス削減のための取組事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を推進します。

主　な　取　組
・規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）の促進 ・食品ロス削減のための商習慣の見直し等の取組の推進、消費者理解の促進 ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売の推進 ・食べきりや持ち帰りについての周知 ・食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた新技術の活用による食品ロス削減の取り組みを促進

加工食品の納品期限（３分の１ルール）

サプライチェーンにおいては、賞味期間の３分の１以内で小売店舗に納品する慣例、いわゆる「３分の１ルール」があります。例えば、賞味期限が 180 日の場合、製造から 30 日までに小売店舗の納品することになりますが、ここまでに納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。このため、厳しい納品期限を緩和することは食品ロスの削減につながることが期待されます。

国は、納品期限の緩和に取り組んでいる（取り組み予定を含む）事業者名を公表しており、令和２(2020)年 10 月 30 日時点で、142 の小売事業者がこれに取り組んでいます。

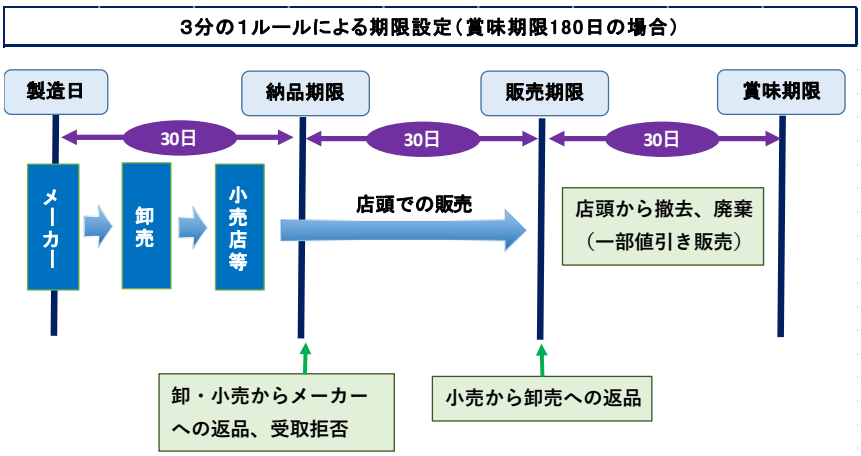

賞味期限表示の大括り化

食品の多くは、賞味期限表示が「年月日」で表示されています。一方で、小売業者の在庫商品よりも賞味期限が前であることが理由で、商品を納品できないことがあり（例えば、賞味期限が１月 20 日の商品を入荷した場合、同じ商品でも１月 19 日のものは入荷できない）、これにより納品できなかった商品は廃棄の可能性が高まります。このため、賞味期限を「年月」または「日まとめ（年月日表示のまま、日の表示を例えば 10 日単位で統一）」にするなど『大括り化』して表示することにより、在庫商品と納品する商品の賞味期限が同一となり、食品ロスの削減につながることが期待されます。

国は、賞味期限表示の大括り化に取り組んでいる（取り組み予定を含む）製造業者を公表しており、令和２(2020)年 10 月 30 日時点で、156 の製造業者がこれに取り組んでいます。

食べきり・持ち帰り

我が国の食品産業から発生する食品ロス 600 万トンのうち、外食産業からは 116 万トンが発生しており、その多くは食べ残しのよるものが相当程度を占めています。岡山県の外食産業からの食品ロスは 1.3 万トンとなっており、食品産業の 15%程度を占めています。

現在、これら飲食店等から発生する食品ロスの削減に向けて、「食べきり」運動や、食べきれずに残した料理を自己責任の範囲で持ち帰る「持ち帰り」の呼びかけが広がり始めています。岡山県でも、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、食品ロスの削減に向けて取り組んでいます。

（３）調査・情報の収集及び提供

食品ロスの削減のための取組内容について、その効果を評価するため、アンケート等による調査を行います。また、本県および全国の先進的な取組や優良事例を協議会やシンポジウム、啓発イベントなど、様々な機会で情報収集を行い、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、情報を提供・発信します。

主　な　取　組
・食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロスの発生量推計の継続的な実施 ・食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を把握するための調査の実施 ・先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する ・若者などによる積極的な取組事例の収集及び提供の強化、ＳＮＳ等を活用した食品ロス削減のアイデアの募集 ・エシカル消費（倫理的消費）の啓発との連動、消費社会へのつながりの意識を喚起する

エシカル消費

エシカル消費（倫理的消費）とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行
動のことです。例えば、お店に並んでいる商品を選ぶ時は、誰がどこで作り、お店までどのように運ばれてきたのか（環境や人の暮らしを守って作られているか）を意識し、購入時には、必要な人が他にもいることを想像して、必要な分だけを買うようにする等、商品・サービスを選択する際に、「品質」や「価格」以外に、「エシカル消費」という基準も必要となってきます。

また、エシカル消費は、平成 27(2015)年９月に国連で採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の 17 のゴールのうち、特にゴール 12 に関連する取組として、近年注目されています。

（４）未利用食品を活用するための活動の支援等

未利用食品の有効利用の１つに、フードバンク活動が挙げられます。フードバンク活動は食品ロスの削減に直結するほか、社会福祉の観点からも意義のある取り組みであることから、その活動への県民の理解を促進していきます。

主　な　取　組
・食品を提供したい食品関連事業者と提供を受けたいフードバンクをタイムリーにつなぐためのシステムを構築し、運用する。 ・フードバンク活動に関する情報共有や課題整理を行うための検討会を開催する。 ・未利用農産物、災害備蓄品の有効活用について、市町村及び関係団体等と情報共有を行う。

フードバンク活動

フードバンク活動とは、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組のことです。これは、50 年以上前に米国で始まり、我が国でも、ようやく認知され、活動が広がり始めたところです。

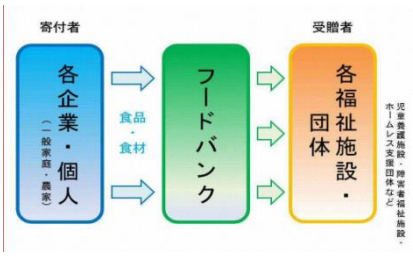

＜フードバンク活動の概要＞
「フードバンクの現状について（農林水産省 HP より）」

農林水産省が行った調査結果によると、全国のフードバンクの食品取扱量は年々増加しており、平成 30(2018)年度は 2,850 トンにのぼっています。また食品提供先についても、これまでの主な提供先であった「生活困窮者支援団体」や「児童養護施設」、「障害者施設」に加え、「子ども食堂」や「個人支援」が増えており、フードバンク活動のあり方も変化していると考えられます。

食品ロス削減に向けては、フードバンク活動の活発化、食品取扱量の拡充が進むことで、特に未利用食品が有効利用されることが見込めますが、運営における予算（活動費）や人員の不足、提供された食品の保管・運搬設備の不足、食品提供先と受入先との調整業務の煩雑化といった課題が足かせになっており、行政からの支援が期待されています。

第６章　廃棄物処理計画の推進

第１節　関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

１．県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理や食品ロスの削減、リサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

県　民　の　役　割
環境負荷の低減に配慮した消費行動 ○ マイバッグの持参、レジ袋・包装類の辞退、容器包装等のごみの排出の少ない商品・繰り返し使用できる商品・耐久性に優れた商品・再生利用が容易な商品・再生品の積極的な選択といった、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。 ○ 食品の購入に当たっては、期限表示に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品）の削減に努める。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ 物品の使用に当たっては、修理等を行いながらなるべく長期間使用する。 ○ 食品は買いすぎず、使いきり、食べきる。生ごみは水切り等を行うことにより、一般廃棄物の排出抑制に努める。 **市町村の分別収集への協力とリサイクルの推進** ○ 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。 ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。 ○ 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。 **不法投棄防止への協力** ○ 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われることがないよう、土地や建物を適切に管理する。 ○ 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。

２．事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（食品ロス）の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

事　業　者　の　役　割
環境に配慮した資材の調達 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 **循環的利用の促進** ○ 廃棄物の再生利用等による減量を行い、適正な循環的利用に努める。 ○ 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。 ○ 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進する。 ○ 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力に努める。 **環境に配慮した事業活動の実践** ○ 製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。 ○ 消費実態に合わせた製品の容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努める。 ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。 **適正処理の実施** ○ 排出抑制、再生利用等を行った上で、処分しなければならない廃棄物については、適正な処理を確保する。 ○ 廃棄物処理業者に処理・処分を委託する場合は、適正な対価を負担し、優良な廃棄物処理業者を選択することで、不適正な処理が行われるリスクを低減する。

３．処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

処　理　業　者　の　役　割
適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成 ○ 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。 **環境に配慮した事業活動の実践** ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や、電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 廃棄物処理施設の整備に当たっては、新処理技術の導入により、効率的な資源回収やエネルギーの有効活用が推進される処理施設となるよう配慮する。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

４．市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

市　町　村　の　役　割
一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備 ○ 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。 ○ 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、関係市町村の協議のもとで推進するとともに、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。 ○ 食品循環資源の再生利用等の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める。 ○ 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ○ し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う施設として整備を図る。 **一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の確保** ○ 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるとともに、処分しなければならない一般廃棄物については、適正な中間処理及び最終処分を確保する。 ○ 小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない製品、使用済小型電子機器等、水銀使用製品が廃棄物になったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築に努める。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。 ○ 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を推進する。 ○ 災害廃棄物処理計画を策定（改訂）し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。また、災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 ○ 海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力する。 **廃棄物に関する意識啓発** ○ 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、排出抑制や再生利用等に関する取組等について、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の施策への協力や自主的な取組を促進する。 ○ 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。

５．県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

県　の　役　割
廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進 ○ 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係機関との連携調整を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。 ○ 廃棄物処理業者やリサイクルに関する情報を提供する「おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源情報提供サイト）」の利用促進を図る。 ○ 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるために必要な技術的助言の実施に努める。 ○ 廃棄物処理の広域化・廃棄物処理施設の集約化に当たり、市町村等の関係機関との調整等の推進に努める。 ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議の徹底と県内における適正処理体制を確保するとともに、県外への搬出に対しても適正処理を指導する。 ○ 産業廃棄物の排出抑制、減量等について、特に中小零細の排出事業所に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努める。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。 ○ 災害時に適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める。 **3R の推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発** ○ おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。 ○ 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物の適正処理、３Ｒの推進、処理技術の向上を図る。 ○ 瀬戸内海に多くの海ごみが存在していることや、それらが我々の生活等から生じたものであることを周知し、発生抑制に向けた啓発を進めるとともに、効率的な回収を検討する。 ○ 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。

第２節　計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCA サイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

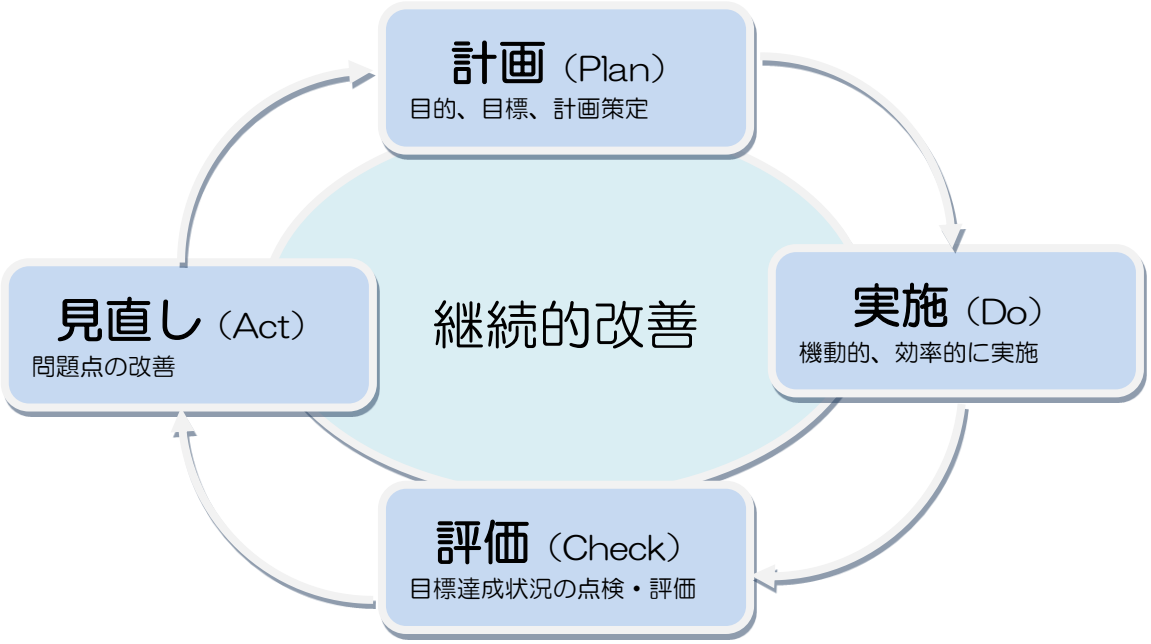

資　料　編

1　用語集（廃棄物処理に係る用語、制度、施設等の紹介）

数字

【30・10（サンマル・イチマル）運動】

食品ロス削減に向けた取組の一つで、会食時の最初の 30 分、最後の 10 分は料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動のこと。平成 23(2011)年に長野県松本市が提唱し、現在類似の運動を含めて、多くの自治体に広がっている。

岡山県では、「おかやま・もったいない運動」の一環として、「おかやま 30・10 運動」に取り組んでいる。

【３Ｒ（スリーアール）】

廃棄物の発生抑制（リデュース、Reduce）、再使用（リユース、Reuse）、再生利用（リサイクル、Recycle）の３つの頭文字をとったもの。平成 11(1999)年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ 3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

３Ｒに以下の言葉を加え、４Ｒ・５Ｒ等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（断る）マイバッグを持参してレジ袋を辞退するなど、ごみになるものの受け取りを断る。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

ローマ字

【B-net】

⇒「中四国環境ビジネスネット（B-net）」の項を参照。

【ＥＰＲ】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【ISO14001】

ＩＳＯ（国際標準化機構、International Organization for Standardization）の環境マネジメントシステム規格。Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認･評価）、Action（見直し）といった一連の PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

【ＰＣＢ】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油や感圧複写紙など様々な用途に使用されていたが、昭和 43(1968)年にＰＣＢの混入した米ぬか油が原因で健康被害（カネミ油症事件）が発生し大きな社会問題となったことなどから、昭和 49(1974)年には製

造・輸入が禁止された。ＰＣＢ廃棄物の処理施設の設置が進まなかったことから、ＰＣＢ廃棄物が各事業者等によって長期間にわたり保管されていたが、平成 13(2001)年に施行されたＰＣＢ廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国５か所に処理施設が整備されるなど、ＰＣＢ廃棄物の適正な処理が進められている。

【ＰＣＢ特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成 13 年法律第 65 号）。ＰＣＢ廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より 15 年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

【ＰＦＩ】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【ＳＤＧｓ】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。令和 12(2030)年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

17 のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効利用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示している。ＳＤＧｓは、これら社会、経済、環境の３側面から捉えることのできる 17 のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

あ行

【アースキーパーメンバーシップ】
地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を、会員（地球（アース）を守る人（キーパー））として募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成 14(2002)年９月に県が創設した制度。

【アスベスト】
石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車等多くの用途で使用されてきた。しかし、発がん性物質であることから、平成 17(2005)年７月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成 18(2006)年９月から原則全面使用禁止となった。一部の古い建築物等に残っているものがあるため、その除去や処理の方法について大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。

【アダプト】
住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子（英語で adopt）とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの。

【一般廃棄物】
家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

【エコアクション 21】
ISO14001 規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。

【エコビジョン】
⇒「岡山県環境基本計画（エコビジョン）」の項を参照

【岡山エコ事業所】
事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成 13(2001)年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成 16(2004)年２月から募集している。
エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の３部門について認定している。

【おかやまグリーンバイオ・プロジェクト】
岡山県内の間伐材や製材端材等の木質バイオマスの利活用による新産業の創出を目指し、県内企業等による高機能で付加価値の高い新素材であるセルロースナノファイバー（ＣＮＦ）や、ＣＮＦをはじめとする木質バイオマスを利活用した製品・用途に係る研究開発及び事業化の推進などに取り組んでいる。

【岡山県エコ製品】
県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成 13(2001)年 12 月に制定した岡山県循環型社会形成推進条

例に基づき、認定制度を創設し、平成 14(2002)年 10 月から募集している。
　主な認定品としては、再生ＰＥＴ樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。

【岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画】
　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律に基づき、平成 27(2015)年３月に策定したもので、行政、民間団体等多様な主体による役割分担と連携、協力を通じて、海ごみ（海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみ）の円滑な回収、処理及び発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針や課題解決の方向性を示すもの。

【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】
　岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第 10 条に基づき知事が定める計画。平成 10(1998)年３月に策定したのち、平成 19(2007)年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直し、令和２(2020)年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）を策定した。さらに、新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）の期間満了に伴い、令和３(2021)年３月に新たに「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」を策定した。
　当該計画は、岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。

【岡山県環境審議会】
　環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員 40 名以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

【岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議】
　廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するために平成 12(2000)年４月１日に設置した、学識経験者、事業者団体等、ＮＰＯ等、義務教育関係者、市町村、一部事務組合又は広域連合で構成する外部有識者会議。
　廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定及び施策の企画立案、新岡山県環境基本計画に定める基本目標「循環型社会の形成」に関する重点プログラムの推進、その他前条の目的を達成するために必要な事業の実践を事業内容とする。

【岡山県災害廃棄物処理計画】
　⇒「災害廃棄物」の項を参照

【岡山県産業廃棄物処理税】
　産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成 15(2003)年４月から導入した法定外目的税で、排出事業者又は中間処理業者（最終処分場に産業廃棄物を搬入する者）を納税義務者として、最終処分場への搬入量１トンにつき 1,000 円の課税を行っている。税収は、循環型社会の構築を推進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の３つの使途を柱として各種事業に活用している。

【岡山県循環型社会形成推進条例】
　岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、

県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。
【岡山県循環資源総合情報支援センター】 岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、企業間における循環資源に関する情報交換の促進や、循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識向上を図るために必要な情報提供等を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16(2004)年３月に指定。
【岡山県地球温暖化防止行動計画】 県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定しているもので、平成 28(2016)年度に見直しを行い、令和 12(2030)年度までを期間とする計画としている。なお、この計画（区域施策編）とともに、県自らの事務事業に関する削減計画（事務事業編）を別途策定している。
【岡山県廃棄物処理計画（本計画）】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内の廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等に関し、目標の設定やその達成に向けた基本施策の方向性などを定めたもの。
【岡山県分別収集促進計画】 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づき、市町村が策定した市町村分別収集計画（容器包装廃棄物の排出量の見込や分別区分等を定めたもの）をとりまとめたもので、３年ごとに５年を１期として定めるもの。
【岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画】 平成 13(2001)年６月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（ＰＣＢ特措法）第７条の規定により、岡山県廃棄物処理計画及び国が平成 15(2003)年４月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（ＰＣＢ廃棄物処理基本計画）に即して、岡山県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的に、令和８(2026)年度までを計画期間として策定された計画。
【おかやま 30・10 運動】 ⇒「30・10 運動」の項を参照
【おかやま・もったいない運動】 平成 18(2006)年度から、循環型社会の形成に向けた３Ｒ（スリーアール）（「ごみを減らす（リデュース）」、「再使用する（リユース）」、「再生利用する（リサイクル）」）の取組を全県的に推進するため、実施している運動。
【汚水処理人口普及率】 下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設をどれだけの人が利用可能であるか、汚水処理施設の利用者を総人口で除した割合。

【汚泥再生処理センター】
し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【海岸漂着物処理推進法】
正式名称は「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）。海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（海岸漂着物対策）を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたもの。

【ガス化溶融・改質施設】
ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設（化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある）。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設では、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式が多い。

【合併処理浄化槽】
し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。水質汚濁の原因として生活排水の影響が大きくなっており、対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換を進めている。

【家電リサイクル法】
正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律第 97 号）。テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】
企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

【環境基本計画】
⇒「岡山県環境基本計画（エコビジョン）」の項を参照

【環境マネジメントシステム】

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、（1）環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、（2）これを実行、記録し、（3）その実行状況を点検して、（4）方針等を見直すという一連の手続。ISO14001 もその一つ。

【グリーン購入】

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成 12(2000)年５月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（通称：グリーン購入法）が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【クリーンライフ 100 構想】

汚水処理施設整備率 100％を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第２処分場）

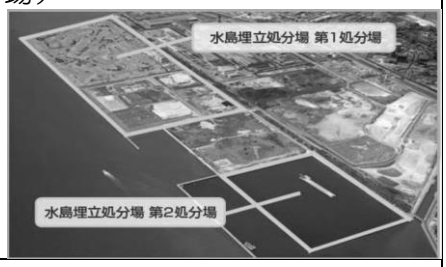

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、公益財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000 ㎡、埋立容量　2,400,000 ㎥）。

平成 21(2009)年４月から稼働している。

【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【小型家電リサイクル法】

正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）。使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的に定められた法律。市町村が回収対象品目や回収品目を独自に設定し、国から再資源化事業計画の認定を受けた認定事業者が再資源化を図る中で、自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

【固定価格買取制度】
再生可能エネルギー源（太陽光・風力・水力（３万 kW 未満）・地熱・バイオマス）を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

【ごみ処理基本計画】
市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

【ごみゼロガイドライン】
岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。

さ行

【災害廃棄物】
災害によって生じた廃棄物の総称。多様なものが一度に大量に発生し、被災地の早期復旧・復興の妨げになるため、処理主体である市町村が、適正かつ円滑・迅速に処理を行う必要がある。

【災害廃棄物処理計画】
自治体が被災することを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめるとともに、支援自治体となることも想定し、必要となる事項を計画としてとりまとめた、各都道府県及び市町村が定める計画。
岡山県では、平成 28(2016)年３月に「岡山県災害廃棄物処理計画」として策定。また、平成 30 年７月豪雨時の対応を踏まえ、より実効性のある処理計画とするため、令和２(2020)年３月に、改訂を行った。

【最終処分場】
廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の３つの異なる構造に分類される。

【産業クラスター】
⇒「循環型産業クラスター」の項を参照

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 21 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。

産業廃棄物のうち、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物、廃水銀等、廃石綿等、基準に適合しない汚泥等）など、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを「特別管理産業廃棄物」という。

【産業廃棄物監視指導員】

県が産業廃棄物の不法投棄等の監視業務を行うため、各県民局及び地域事務所に配置している職員。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の３品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【集落排水施設】

農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

【循環型産業クラスター】

産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用等に関し、競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれを支援する機関（大学、研究機関、産業支援機関等）が、ブドウの房のように近接しながら有機的なネットワークを形成し、競争力のある集団を形成している状態のこと。

【循環型産業クラスター形成促進事業】

産業廃棄物の資源としての利活用による新技術・新商品の開発に向けた企業間又は企業と研究者間のマッチングや、開発に必要な資金の補助を通じて、循環型社会の形成と環境産業の振興を目指す事業。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。

【循環資源】

廃棄物及び使用済製品や副産物等のうち有用なもの。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【食品ロス】

まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間 2,531 万トンあるうち、食品ロスは 600 万トンと推計されている（農林水産省及び環境省による平成 30(2018)年度推計値）。事業活動に伴って発生する事業系食品ロスと、各家庭から発生する家庭系食品ロスの２種類に分けられる。

【新岡山県ごみ処理広域化計画】

平成９(1997)年５月の旧厚生省通知に基づき、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理、マテリアル・サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、ごみ処理コストの削減を目的として平成 10(1998)年３月に策定した「岡山県ごみ処理広域化計画」について、構成市町村のブロック割等の見直しを行い、平成 19(2007)年度から平成 28(2016)年度を計画期間として、平成 19(2007)年３月に策定したもの。

第４次岡山県廃棄物処理計画においては、新岡山県ごみ処理広域化計画で示されたブロック割の枠組を今後も継続していくものとしている。

【スーパーエンバイロメントハイスクール】

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして県から指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。

【水銀による環境の汚染防止に関する法律】

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について定めたもの。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

【スマートコミュニティ】
一定の地域の中で、新エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入によって自立分散型のエネルギーシステムを構築し、エネルギーの自給や効率的なエネルギー利用を図るもの。

【生活排水】
調理、洗濯、入浴、し尿など日常生活に伴い排出される排水。生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

【セルロースナノファイバー】
木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（１mm の百万分の１）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。

【ゼロエミッション】
産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成６(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

た行

【ダイオキシン類】
有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）」の総称。物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。平成 12(2000)年１月にダイオキシン類の排出規制等を目的としたダイオキシン類対策特別措置法が施行された。

【第３次晴れの国おかやま生き活きプラン】
全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想（2040 年頃を展望）と、その実現に向けて、令和６(2024)年度までに重点的に取り組む行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

【脱炭素社会】
地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

【単独処理浄化槽】
し尿だけを処理する浄化槽。汚泥除去効果が低い上、生活雑排水（台所・洗濯・風呂からの排水）を処理できないことから、平成 13(2001)年以降新設は原則として禁止され、既に設置されているものの使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされた。

【地域循環圏】
　地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

【地球温暖化防止活動推進員】
　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、住民への普及啓発など地域における地球温暖化防止活動の推進役として、都道県知事等が委嘱するもの。 県内では 71 名(令和２(2020)年４月１日現在）の方が推進員として活動している。

【地球温暖化防止行動計画】
　⇒「岡山県地球温暖化防止行動計画」の項を参照

【中間処理】
　廃棄物を最終処分する前に、焼却、溶融、脱水、破砕、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】
　循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアム（さんさんコンソ）と連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】
　廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオガス】
　家畜の排せつ物や有機性廃棄物（生ごみ、下水汚泥等）などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

【バイオマス】
　本来は、生物（bio）の量（mass）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

【排出抑制・資源化率】

$$\left(1 - \frac{\text{埋立処分量（t/年）}}{\text{平成17（2005）年度の排出量（t/年）}}\right) \times 100$$

この指標は本県独自のもので、分母を平成 17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするもの。

【不法投棄 110 番】

不法投棄等の早期発見・対応のため、県民からの通報を受ける窓口。

【プラスチック資源循環戦略】

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、３Ｒ＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として、令和元(2019)年５月に策定された。

プラスチック資源循環促進法は、本戦略を具体化したもの。

【プラスチック資源循環促進法】

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第 60 号）。多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（３Ｒ+Renewable）を促進するための措置を講じることを目的としたもの。本法律は令和３(2021)年６月 11 日に公布され、令和４(2022)年度に施行される予定。

【プロジェクト推進会議】

岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。

ま行

【マイクロプラスチック】

ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で５mm 以下まで細かくなったもののことで、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

【マイバッグ運動】

６月と 11 月にマイバッグの持参を呼びかける「おかやまマイバッグキャンペーン」、毎月 10 日にマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする「岡山県統一ノーレジ袋デー」など、マイバッグの使用を推進する運動。

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことで、平成 10(1998)年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続が可能

になった。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成 17(2005)年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555 ﾄﾝ/日の処理能力を持つ。

倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率 29.1%（令和元(2019)年度）のうち水島エコワークスによる資源化分がおよそ３分の１を占めている。

【木質バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

や行

【有害使用済機器】

本来の用途での使用が終了した電気電子機器等のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの。

【優良産廃処理業者認定制度】

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第 112 号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの中の容積比で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者はリユースやリサイクルなどによる再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、ＪＩＳ規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル

（熱回収）がある。
【リサイクル関連法】 一般に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法、平成 12(2000)年４月から完全施行）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法、平成 13(2001)年４月から完全施行）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法、平成 25(2013)年４月から施行）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法、平成 14(2002)年５月から完全施行）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法、平成 13(2001)年５月から完全施行）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法、平成 17(2005)年１月から完全施行）の６つの法律をいう。また、令和４(2022)年度には、プラスチック資源循環促進法が施行される予定。 ⇒「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「プラスチック資源循環促進法」の項を参照
【レアメタル】 レアメタル（希少金属（きしょうきんぞく））は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やＩＴ製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

２　その他参考資料

表Ⅰ－１　廃棄物の種類

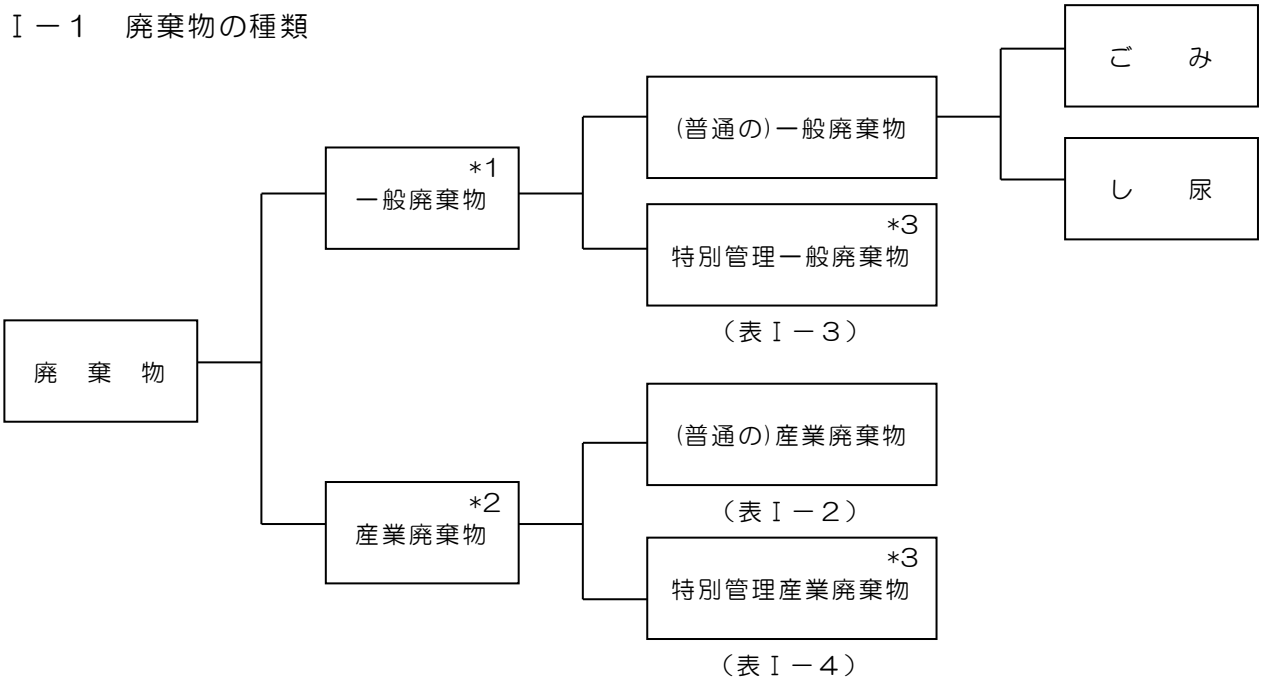

*1：産業廃棄物以外の廃棄物
*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物
*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表Ⅰ－２　産業廃棄物

種　類	例
１　燃　え　殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
２　汚　泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など
３　廃　油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
４　廃　酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
５　廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
６　廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
７　紙　く　ず	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
８　木　く　ず	木くず、おがくず、バーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにＰＣＢが染み込んだものに限る。〕
９　繊　維　く　ず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びＰＣＢが染み込んだものに限る。〕
10　動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11　動物系固形不要物	牛の頭部、背髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12　ゴ　ム　く　ず	天然ゴムくずのみ
13　金　属　く　ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど
15　鉱　さ　い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16　が　れ　き　類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、廃墓石、その他これに類する不要物
17　動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18　動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19　ば　い　じ　ん	大気汚染防止法第２条第２項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20　処　理　物	上記１～19 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸入廃棄物	輸入された廃棄物（上記の１～20 及び政令第２条の２、第２条の３に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

表Ⅰ－３　特別管理一般廃棄物

種　　類	例
ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出されたＰＣＢ使用部品
廃　　水　　銀	一般廃棄物である水銀使用製品（蛍光管、ボタン電池、水銀体温計等）から回収された廃水銀
ば　い　じ　ん	１時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が２m^2 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)から排出され、ダイオキシン類を１グラムにつき３ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）

表Ⅰ－４　特別管理産業廃棄物

種　　類		例
廃　　油		揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：おおむね引火点 70℃以下）
廃　　酸		水素イオン濃度指数（pH）が 2.0 以下の廃酸（著しい腐食性を有する廃酸）
廃　ア　ル　カ　リ		水素イオン濃度指数（pH）が 12.5 以上の廃アルカリ（著しい腐食性を有する廃アルカリ）
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油
	ＰＣＢ汚染物	・ＰＣＢが塗布されたり、染み込んだ汚泥･紙くず･木くず･繊維くず ・ＰＣＢが付着したり、封入された廃プラスチック類･金属くず･陶磁器くず･がれき類
	ＰＣＢ処理物	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃水銀等 及びその処理物	・廃水銀等（廃水銀及び水銀化合物） ・廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	・建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材） ・石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法第２条第 11 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は表Ⅰ-2　の 20 に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ＰＣＢ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1･2-ジクロロエタン、1･1-ジクロロエチレン、シス-1･2-ジクロロエチレン、1･1･1-トリクロロエタン、1･1･2-トリクロロエタン、1･3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
ば　い　じ　ん		輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの
ダイオキシン類を含むもの		ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されるダイオキシン類を１グラムにつき３ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥（廃ガス洗浄施設を有するもの）（輸入廃棄物の焼却に限る）

表Ⅱ　ごみ処理状況＜令和元(2019)年度＞（その１）

市町村名	総人口	計画収集人口	自家処理人口	ごみ排出量					自家処理量
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
				収集量	直接搬入量	搬入総量（③+④）	集団回収量	総量（⑤+⑥）	
	（人）	（人）	（人）	（t/年）	（t/年）	（t/年）	（t/年）	（t/年）	（t/年）
岡山市	708,481	708,481	0	217,885	13,861	231,746	45,415	277,161	0
倉敷市	482,308	482,308	0	145,652	30,841	176,493	11,171	187,664	0
津山市	100,714	100,714	0	27,800	5,138	32,938	1,586	34,524	0
玉野市	58,954	58,954	0	18,927	3,270	22,197	1,096	23,293	0
笠岡市	48,018	48,018	0	14,412	914	15,326	828	16,154	0
井原市	39,172	39,172	0	9,282	1,912	11,194	842	12,036	0
総社市	69,284	69,284	0	18,837	5,943	24,780	1,103	25,883	0
高梁市	30,259	30,259	0	9,568	1,223	10,791	0	10,791	0
新見市	29,135	29,135	0	8,696	447	9,143	813	9,956	0
備前市	34,168	34,112	56	7,931	1,146	9,077	1,091	10,168	20
瀬戸内市	37,287	37,281	6	7,603	2,907	10,510	521	11,031	6
赤磐市	42,628	42,628	0	10,591	998	11,589	443	12,032	0
真庭市	44,317	44,317	0	8,851	4,816	13,667	1,015	14,682	0
美作市	27,419	27,419	0	6,522	1,419	7,941	196	8,137	0
浅口市	34,263	34,263	0	9,525	1,578	11,103	974	12,077	0
和気町	14,164	14,164	0	2,301	1,449	3,750	261	4,011	0
早島町	12,545	12,545	0	4,058	341	4,399	0	4,399	0
里庄町	11,174	11,174	0	2,774	377	3,151	169	3,320	0
矢掛町	14,233	14,233	0	3,078	317	3,395	318	3,713	0
新庄村	915	915	0	148	20	168	0	168	0
鏡野町	12,769	12,769	0	3,019	390	3,409	247	3,656	0
勝央町	11,117	11,117	0	2,537	143	2,680	0	2,680	0
奈義町	5,848	5,848	0	1,384	78	1,462	58	1,520	0
西粟倉村	1,444	1,444	0	242	111	353	0	353	0
久米南町	4,823	4,823	0	868	468	1,336	0	1,336	0
美咲町	14,136	14,132	4	3,168	218	3,386	142	3,528	1
吉備中央町	11,246	11,246	0	2,959	65	3,024	0	3,024	0
合計	1,900,821	1,900,755	66	548,618	80,390	629,008	68,289	697,297	27

表Ⅱ　ごみ処理状況＜令和元(2019)年度＞（その２）

市町村名	収集量(③)内訳											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)
岡山市	0	120,751	4,720	9,437	0	1,143	0	78,734	1,975	0	0	1,125
倉敷市	0	88,617	1,437	4,562	0	286	0	50,651	99	0	0	0
津山市	0	13,343	511	1,803	0	207	0	11,820	8	79	0	29
玉野市	0	12,624	640	1,764	0	71	0	3,273	529	26	0	0
笠岡市	0	7,074	431	1,626	0	59	0	4,919	257	0	0	46
井原市	0	5,349	310	983	0	118	0	2,522	0	0	0	0
総社市	0	10,457	236	1,030	17	19	0	6,926	95	1	0	56
高梁市	0	5,150	173	660	0	82	0	3,337	43	45	0	78
新見市	0	4,373	179	404	0	68	0	3,582	43	0	0	47
備前市	0	6,373	28	669	0	54	0	807	0	0	0	0
瀬戸内市	0	6,238	318	725	86	236	0	0	0	0	0	0
赤磐市	0	6,805	41	547	31	186	0	2,981	0	0	0	0
真庭市	0	5,505	87	866	0	40	0	2,169	19	159	0	6
美作市	0	4,266	36	705	0	0	0	1,451	5	53	0	6
浅口市	0	6,017	295	884	0	102	0	2,183	30	14	0	0
和気町	0	1,269	53	893	0	86	0	0	0	0	0	0
早島町	0	2,083	151	250	0	0	0	1,539	35	0	0	0
里庄町	0	1,878	116	269	0	4	0	507	0	0	0	0
矢掛町	0	1,875	164	463	0	0	0	576	0	0	0	0
新庄村	0	121	2	25	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	1,756	55	97	0	165	0	908	5	22	0	11
勝央町	0	1,250	41	272	0	61	0	891	2	20	0	0
奈義町	0	1,212	27	78	0	25	0	41	0	0	0	1
西粟倉村	0	204	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	600	27	109	0	5	0	127	0	0	0	0
美咲町	0	2,087	96	348	3	117	0	517	0	0	0	0
吉備中央町	0	1,541	113	276	0	23	0	995	6	0	0	5
合計	0	318,818	10,288	29,782	137	3,157	0	181,456	3,151	419	0	1,410

市町村名	直接搬入量(④)内訳											
	生活系ごみ						事業系ごみ					
	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	混合ごみ (t/年)	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)
岡山市	0	332	133	1,454	0	2,649	0	8,869	149	0	0	275
倉敷市	0	0	0	2,991	0	3,913	0	23,767	170	0	0	0
津山市	0	932	46	349	0	1,307	0	2,420	1	5	0	78
玉野市	0	156	92	2	0	637	0	1,430	873	3	0	77
笠岡市	0	390	0	0	0	220	0	304	0	0	0	0
井原市	0	460	301	0	0	150	0	992	0	0	0	9
総社市	0	1,380	151	22	0	962	0	2,756	26	165	0	481
高梁市	0	886	128	147	0	62	0	0	0	0	0	0
新見市	0	250	9	0	0	156	0	31	1	0	0	0
備前市	0	598	245	0	0	148	0	151	4	0	0	0
瀬戸内市	0	1,027	39	17	0	148	0	1,540	26	11	0	99
赤磐市	0	45	68	363	33	121	0	368	0	0	0	0
真庭市	0	1,582	227	269	0	669	0	1,827	42	89	0	111
美作市	0	275	21	107	0	289	0	706	1	0	0	20
浅口市	0	464	154	26	0	85	0	849	0	0	0	0
和気町	0	508	0	65	0	0	0	871	0	5	0	0
早島町	0	8	11	41	0	0	0	281	0	0	0	0
里庄町	0	218	0	0	0	33	0	126	0	0	0	0
矢掛町	0	98	0	2	0	31	0	186	0	0	0	0
新庄村	0	4	1	2	0	3	0	4	0	1	0	5
鏡野町	0	130	8	10	0	155	0	86	0	0	0	1
勝央町	0	55	1	4	0	73	0	10	0	0	0	0
奈義町	0	14	1	2	0	25	0	35	0	0	0	1
西粟倉村	0	5	1	3	0	10	0	82	0	8	0	2
久米南町	0	245	30	55	0	40	0	92	4	0	0	2
美咲町	0	70	4	6	0	94	0	42	0	1	0	1
吉備中央町	0	61	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
合計	0	10,193	1,671	5,937	33	11,980	0	47,825	1,297	292	0	1,162

表Ⅱ　ごみ処理状況＜令和元(2019)年度＞（その３）

市町村名	⑨	⑩				⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
	ごみ処理量												
	直接埋立量	中間処理量				直接資源化量	合計	中間処理に伴う資源化量	1人1日当たりの排出量	生活系ごみ	事業系ごみ	減量処理率	ﾘｻｲｸﾙ率
		直接焼却	粗大処理	資源化	その他		(⑨+⑩+⑪)		(⑦/[(①+②)*365])			(((⑫−⑨)/⑫)	(((⑥+⑪+⑬)/(⑥+⑫))
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(%)	(%)
岡山市	1,508	208,863	10,484	5,659	0	5,232	231,746	25,465	1,072	717	351	99.3%	27.5%
倉敷市	206	165,087	2,147	2,929	1,500	4,624	176,493	70,569	1,066	640	423	99.9%	46.0%
津山市	0	28,690	2,187	1,954	0	282	33,113	4,742	939	545	392	100.0%	19.0%
玉野市	1,680	17,846	999	1,672	0	0	22,197	1,976	1,082	792	288	92.4%	13.2%
笠岡市	0	12,687	1,013	612	0	1,014	15,326	1,111	922	605	314	100.0%	18.3%
井原市	301	9,323	446	1,124	0	0	11,194	1,507	842	594	246	97.3%	19.5%
総社市	0	21,519	2,100	1,161	0	0	24,780	1,762	1,024	606	414	100.0%	11.1%
高梁市	0	9,373	566	852	0	0	10,791	1,108	977	658	316	100.0%	10.3%
新見市	0	8,236	0	503	0	404	9,143	36	936	586	347	100.0%	12.6%
備前市	20	8,044	0	752	0	258	9,074	1,066	815	736	77	99.8%	23.8%
瀬戸内市	0	9,288	0	1,222	0	0	10,510	1,197	811	685	123	100.0%	15.6%
赤磐市	109	10,266	184	173	0	798	11,530	640	773	557	215	99.1%	15.7%
真庭市	50	11,083	507	707	1,012	308	13,667	2,799	908	633	273	99.6%	28.1%
美作市	88	6,699	0	865	0	281	7,933	1,161	813	587	223	98.9%	20.2%
浅口市	229	9,537	0	847	0	492	11,105	941	966	718	245	97.9%	19.9%
和気町	53	2,648	86	59	625	256	3,727	120	776	605	169	98.6%	16.0%
早島町	0	3,911	0	4	197	287	4,399	642	961	554	404	100.0%	21.1%
里庄町	0	2,729	153	99	0	170	3,151	185	814	657	155	100.0%	15.8%
矢掛町	0	2,735	195	213	0	252	3,395	212	715	566	146	100.0%	21.1%
新庄村	0	129	0	15	3	21	168	29	503	472	30	100.0%	29.8%
鏡野町	0	2,880	401	129	0	0	3,410	460	784	561	221	100.0%	19.3%
勝央町	0	2,206	0	115	60	165	2,546	329	660	432	227	100.0%	19.4%
奈義町	0	1,387	0	25	16	8	1,436	74	712	674	36	100.0%	9.4%
西粟倉村	4	297	4	0	0	48	353	28	670	494	174	98.9%	21.5%
久米南町	0	1,064	108	62	0	102	1,336	219	759	629	127	100.0%	24.0%
美咲町	0	2,719	0	667	0	0	3,386	654	684	573	108	100.0%	22.6%
吉備中央町	0	2,597	147	280	0	0	3,024	339	737	489	245	100.0%	11.2%
合計	4,248	561,843	21,727	22,700	3,413	15,002	628,933	119,371	1,005	662	341	99.3%	29.1%

表Ⅲ－１　一般廃棄物処理施設（焼却施設）

（令和３(2021)年３月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 （ｔ／日）	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ケ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	39	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H26	赤磐市
	和気町 和気町クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H30	和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市（早島町）
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 （うち一廃等303）	H17	倉敷市
美作	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市（新庄村）
	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H26	美作市（西粟倉村）
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合計		22	2,866		

表Ⅲ－２　一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）

（令和３(2021)年３月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 （ｔ／日）	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	58	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	26	H26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ケ原3072-5	35	H5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	5	H11	真庭市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	16	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合計		10	336		

表Ⅲ－３　一般廃棄物処理施設（再生利用施設）

（令和３(2021)年３月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 （ｔ／日）	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ケ原3072-1	7	H15	玉野市
	備前市 日生清掃工場選別施設	備前市日生町寺山680-1	8	S53	備前市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	8	H1	瀬戸内市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	10	H9	倉敷市、総社市
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	6	H11	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	18.05	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合計		11	157.65		

表Ⅲ－４　一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（令和３(2021)年３月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積（㎡）	全体容量（m3）	埋立物								埋立開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	粗大	中間残渣	焼却残渣	その他	
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○			○	○		埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	山間	○		36,900	450,000			○			○	○		2006
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町大田 4204-5	山間	○		5,354	10,800						○			1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○			○	○		1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	94,550			○			○	○		1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554						○	○		1996
備中	倉敷市 東部最終処分場（２期）	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000						○	○	○	2002
	総社市 新一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3740	山間	○		13,265	114,000			○			○	○		2018
	井原市 一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町5090外	山間	○		7,095	32,980			○				○	○	1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内 1940-24	山間	○		4,200	27,400			○			○	○		2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○						2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○		○			○	1981
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5318	山間	○		22,000	126,000			○				○		1980
美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市樫東1379-18外	山間	○		5,629	36,485								○	1996
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772-107外	山間	○		4,500	29,432			○			○	○		1999
	美作市 一般廃棄物最終処分場	美作市杉原325外	山間	○		800	3,400			○			○		○	2019
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	津山市領家1411-1外	山間	○		2,530	30,000			○			○		○	2016
合計		17				255,063	1,957,201									

表Ⅲ－５　一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

（令和３(2021)年３月 31 日現在稼働中）

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 （ｋｌ／日）	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S43	岡山市
	（同上）	（同上）	200	S54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	170	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	34	H28	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	43	H28	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、　里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市、新庄村、鏡野町、美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理組合 汚泥再生処理センター	津山市川崎443外	170	H31	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S61	美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町
合計		21	2,183		

表Ⅳ－１　産業廃棄物処理状況（業種別）＜令和元(2019)年度＞（その１）

（単位：千t/年）

区分 / 種類	発生量	有償物量	排出量	自己中間処理量	自己中間処理後量	（自己中間処理後の処理内訳）					自己未処理量	（自己未処理の処理内訳）					搬出量	自己最終処分量	（処理先地域の内訳）	
						再生利用量	自己最終処分量	委託中間処理量	委託直接最終処分量	その他量		再生利用量	自己最終処分量	委託中間処理量	委託直接最終処分量	その他量			県内	県外
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)		
合計	6,007	424	5,583	2,867	681	449		218	14	0	2,716	380	0	2,226	107	3	2,568	0	0	
鉱業	15		15	6	2	2					9	0		9			9			
建設業	811	3	809	22	17	11		5	0		786	6		755	25	0	786			
製造業	3,261	164	3,098	1,420	558	435		116	7	0	1,678	373	0	1,226	79	0	1,427	0	0	
食料品	198	5	193	121	25	1		24			73	10		60	3		87			
飲料・飼料	81	6	75	49	11	8		4			26	0		26			30			
繊維	60	0	60	4	1	1		1	0		56	0		55	1		56			
木材	4	1	3	0	0	0		0			3			3	0		3			
家具	11	0	11	2	0			0			9			9	0		9			
パルプ・紙	152	1	151	43	8	1		8	0		108	12		93	3		103			
印刷	16	4	12	3	0			0			9	0		9			9			
化学	987	35	952	735	250	192		57	1		217	10	0	196	11		265	0	0	
石油・石炭	104	13	90	74	42	36		6			16	2		14	0		19			
プラスチック	55	3	52	9	5	1		4			43	0		42	1		47			
ゴム	15		15								15	0		14	1		15			
皮革																				
窯業・土石	152	11	141	70	11			10	0		71	4		57	10		78			
鉄鋼	1,125	4	1,121	260	201	195			6		862	320		499	42		547			
非鉄金属	9	0	9								9			7	2		9			
金属	63	17	46	0	0			0			45	1		44	0		45			
はん用機器	23	7	15								15	0		15	0		15			
生産用機器	24	6	18	2	0			0			16	0		13	2		16			
業務用機器	1	0	1								1			1			1			
電子部品	73	3	70	47	2			2			23	0		23			25			
電気機器	4	1	3								3	0		3	0	0	3			
情報通信機器	0	0	0	0	0	0					0			0			0			
輸送用機器	102	45	57	1	1	1		0		0	56	12		41	3	0	44			
その他	2		2								2	0		2			2			
電気・水道業	1,838	248	1,590	1,419	105	1		97	7	0	171			165	2	3	275			
電気業	400	248	152								152			147	2	3	152			
ガス業	0	0	0								0			0			0			
上水道業	99		99	98	4	1		3	0	0	1			1	0		4			
工業用水道	22		22	22	0	0					0			0			0			
下水道業	1,317		1,317	1,300	101			94	7		18			18			118			
情報通信業	7	6	1								1	0		1	0		1			
運輸業	9	1	9	0	0			0			9	0		9	0	0	9			
卸・小売業	29	1	28								28	0		28	0		28			
宿泊・飲食	4	0	4								4	0		4			4			
医療・福祉	23	0	23								23	0		23	0		23			
サービス業※1	6	1	6	0	0			0	0	0	5	0		5	0		5			
その他の業種※2	3	1	3								3	0		3	0		3			

注1）本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。　注2）※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。　※2「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「物品賃貸業」及び「公務」の合計値である。

表Ⅳ－１産業廃棄物処理状況（業種別）＜令和元(2019)年度＞（その２）

（単位：千t/年）

区分 / 種類	委託処理量	委託直接最終処分量					委託中間処理量					委託中間処理後量			再生利用量	最終処分量			その他量	資源化量
			（処理主体の内訳）		（処理先地域の内訳）			（処理主体の内訳）		（処理先地域の内訳）			（処理後の処理内訳）				処理主体の内訳			
			業者	自治体	県内	県外		業者	自治体	県内	県外		再生利用量	最終処分量			自己処分	委託処分		
	(K)	(O)					(L)					(M)	(M1)	(M2)	(R)	(Q)	(Q1)	(Q2)	(J)	(S)
合計	2,565	121	121	0	119	2	2,444	2,437	7	1,699	744	1,947	1,795	152	2,624	273	0	273	3	3,048
鉱業	9						9	9		9		9	9	0	11	0		0		11
建設業	786	25	25		25	0	760	759	1	752	8	742	697	45	714	70		70	0	717
製造業	1,427	86	86	0	84	2	1,341	1,337	4	734	608	970	886	84	1,694	170	0	170	0	1,857
食料品	87	3	3		3		84	80	3	70	14	52	45	8	56	10		10		61
飲料・飼料	30						30	30		5	24	26	26	0	34	0		0		40
繊維	56	1	1	0	1		56	55	0	55	1	50	49	1	50	2		2		50
木材	3	0	0		0		3	3		1	2	3	2	1	2	1		1		3
家具	9	0	0		0		9	9	0	8	1	7	7	0	7	0		0		7
パルプ・紙	103	3	3		3		100	100	0	90	10	29	12	17	25	19		19		26
印刷	9						9	9	0	7	2	7	7	0	7	0		0		11
化学	265	12	12		11	0	253	253		179	74	108	86	23	288	34	0	34		322
石油・石炭	19	0	0		0		19	19		14	6	11	11	0	49	0		0		63
プラスチック	47	1	1		1	0	46	46	0	22	23	28	23	5	24	6		6		27
ゴム	15	1	1		1	0	14	14		11	2	11	9	3	9	4		4		9
皮革																				
窯業・土石	78	10	10		10	1	68	68		51	16	63	61	2	64	12		12		75
鉄鋼	547	48	48		47	0	499	499		100	399	468	457	11	973	58		58		977
非鉄金属	9	2	2		2		7	7		2	4	5	4	0	4	2		2		5
金属	45	0	0		0	0	44	44	0	40	4	40	34	6	35	6		6		52
はん用機器	15	0	0		0		15	15		14	0	9	8	1	9	1		1		16
生産用機器	16	2	2		2		13	13	0	12	1	9	7	2	7	4		4		13
業務用機器	1						1	1		1	0	1	1	0	1	0		0		1
電子部品	25						25	25		12	13	13	11	1	12	1		1		15
電気機器	3	0	0		0	0	3	3		3	0	3	3	0	3	0		0	0	4
情報通信機器	0						0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0
輸送用機器	43	3	3		3		41	41		32	9	25	22	3	34	6		6	0	79
その他	2						2	2		2	0	2	2	0	2	0		0		2
電気・水道業	272	9	9		9		262	261	2	158	105	181	168	13	169	23		23	3	417
電気業	149	2	2		2		147	147		53	94	146	144	2	144	4		4	3	392
ガス業	0						0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0
上水道業	4	0	0		0		4	4		3	1	2	2	0	3	0		0	0	3
工業用水道	0						0	0		0		0	0		0					0
下水道業	118	7	7		7		112	110	2	102	10	33	22	11	22	18		18		22
情報通信業	1	0	0			0	1	1		1	0	1	0	0	0	0		0		6
運輸業	9	0	0	0	0		9	9		8	0	8	7	1	8	1		1	0	8
卸・小売業	28	0	0		0	0	28	28		14	14	26	22	3	23	3		3		24
宿泊・飲食	4						4	4		0	3	1	1	0	1	0		0		1
医療・福祉	23	0	0		0	0	23	23	0	17	6	5	2	3	2	3		3		2
サービス業※1	5	0	0		0	0	5	5	0	5	0	3	2	1	2	1		1	0	2
その他の業種※2	3	0	0		0		3	3		2	0	1	1	0	1	0		0		2

注1）本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。　注2）※1「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」及び「サービス業」の合計値である。　※2「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「物品賃貸業」及び「公務」の合計値である。

表Ⅳ－２　産業廃棄物処理状況（種類別）＜令和元(2019)年度＞（その１）

（単位：千t/年）

区分 / 種類	発生量	有償物量	排出量	自己中間処理量	自己中間処理後量	（自己中間処理後の処理内訳）					自己未処理量	（自己未処理の処理内訳）					搬出量	自己最終処分量	（処理先地域の内訳）	
						再生利用量	自己最終処分量	委託中間処理量	委託直接最終処分量	その他量		再生利用量	自己最終処分量	委託中間処理量	委託直接最終処分量	その他量			県内	県外
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(E1)	(E2)	(E3)	(E4)	(E5)	(G)	(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	(H)	(I)		
合計	6,007	424	5,583	2,867	681	449		218	14	0	2,716	380	0	2,226	107	3	2,568	0	0	
燃え殻	36	4	31	0	0			0		0	31	2	0	27	2		29	0	0	
汚泥	3,136	35	3,102	2,715	601	391		196	14	0	387	13		368	5		583			
有機性汚泥	1,765		1,765	1,537	139	3		129	7		228	12		215	1		352			
無機性汚泥	1,372	35	1,337	1,178	462	388		68	7	0	159	1		153	4		232			
廃油	76	4	72	3	1	0		1			69	12		57		0	58			
一般廃油	68	3	65	1	0	0		0			63	12		51		0	51			
廃溶剤	5	1	4								4			4			4			
その他	3		3	1	1			1			2			2			3			
廃酸	55	2	53	25	1			1			28	2		26			28			
廃アルカリ	70	0	70	16	3	2		1			55			55			55			
廃プラスチック類	229	10	219	16	9	2		7	0	0	203	1		198	3	0	208			
廃プラスチック	219	10	209	16	9	2		7	0	0	192	1		188	3	0	199			
廃タイヤ	10	0	10								10	0		10		0	10			
紙くず	15	3	12	1	1	1		0	0		12	0		9	3		11			
木くず	169	2	166	3	1	1		0		0	163	0		160	4	0	164			
繊維くず	2	0	2	0	0			0			2	0		2	0		2			
動植物性残さ	66	9	57	19	8	8		0			38	10		28	0		28			
動物系固形不要物	0		0	0	0				0		0			0			0			
ゴムくず	0	0	0								0	0		0			0			
金属くず	367	321	46	0	0	0		0			46	13		33	0	0	33			
ガラス陶磁器くず	116	1	116	15	7	0		7	0		101	7		73	22		101			
鉱さい	309	10	300	0	0				0		299	92		182	25		207			
がれき類	768	1	767	55	49	45		5			712	32		653	27		685			
コンクリート片	338	1	336	13	8	7		1			323	1		321	1		323			
廃アスファルト	244	0	244	41	41	38		3			203	4		198	1		202			
その他	186	0	186	0	0			0			186	27		134	25		159			
ばいじん	555	21	534	0	0			0			534	195		320	16	3	339			
その他の産業廃棄物	0		0								0	0		0	0		0			
感染性廃棄物	36	1	36	0	0			0			36	0		35	0	0	36			
混合物	17		17								17			17	0		17			

注1）本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。　注2）「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。

表Ⅳ－２　産業廃棄物処理状況（種類別）＜令和元(2019)年度＞（その２）

（単位：t/年）

区分 / 種類	委託処理量	委託直接最終処分量	（処理主体の内訳）		（処理先地域の内訳）		委託中間処理量	（処理主体の内訳）		（処理先地域の内訳）		委託中間処理後量	（処理後の処理内訳）		再生利用量	最終処分量	処理主体の内訳		その他量	資源化量
			業者	自治体	県内	県外		業者	自治体	県内	県外		再生利用量	最終処分量			自己処分	委託処分		
	(K)	(O)					(L)					(M)	(M1)	(M2)	(R)	(Q)			(J)	(S)
合計	2,565	121	121	0	119	2	2,444	2,437	7	1,699	744	1,947	1,795	152	2,625	273	0	276	3	3,048
燃え殻	29	2	2		2		27	27		19	8	27	27	0	29	2	0	2	0	33
汚泥	583	19	19	0	19	0	564	563	2	503	62	245	187	58	592	77		77	0	626
有機性汚泥	352	8	8		8		344	342	2	319	25	142	113	29	129	37		37		129
無機性汚泥	232	11	11	0	11	0	221	221		184	37	103	74	28	463	39		39	0	498
廃油	58						58	58		34	25	29	28	1	40	1		1	0	44
一般廃油	51						51	51		30	21	26	25	1	37	1		1	0	40
廃溶剤	4						4	4		2	2	1	1	0	1	0		0		2
その他	3						3	3		2	2	2	2	0	2	0		0		2
廃酸	28						28	28		14	14	5	5	0	7	0		0		9
廃アルカリ	55						55	55		27	28	12	11	1	14	1		1		14
廃プラスチック類	208	3	3	0	3	1	205	205	0	126	79	155	127	27	130	31		31	0	141
廃プラスチック	199	3	3	0	3	1	195	195	0	124	71	145	117	27	120	31		31	0	131
廃タイヤ	10						10	10		1	8	10	10	0	10	0		0	0	10
紙くず	11	3	3		3		9	9	0	9	0	8	8	0	9	3		3		12
木くず	164	4	4		4		160	158	2	153	6	149	142	6	143	10		10	0	145
繊維くず	2	0	0		0		2	2		2	0	1	1	0	1	0		0		1
動植物性残さ	28	0	0		0		28	25	3	26	2	24	18	6	36	6		6		44
動物系固形不要物	0	0	0		0		0	0			0	0		0		0		0		
ゴムくず	0						0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0
金属くず	33	0	0		0		33	33	0	32	0	33	31	1	45	1		1	0	366
ガラス陶磁器くず	101	22	22	0	21	1	80	80	0	63	16	78	67	11	74	33		33		75
鉱さい	207	25	25		25	1	182	182		26	156	182	181	1	273	27		27		283
がれき類	685	27	27		27	0	658	658	0	597	61	658	635	23	711	50		50		713
コンクリート片	323	1	1		1		322	322		322	1	322	320	3	327	3		3		329
廃アスファルト	202	1	1		1		201	201		199	2	201	199	2	240	3		3		240
その他	159	25	25		25	0	135	135	0	77	58	135	116	18	143	43		43		143
ばいじん	336	16	16		16		320	320		38	282	320	317	3	512	19		19	3	533
その他の産業廃棄物	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0		0		0
感染性廃棄物	36	0	0		0	0	35	35		30	5	21	9	12	9	16		16	0	10
混合物等	17	0	0		0		17	17		12	4	3	1	2	1	2		2		1

注1）本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。　注2）「変換」、「無変換」の定義については、本編13頁の「5.産業廃棄物の種類の区分について」を参照のこと。